

独立行政法人国立青少年教育振興機構の
令和6年度における業務の実績に関する評価

令和7年

文 部 科 学 大 臣

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 6
1－1－4－1	項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 8
	項目別評価調書 No. I－1 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	・・・ p 8
	項目別評価調書 No. I－2 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	・・・ p 26
	項目別評価調書 No. I－3 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	・・・ p 34
	項目別評価調書 No. I－4 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	・・・ p 39
	項目別評価調書 No. I－5 青少年教育に関する調査研究	・・・ p 43
	項目別評価調書 No. I－6 青少年教育団体が行う活動に対する助成	・・・ p 58
	項目別評価調書 No. I－7 共通的事項	・・・ p 68
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 80
	項目別評価調書 No. II－1 業務の効率化	・・・ p 80
	項目別評価調書 No. II－2 効果的・効率的な組織の運営	・・・ p 86
	項目別評価調書 No. II－3 予算執行の効率化	・・・ p 92
	項目別評価調書 No. III 自己収入の確保、固定経費の節減	・・・ p 95
	項目別評価調書 No. IV－1 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	・・・ p 121
	項目別評価調書 No. IV－2 人事に関する計画	・・・ p 124
	項目別評価調書 No. IV－3 情報セキュリティについて	・・・ p 132
	項目別評価調書 No. IV－4 内部統制の充実・強化	・・・ p 137
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 143

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	中期目標期間	令和3年度～令和7年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	総合教育政策局	担当課、責任者	地域学習推進課、高田行紀
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、生田知子

3. 評価の実施に関する事項
令和7年7月16日及び29日 独立行政法人国立青少年教育振興機構の評価等に関する有識者会合において、国立青少年教育振興機構理事長及び監事のヒアリングを実施した。 同日、上記有識者会合において、評価結果案を諮り、意見を聴取した。 令和7年8月5日 各委員から追加意見を聴取し、本評価に反映した。

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	A	B	B	－
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成等を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための業務を実施している。 以下に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○ 「次代を担う青少年の自立に向けた健全育成」における「社会の要請に応える体験活動等事業」「課題を抱える青少年を支援する体験活動事業」では、実施事業数が、目標に対する達成度 100%を超え、政策課題や青少年の状況を踏まえた体験活動の提供を行った。（Ⅰ－1 参照） ○ 「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」では、青少年教育指導者等の研修事業の実務に対する有効度や絵本専門士の養成人数及び活動実績が、目標に対する達成度 120%を超え、青少年教育指導者等の更なる資質向上に寄与している。一方で、「青少年教育指導者等を対象とした体系的な養成研修事業」におけるカリキュラム検討については、遅れが認められる。早急に関カリキュラムの検討を進め、令和7年度に、東日本・西日本それぞれ2ヵ所4事業以上の実施が望まれる。（Ⅰ－2 参照） ○ 「青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援」では、目標に対する達成度 100%を超える団体から「最上位評価（リポート意向）」を得た。一方で、稼働率向上（利用者増加）のための全 28 施設の出組や、令和6年度下半期に実施した一時休館中の利用促進活動については、改善を要する。（Ⅰ－3 参照） ○ 「青少年教育団体が行う活動に対する助成」について、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなっている令和6年度においても、年度計画の数値目標を大幅に下回っており（達成度約 77%）、所期の目標を上回る成果が得られているとは言えないものの、新型コロナウイルスの影響で活動を中止していた団体に対する広報や、地方教育施設と連携した全国的な広報活動により、対前年度比で応募件数も新規応募団体数も増加していることは評価できる。（Ⅰ－6 参照） ○ 利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については 8.8%の削減、事業経費については 12.3%の削減を行っており、概ね着実に業務が実施されたと認められる。（Ⅱ－1 参照） ○ 収入面に関しては、地方施設における料金改定やオリンピックセンターにおける利用者増により、令和5年度と比較して施設使用料収入 5 億円（対前年度決算比 35.3%）増の自己収入を獲得したことなど、単年度で赤字を解消したことは評価できる。（Ⅲ参照）

	○ 令和6年度に発覚した施設使用料の免除事案については、内部規定に反した運用であり、内部統制上の問題が生じているため、今後の抜本的な改善が必要である。この他規定と運用の実態が整合していない事案がないかについては、早急に点検を行い、調査結果を報告することを求めたい。(IV-4 参照)
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】 ○ 体験活動をより一層推進するため、事業実施による効果を把握するとともに、事業成果を社会に広く伝えるための方策を講じ、情報発信に取り組んでいただきたい。(P15 参照) ○ 公立の青少年教育施設等との連携を更に深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化するとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい。(P15 参照) 【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】 ○ 「青少年教育指導者等を対象とした体系的な養成・研修事業」におけるカリキュラム検討については、遅れが認められる。早急にかリキュラムの検討を進め、令和7年度に、東日本・西日本それぞれ2ヵ所4事業以上の実施が望まれる。(P32 参照) ○ 安全管理研修の参加者は機構の職員が占めており、公立施設や民間団体の参加者の増加に努めていただきたい。(P32 参照) 【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】 ○ 稼働率向上のために地方施設で実施した取組を、本部が他施設に対して共有するだけでは、法人全体の利用者増加の取組としては不十分であるため、見直し・改善を図ることにより、稼働率向上につなげていただきたい。(P38 参照) ○ 「稼働率向上（利用者増加）のための行動計画」については法人全体として実効的な計画となるよう見直していただきたい。(P38 参照) 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】 ○ 青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを把握するとともに、連携促進により我が国全体の青少年教育の、更なる活性化に努めていただきたい。(P42 参照) 【青少年教育に関する調査研究】 ○ 調査研究の成果を論文にまとめ、学会等での発表を行うこと自体は評価するものの、青少年教育のナショナルセンターとして求められている内容は、調査研究成果の普及であり、その結果として青少年教育の振興にどのように寄与したのかというアウトカムにつなげていただきたい。(P48 参照) ○ 青少年教育研究センターに所属する個人の研究活動の活性化を通じて、青少年教育研究センターとしての使命を明確化した取組を進めていただきたい。(P48 参照)

	【共通の事項】 ○ ホームページ総アクセス件数以外にも、検証可能な指標を検討すること。現在の「広報方針」で定める「目標」は手段が記載されており改善が必要である。(P72 参照) 【効果的・効率的な組織の運営】 ○ 5施設において、経済面の支出が困難であったことを理由に「運営協議会」が未実施であったことについては、重要な会議であることに鑑み、経済的理由のみで開催を見合わせるこ とがないよう工夫すること。(P89 参照) 【長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施】 ○ 予防保全型のインフラ維持管理を徹底すること。(P123 参照) 【情報セキュリティについて】 ○ メール誤送信ツールを導入して情報セキュリティインシデントの防止に努めたことは評価できるものの、依然として情報セキュリティインシデントが計7件であり、発生件数は少な いとは言えないため、情報セキュリティインシデント対策を徹底すること。(P135 参照) 【内部統制の充実・強化】 ○ 令和6年度に発覚した施設使用料の免除事案については、内部規定に反した運用であり、内部統制上の問題が生じているため、今後の抜本的な改善が必要である。この他規定と運用 の実態が整合していない事案がないかについては、早急に点検を行い、調査結果を報告することを求めたい。(P140 参照) ○ 内部監査で発覚しなかったことも踏まえ、今後の内部統制環境やガバナンス体制については、抜本的に改善すること。(P140 参照)
その他改善事項	【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】 ○ 今あるニーズだけではなく、今後の社会を見据えた社会的な要請課題や、先取りのニーズも含め、ナショナルセンターとしての先導的な役割を果たす取組について検討いただきた い。(P16 参照) 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】 ○ 主務大臣評価の結果を踏まえ、事業内容を計画していただきたい。(P42 参照) 【青少年教育に関する調査研究】 ○ 法人の役割を踏まえ、野外教育関係や青少年教育関連の学会での発表も検討していただきたい。(P49 参照)

	○ 調査研究については、法人として実施する目的を明確化し、テーマの設定を焦点化していただきたい。(P49 参照) 【効果的・効率的な組織の運営】 ○ 運営協議会が何のためにあるのかを法人として改めて確認し、地方教育施設も含めて共通認識を図っていただきたい。(P89 参照)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	○ 運営協議会については所長により判断が大きく違っており、財政難をどう受け止めるかという点で、本部とコミュニケーションがとれていない印象がある。 ○ 一時休館については、急遽のこともあり、「施設の現場」まで十分に指示が伝わっていなかったのではないと思う。 ○ 人材に関しては十分にお金をかけていかなければいけない。 ○ 機構内の DX 化が思うように進んでおらず、業務の効率化が十分にできていない。 ○ 今後は出向者が減り、プロパー職員中心で施設を運営していくことに変わるような意識改革が必要。
その他特記事項	—

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13～参照)

S：中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別	備考
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	調書No.	
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	A○重	A○重	A○重	A○重	－	I－1	
2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	A○重	A○重	A○重	B○重	－	I－2	
3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	B重	B重	B重	C重	－	I－3	
4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	A	B	C	－	I－4	
5. 青少年教育に関する調査研究	A○重	B○重	B○重	B○重	－	I－5	
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	B	B	C	B	－	I－6	
7. 共通的事項	A	A	A	B	－	I－7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評価調査の項目別調査 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

中期目標		年度評価					項目別	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	調書No.		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
1．業務の効率化	B	B	B	B	－	Ⅱ－1		
2．効果的・効率的な組織 の運営	B	B	B	B	－	Ⅱ－2		
3．予算執行の効率化	B	B	B	B	－	Ⅱ－3		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
1．自己収入の確保	B	B	B	B	－	Ⅲ		
2．固定経費の節減								
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
1．長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	B○重	B○重	B○重	B○重	－	Ⅳ－1		
2．人事に関する計画	B	B	A	B	－	Ⅳ－2		
3．情報セキュリティについて	B	B	B	B	－	Ⅳ－3		
4．内部統制の充実・強化	A	A	B	C	－	Ⅳ－4		

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。） 困難度：「高」（多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育事業参加者の満足度	毎年度平均80%以上の参加者から「満足」を得る。	—	【目標】 平均80%以上 【実績】 90.1% 【達成度】 112.6%	【目標】 平均80%以上 【実績】 89.3% 【達成度】 111.6%	【目標】 平均80%以上 【実績】 90.0% 【達成度】 112.5%	【目標】 平均80%以上 【実績】 88.6% 【達成度】 110.8%	—	予算額（千円）	1,930,618	1,573,781	1,565,699	1,597,311	—

政策課題に 対応した教 育事業実施 数	中期目標 期間中に 延べ1,100 事業以上 を実施す る。	—	【目標】 220 事業以 上 【実績】 474 事業 【達成度】 215.5%	【目標】 220 事業以 上 【実績】 462 事業 【達成度】 210.0%	【目標】 150 事業以 上 【実績】 414 事業 【達成度】 276.0%	【目標】 75 事業以上 【実績】 256 事業 【達成度】 341.3%	—	決算額（千円）	1,860,566	3,316,894	1,897,662	2,009,155	—
課題を抱え る青少年を 支援する体 験活動事業 実施数	年度毎に 異なる対 象やテー マで中期 目標期間 中に延べ 160 事業以 上を実施 する。	—	【目標】 異なる対象 やテーマの 体験活動事 業 32 事業 以上 【実績】 40 事業 【達成度】 125%	【目標】 異なる対象 やテーマの 体験活動事 業 32 事業 以上 【実績】 71 事業 【達成度】 221.9%	【目標】 異なる対象 やテーマの 体験活動事 業 32 事業 以上 【実績】 84 事業 【達成度】 262.5%	【目標】 異なる対象 やテーマの 体験活動事 業 28 事業 以上 【実績】 40 事業 【達成度】 142.9%	—	経常費用（千円）	1,696,283	1,909,044	1,736,773	1,684,393	—
グローバル 人材志向率	毎年度平 均 80%以 上を得る。	—	【目標】 平均80%以 上 【実績】 92.6% 【達成度】 115.8%	【目標】 平均80%以 上 【実績】 92.9% 【達成度】 116.1%	【目標】 平均80%以 上 【実績】 92.5% 【達成度】 115.6%	【目標】 平均80%以 上 【実績】 93.6% 【達成度】 117.0%	—	経常利益（千円）	▲185,056	▲153,760	▲3,090	50,148	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	2,490,146	2,700,855	2,632,741	2,502,881	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	332	327	336	330	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
＜主な定量的指標＞ 【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】 ・教育事業参加者の満足度（目標値：平均 80%以上） 【社会の要請に応える体験活動等事業の実施】 ・政策課題に応じた教育事業実施数（目標値：75 事業以上） 【課題を抱える青少年を支援する体験活動事業	＜主要な業務実績＞ 機構では、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施している。教育事業の内容としては、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進している。 令和 6 年度の次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の実事業数は全ての教育施設で 393 事業*、総参加者数は 76,459 人であった。また、参加者の満足度は 88.6%であった。 *実事業数とは、実際に実施した事業の数である。複数の事業区分へ登録している事業もあるため、各事業区分の事業数の合計とは異なる。 1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的な生活習慣の確立を定着させるため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に向けて、より一層取り組んだ。 (1) 「体験の風をおこそう」運動の推進 機構は、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体等と連携して進めている。 ① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布	＜評価と根拠＞ 評価： A 令和 6 年度は年度計画における数値目標を各事業において上回って達成した。 教育事業について、88.6%の事業参加者から 4 段階評価の「最上位評価」（満足）を得た。 引き続き、「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させ、機構内はもとより関係機関等と横断的に連携し、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、事業やフォーラム等を企画・運営することで、青少年の体験活動等の重要性について普及・啓発に努めることができた。 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進については、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを広めることを目的に、新たなコンテストの実施や多くの家庭、教	＜評価に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・機構では、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動の実施や、青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流に関する教育事業を合計で 393 事業実施（総参加者数 76,459 人）し、参加者の 88.6%から最上位評価である「満足」を得た（年度計画：平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」である「満足」を得る）。 1. 青少年の体験活動等の重要	

の推進】 ・課題を抱える青少年を支援する体験活動事業実施数（目標値：異なる対象やテーマの体験活動事業 28 事業以上） 【グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進】 ・日本人の国際交流事業参加者のグローバル人材志向率（目標値：平均 80%以上） <その他の指標> 【「体験の風をおこそう」運動の推進】 ・地域で「体験	「読書・手伝い・外遊び」を子供の自立を促す重要な活動と位置付け、Web サイトやチラシ、リーフレットを作成して普及啓発を行っている。 Web サイトからは、「社会を生き抜く力」（図 3-1 参照）、「はっけん！！おてつだいやってみ隊」、「読書・手伝い・外遊び」等各種リーフレットをダウンロードできるよう公開し、併せて子供が家庭等身近な場所で取り組める体験活動の重要性を広く伝えるため、希望のあった保育園や小学校に送付したほか、イベントにおいても配布し、広報活動を展開した。各地方教育施設においても、令和 5 年度に引き続き、「体験の風をおこそう」運動の普及啓発のため、施設のロゴやキャラクターなどを入れたシールやトートバッグ、ハンドタオル、リーフレット、ステンレスマグカップなどを作成し、配布を行うことで普及に努めた。また、野外活動時や防災の場面など様々な用途で使えるカラビナ付き蓄光ライトなど役立ちグッズを作成し、自然体験関連事業等の参加者に配布した。 また、地域の公立青少年教育施設や関係機関等が連携し、各施設・機関等が提供する体験活動イベント等を掲載したイベントカレンダーを作成・配布するなど、地域の団体と協働した普及・啓発を行った。 ② 「体験の風をおこそう」運動推進事業 体験の風をおこそう運動推進委員会では、社会全体で子供の体験活動を推進し、その気運を高めていくため、全国で開催される体験イベントの事業を Web サイトに登録してもらい、体験活動の機会と場を検索できるようにし、令和 6 年度の「体験の風をおこそう」運動推進事業のエントリー数は、821 団体、1,785 事業、実施都道府県は令和 5 年度に引き続き全都道府県となった。また、配布申請があった団体には「体験の風をおこそう」のぼり旗や「子ども体験遊びリンピック」のメダル、賞状を提供することで、体験活動の重要性をアピールできるグッズを全国共通で配布している。今後は新たに「体験活動情報サイト（仮称）」の検討・構築を進めており、体験活動に関する様々な情報を扱う体験活動のプラットフォームを作成予定である。本運動もこのサイトへの移行を踏まえて検討・準備を進めている。 ③ 地域で運動を推進する体制の充実 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施においては、青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を運営している。市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動等に取り組み、地域一体となった運動や、地域内で実施している自然体験や農業体験等の体験活動を取りまとめ情報誌に掲載すること等、体験活動の推進普及・啓発を行っている。	 図 3-1 冊子「社会を生き抜く力」	育現場に普及・啓発資料を配布した。 社会の要請に応える事業については、親子・幼児や青少年に対して、自然体験や読書活動、体験活動を通じた自己成長や自己実現、防災や環境学習など ESD に対応した事業を 258 事業実施し、年度計画の目標値である 75 事業を大きく超えて達成した。 青少年教育に関するモデル的事業の推進については、青少年教育研究センター、関係機関・団体や大学の研究者等と連携して全ての地方施設で実践研究事業を実施し、報告書を作成した。 また、地域の実情を踏まえた教育テーマに基づき、研修支援と教育事業を連動させながら実施し、研修支援における活動プログラムで活用できるよう学習方法をまとめ教材や指導案を作成し、報告書の作成やフォーラム等で発表を行った。 全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施し、地域の課題に主体的に取	性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進 （１）「体験の風をおこそう」運動の推進 ・「社会を生き抜く力」、「はっけん！！おてつだいやってみ隊」、「読書・手伝い・外遊び」等各種リーフレットを「読書・手伝い・外遊び」の Web サイトからダウンロードできるよう公開するとともに、子供が家庭等身近な場所で取り組める体験活動の重要性を広く伝えるため、希望のあった保育園や小学校に送付したほか、イベントにおいても配布し、広報活動を展開した。 （２）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 ・青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局として、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、大型絵本、朝ごはんポケットレシピー集を作成・配布した（合計配布数 13 万 3 千部）。 ・地域に出向いて行う普及・啓
---	---	---	--	--

の風をおこそう」運動を進めるための、実行委員会未設置県に対する、機構本部及び近隣施設による働きかけ 【「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進】 ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布 ・各教育施設における、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用した、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動の実施	令和6年度は、全国の41都道府県（約9割）で42実行委員会が事業を実施した（表3-1参照）。	り組みその解決に向けて実践していくことで、探究的な学びや体験活動の機会を拡充することができた。 事業広報においては、SNSの活用や本部による広域的な広報などを通して、機構の取組としての事業実施及び成果の周知に努めた。 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進については、企画段階から関係機関と連携を図り、異なる対象やテーマで27教育施設において40事業実施し、年度計画の目標値である28事業を大きく超えて達成した。 また、リフレッシュキャンプを地方施設と本部が連携して実施した。 グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業の推進については、令和6年度は、全ての事業を対面交流で実施し、例えば、日韓高校生交流事業の参加者のアンケートからは、「この研修を通して、言語を学ぶことの楽しさ、異文化交流の楽しさに気づくことができ、将来的	発事業（10事業）を実施するとともに、文部科学省と連携して、子供の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進する気運の醸成を図るフォーラム事業（1事業）、主として中高生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業（15事業）を実施した。 （3）社会の要請に応える体験活動等事業の実施 ・社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場の提供や、自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業などを256事業（周年行事を除く）実施した（年度計画：75事業以上実施する）。 2．青少年教育に関するモデル的事業の推進 （1）実践研究事業の実施 ・青少年のための専門性の高い	
	また、実行委員会未設置の6県に対し、機構本部と地方教育施設とが連携し、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の好事例をまとめた広報資料を作成し、教育委員会等を訪問するなどして、実行委員会を設置して本事業を実施するメリット等について説明や意見交換を重ねるなど、本運動の全国的な展開に向けて働きかけを行っている。			
	表3-1 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施による事業名一覧			
	No.		実施 都道府県名	事業名
	1		北海道	令和6年度 北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業
				ひだかのわで体験の風をおこそう運動
	2		岩手県	令和6年度 みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業
	3		宮城県	宮城県「体験の風をおこそう」運動推進事業
	4		秋田県	令和6年度 オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業
	5		山形県	「山形から体験の風をおこそう」運動推進事業
	6		福島県	福島「体験の風をおこそう」運動
	7		群馬県	群馬県からっ風「体験の風をおこそう」運動推進事業
	8		埼玉県	さいたま市から「体験の風をおこそう」運動事業
	9		千葉県	ちばから体験の風をおこそう
	10		東京都	東京都「体験の風をおこそう」運動推進事業
	11		神奈川県	地域ぐるみで体験の風をおこそう神奈川事業
	12		新潟県	新潟県 地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業
	13		富山県	富山県から「体験の風をおこそう」運動推進事業
	14		石川県	親子でつくろう体験の和
	15		福井県	福井県「体験の風をおこそう」運動推進事業
16	山梨県	やまなし「体験の風をおこそう」運動推進事業		
17	長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進事業		
18	岐阜県	飛騨・美濃「体験の風をおこそう」運動推進事業		
19	静岡県	令和6年度 静岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業		

【青少年教育に関するモデル的事業の推進】 ・各地方施設による、地域の実情を踏まえた実践研究事業の実施 ・次年度に向けた、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携して課題と成果のまとめ ・地域の実情を踏まえた体験活動事業の実施、及び研修支援における活動プログラムで活用できるよう学修方法のまとめ 【課題を抱える	20 愛知県 愛知県「体験の風をおこそう」運動推進事業 21 三重県 体験の風をおこそう in スズカト 22 京都府 地域ぐるみで「花背山の家から京都に体験の風をおこそう」運動推進事業 23 大阪府 オール大阪「体験の風」500プロジェクト 24 兵庫県 兵庫県から「体験の風をおこそう」運動推進事業 25 奈良県 体験の風をおこそう in 奈良 26 鳥取県 鳥取県「体験の風をおこそう」運動推進事業 27 島根県 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 28 岡山県 岡山県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 29 広島県 山・海・島から「体験の風をおこそう」運動推進事業 30 山口県 山口・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業 31 徳島県 令和6年度 徳島から地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 32 香川県 「体験の風をおこそう」運動推進事業 33 愛媛県 愛媛から「体験の風をおこそう」運動推進事業 34 高知県 むろと黒潮・体験の風をおこそう運動 35 福岡県 福岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業 36 長崎県 佐賀・長崎 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 37 熊本県 熊本「体験の風をおこそう」運動推進事業 38 大分県 令和6年度大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 39 宮崎県 令和6年度日本のひなた宮崎県「体験の風をおこそう」運動推進事業 40 鹿児島県 鹿児島県「体験の風をおこそう」運動推進事業 41 沖縄県 沖縄県「体験の風をおこそう」運動 in 沖縄	④ その他 令和3年度から、家庭において家族で取り組めるような体験活動に関する動画コンテンツをYouTubeチャンネル「体験ちゃん」で配信している。本チャンネルでは子供や親子を対象とし、「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びを紹介することをコンセプトに、①自然体験、②文化体験、③生活の知恵、④科学学習、⑤スポーツ・運動、⑥創作活動など様々なジャンルの中から視聴者が興味を持ち実施しやすい内容を取り上げている。	にも海外との繋がりをもった仕事や外国の方々と関わる仕事に就きたいと強く思うようになった」「交流から言語だけでなく心でも通じ合えたという経験は、今後の人生に大きく役立つと感じた」などの声が寄せられた。 また、「SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」をはじめ、国内での国際交流活動を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、年度計画の目標値であるグローバル人材志向率80%を超えて達成した。 以上のことからA評価とした。 ＜課題と対応＞ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、運動開始から19年が経ち文部科学省が毎年実施している「全国学力・学習状況調査」を本運動開始前の平成15年度と比較すると令和6年度は、毎日朝食を食べる割合は小学6年生が8ポイント、中	モデル的体験活動を推進するため、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、実践研究事業を27地方教育施設で実施し、最終報告書を作成した。 (2) 特色あるプログラム事業の実施 ・地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、全ての教育施設でSDGsの視点に沿った教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発した。 (3) 全国高校生体験活動顕彰制度地域探究プログラムに関連する事業 ・「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的として実施し、令和6年度は、オリエンテーション合宿を24施設(合宿参加者数1,160人(対前年度比226人増))で実施した。 3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 ・困難な環境にある子供を対象

青少年を支援する体験活動事業の推進】 ・豪雨、地震などの災害があった場合、被災地からの要望やニーズに対して、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の実施 ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。	なお、本取組は現在の社会状況を踏まえて、これまで発信した動画コンテンツの利活用と、アフターコロナを見据えたコンテンツ内容の検討を行っている。 また、「体験の風をおこそう」運動では、全国的に知名度があり、本運動に賛同する著名人を応援団に任命し、子供の成長にとって体験がいかに重要であるかを全国各地で PR してもらうとともに、子供たちの体験活動の場と機会の充実に努めており、令和6年度は、全国4施設で派遣事業を実施した。 さらに、文部科学省委託事業「令和6年度 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」を受託し、学校等と企業等が体験活動の拡充のためのマッチングの中心となるポータルサイト（システム）について、現場のニーズやこれまで構築された同様のシステムの課題等に対応するシステムのフォーマットを完成させ、文部科学省へ報告書を提出した。 （2）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 機構は、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下「全国協議会」という。）の事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。 ① 普及・啓発資料等の作成・配布 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、大型絵本、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布している。 令和6年度は、上記を含めた普及・啓発資料等15種類、延べ約13万3千部を幼稚園や学校等に配布した。またWebサイトに普及啓発資料を掲載し、閲覧数は8,388回、ダウンロード数は6,287回であった。 ② 教育施設における基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動 機構では、全国協議会が作成する普及・啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及・啓発事業を実施している。 令和6年度も多くの教育施設において、「体験の風をおこそう」運動と本国民運動とを連動させた取組として、ガイドブックを活用した学ぶ機会を設けると共に、本国民運動の着ぐるみを活用したイベントを行うなど、生活リズムに関する様々な普及・啓発活動に取り組んだ。 本部では、青少年が生活リズムを整えることの大切さを意識し行動する自主性を育み、本国民運動の大切さを広く社会に普及することを目的としたアプリコンテスト及び表彰式を実施した。 小学生対象のアイデア部門には663作品、中学生・高校生対象の開発部門には61作品と全国から多数の応募があり、最	学3年生は9.2ポイント増加し、さらに朝食を毎日食べる子供の方が学力調査の平均回答率や体力合計点が高い傾向にあるなど、本運動の成果が結実したもの考える。今後も現代の子供たちが抱える課題に応じた「早寝早起き朝ごはん」国民運動のより一層の普及啓発が重要であり、全国協議会と連携しながら、乳幼児から中高生までの期間を網羅できるよう、令和6年度は新たに妊産婦・出産後の保護者を対象とした乳児用ガイドブックの作成及び思春期用ガイドブックの改訂に着手し、令和7年度からの配布を予定している。 モデル的事業の推進については、「実践研究事業」で作成した報告書及び「地域の実情を踏まえた特色ある体験活動事業」で開発した教材や作成した指導案の発信・普及に取り組む必要がある。 国際交流事業については、全ての事業が対面で再開されたことから、引き続き日本国内外の関係機関へのヒアリング等	にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した「生活・自立支援キャンプ」、課題を抱える子供を対象にした「課題を抱える青少年の支援や予防事業」を実施した。 ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災した児童・生徒に、自然に親しみながらの体験活動を提供し、心穏やかに、心身ともにリフレッシュする機会を提供するため、被災地域の小中学生を対象にしたリフレッシュ・キャンプを実施した。 4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進 ・令和6年度は全ての事業を対面で、28事業（参加者数926人）を実施した。 ・日本人参加者の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来も繋がりをもちたい」とい
---	---	--	--

	優秀賞には文部科学大臣賞を授与した。 また、地域に向いて行う普及・啓発事業（10 事業）を実施するとともに、文部科学省と連携して、子供の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進する気運の醸成を図るフォーラム事業（1 事業）、主として中高生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業（15 事業）を実施した。これらの活動報告を YouTube チャンネルで公開し、普及啓発に努めた。 （3）社会の要請に応える体験活動等事業の実施 機構では、社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業などを実施している。令和 6 年度の実事業数*は、全ての教育施設で目標値の 75 事業を上回る 258 事業であった。 ① 自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する事業 親子・幼児を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業を 209 事業実施した。 ② 体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る事業 青少年を対象に体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る教育事業として、自然体験等の活動を通して仲間とともに困難な状況を乗り越え、自己肯定感の向上を図る活動や体験を通して自然の循環を学ぶ事業など 33 事業実施した。 ③ 防災・減災教育事業 広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、防災・減災教育事業として、防災・減災について、自分ごととして捉え、“自助”” 共助”” 公助” に関して深く考える機会とする事業など 8 事業実施した。 ④ ESD に対応した教育事業 体験活動を踏まえた環境学習などの ESD に対応した教育事業として、地域の環境資源を教材とした課題解決学習を通して、科学的思考力や課題解決能力、地域資源に関する幅広い知識を育成する事業など 3 事業実施した。 2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進	を行うなどして、事業実施の在り方を再確認するとともに、効率的・効果的なプログラムを行うようにしていきたい。	った「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し、93.6%から肯定的な回答であった（年度計画：事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均 80%以上を得る）。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・体験活動をより一層推進するため、事業実施による効果を把握するとともに、事業成果を社会に広く伝えるための方策を講じ、情報発信に取り組んでいただきたい。 ・公立の青少年教育施設等との連携を更に深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化するとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい。 <その他事項>
--	---	--	--

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、令和6年度は「実践研究事業」「特色あるプログラム事業」「全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業」を実施した。

(1) 実践研究事業の実施

機構では、青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等を関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で行い、その重要性の普及に努めている。4年目の令和6年度は関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、全ての地方教育施設で実施し、最終報告書を作成した（表3-2参照）。

表3-2 実践研究事業一覧

No	施設	研究テーマ
		連携団体・研究者等
1	大雪	みんなの登山物語～登山を通して脳力を鍛えよう～
		青少年教育研究センター（第7章1.（2）③参照）
2	岩手山	「自助」「共助」の心を育む防災教育の充実
		東京都立大学野元氏、NPO法人古館まちづくりの会、他
3	磐梯	健康な生活習慣のきっかけづくり～食育と運動習慣づくり～
		福島大学、新潟青陵大学、桜の聖母短期大学、郡山女子大学 他
4	赤城	あかぎ無限大キャンプにおける「社会的能力の変容」「屋外の体験活動が眼に与える影響」について
		國學院大學人間開発学部、慶應義塾大学医学部、他
5	能登	体験活動を通じた多様な相手とのコミュニケーション能力の涵養
		羽咋市教育委員会、金沢大学、他
6	乗鞍	同じ参加者で2回に分けてキャンプを実施することによる教育効果の検証
		至学館大学 福富氏
7	中央	中学生による探究学習×地域創造・地域連携
		御殿場市、小山町、裾野市、御殿場市都市建設部、ランドブレイン株式会社 東京家政大学 白木氏、静岡大学 阿部氏

・今あるニーズだけではなく、今後の社会を見据えた社会的な要請課題、今後の社会を見据えた先取りのニーズも含め、ナショナルセンターとしての先導的な役割について検討いただきたい。

			8	淡路	自然体験活動が環境保全意識および地域貢献意識に与える影響			
					青少年教育研究センター（第7章1.（2）③参照）、公益財団法人ひょうご環境創造協会他			
			9	三瓶	三瓶山登山軸とする集団宿泊研修を通した「自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成」の研究			
					福岡教育大学、島根県教育委員会、大田市教育委員会、大田市内小学校（7校）			
			10	江田島	海洋環境活動を通した環境保全・保護への意欲向上			
					江田島市教育委員会、大柿自然環境体験学習交流館「さとうみ科学館」 広島大学、特定非営利活動法人ひろしま NP0 センター、広島商船高等専門学校 他			
			11	大洲	教員として必要な資質能力の育成に寄与する教育事業の在り方			
					愛媛大学、松山東雲女子大学、広島国際大学、愛媛県教育委員会社会教育課 大洲市、西予市 他			
			12	阿蘇	長期自然体験活動がもたらす成長と変容			
					熊本大学			
			13	沖縄	防災キャンプで育てる「生きる力」			
					琉球大学、沖縄県教育委員会、渡嘉敷村、渡嘉敷村教育委員会、他			
			14	日高	自然体験活動が子供のレジリエンスに与える影響について			
					北海道教育大学岩見沢校			
			15	花山	課題を抱える青少年に対する体験活動の効果			
					宮城県立こども病院、仙台大学、JA 新みやぎ 他			
			16	那須甲子	青少年教育施設で行う「防災・減災事業」に参加した参加者の変容を測る方法の研究			
					福島大学			
			17	信州高遠	長期キャンプにおける「学びに向かう力、人間性等」の変容			
					信州大学、長野県山岳総合センター、南信州山岳ガイド協会			
			18	妙高	統合型長期キャンプにおける参加者の自己肯定感を育む手立ての有効性			
					筑波大学、信州大学、国際自然環境アウトドア専門学校、他			
			19	立山	幼児期からの環境学習			
					金沢大学、公益社団法人富山県教育会他			

		20	若狭湾	豊かな海を守るため、身近な私たちの生活の中から改善していく方法の検討 名古屋 ECO 動物海洋専門学校講師 白井氏						
		21	曾爾	発達に特性のある児童や集団(学校)生活に困り感のある児童、不登校傾向などのある児童などの自己肯定感及び社会性の変容 奈良教育大学、岡山県渋川青年の家、株式会社おもちゃ王国、株式会社サンキョウエンビックス、高梁市立松原小学校						
		22	吉備	長期キャンプが子供の心と体に及ぼす変容について 中国短期大学、日本ボーイスカウト岡山連盟、岡山県小学校校長会他						
		23	山口徳地	自己有用感・自己肯定感の醸成を目指した意図的な体験学習サイクルの取り入れ方 山口大学						
		24	室戸	幼児期の運動プログラム開発 高知大学、認定こども園田野っ子						
		25	夜須高原	困難から乗り越える力の向上を目的とした自然体験活動プログラムの効果に関する調査研究 福岡教育大学						
		26	諫早	危険を予測し、安全のために主体的に行動することができる防災減災教育プログラムの開発 青少年教育研究センター（第7章1．（2）③参照）、諫早市危機管理課、諫早消防署、他						
		27	大隅	生きる力の向上を目的とした青少年教育事業のプログラムに関する検討 鹿児島海上保安本部、鹿屋体育大学、鹿屋市、垂水市、他						
		(2) 特色あるプログラム事業の実施								
		機構では、地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、全ての教育施設で SDGs の視点に沿った教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を行っている。								
		令和6年度は、全ての地方教育施設が7グループに分かれて連携しながら、これまでに実施した教育事業をもとに、研修支援における活動プログラムとして実施できるよう学習方法をまとめ、報告書の作成やフォーラム等で発表を行った（表3-3参照）。								

表 3-3 各地方教育施設の教育テーマ一覧

グループ	教育テーマ	
	施設	事業内容
A	環境教育	
	赤城	赤城山を活用した教科体験学習
	妙高	森林環境学習「みどりの学習」
	信州高遠	環境教育の推進(ESDの視点で捉え直した自然体験活動)
	乗鞍	自然と語り、新しい自分に出会う(※自然とは、ネイチャーとありのままの自分)
	立山	幼児期からの環境教育
	曽爾	森林環境教育プログラム
	山口徳地	温かい心の醸成(環境教育)
B	環境教育(海洋)	
	若狭湾	海の環境教育
	江田島	海洋環境に視点を置いた環境教育の充実
	大隅	海の環境学習
	沖縄	海洋体験を通したよりよい環境の創造
C	減災・防災教育	
	日高	安全教育(防災)
	岩手山	「自助」と「共助」の心を育む防災教育の充実
	淡路	防災・減災教育
	諫早	減災・防災教育
D	ジオ教育	
	大雪	ジオ教育
	花山	ジオパークから学ぶ大地のつながり・豊かな恵み
	室戸	ジオパークを活用した自然体験活動
	阿蘇	阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～

E	伝統・文化教育	
	吉備	「郷土岡山を大切に作る心」の育成
	夜須高原	夜須高原の里地里山「地域の文化」体験を通じた ESD
	国際理解教育	
	能登	Let's cook outdoors with friends in English !
F	主権者教育	
	中央	SDGs への理解を深め、新しい社会の担い手となる教育の推進
	インクルーシブ教育	
	那須甲子	障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進
	健康教育	
	磐梯	健康的な生活習慣のきつかけづくり～「食育」と「運動習慣づくり」から～
G	野外教育	
	三瓶	自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成
	大洲	地域の自然を活用した野外教育プログラムの展開と効果

（３）全国高校生体験活動顕彰制度地域探究プログラムに関連する事業

本制度は、平成 30 年度に設置した有識者による委員会にてプログラムや顕彰の在り方を検討し、「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的として令和 2 年度より本格的に実施している事業である。

取組を段階的に分けており、ステップ 1「地域探究トライアル」では、探究の手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、その学びと成果を「実践活動報告書」に

まとめる。ステップ 2「地域探究アワード」では、体験活動
を積極的に行った高校生を評価することを目的として実践活動報告書やプレゼンテーション発表をもとに顕彰を行う。各
地方での予選となる「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている（図 3-3 参照）。

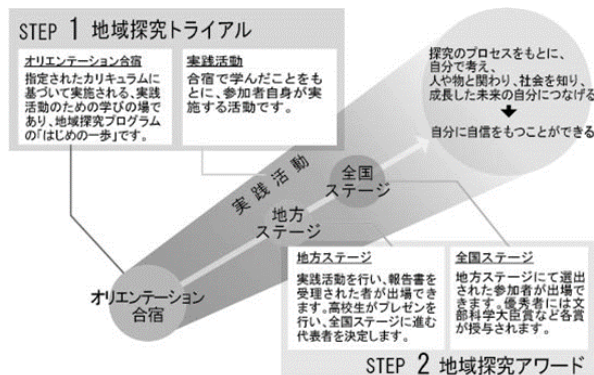


図 3-3 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

	令和6年度は、オリエンテーション合宿が24 地方教育施設で実施され、1,160 人（対前年度比 226 人増）が合宿に参加した。合宿に参加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に 270 人（対前年度比 31 人増）が実践活動報告書を提出し、修了認定を受けた。地方ステージは全国 8 ブロックの会場で開催され、173 人（対前年比 43 人増）が参加した。その後、地方ステージで代表となった 22 人がセンターにて開催した全国ステージに出場し、各地域で取組んだ活動や同じ志を持った高校生同士の交流とプレゼンテーション発表を行い、文部科学大臣賞や理事長賞等の各賞が授与された。 全国ステージ出場者に行ったアンケートからは、『周りの大人を頼れば手伝ってくれる』という言葉がとても印象的で、その言葉を聞いて、地域の大人の方々にもっと積極的に相談してみようと思い、自分からアポを取って話を聞く機会を増やしました。」「夕食時には先輩サポーターの方と話す機会があり、自分とは異なる経験や価値観を持つ人と交流できたことがとても貴重でした」などの声が寄せられた。 また、本制度では、過年度の全国ステージ出場者 12 人が全国ステージの企画・運営に「先輩サポーター」として参画した。全国ステージでは、自身の当時の取り組みや現在の取り組みを基に出場者と交流を行っている姿がみられた。先輩サポーターからも「去年は自分が出場者側だったことから出場者へのフォローを精一杯できたかと思います。」などの声が寄せられた。 3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 機構では、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD 等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業など、異なる対象やテーマの体験活動事業を 52 事業実施した。 （1）生活・自立支援キャンプ 困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携し、豊かな自然環境を生かしたプログラムや野外炊事やテント設営など多様な活動プログラムを通して、自己肯定感を高めることや仲間と協力し課題を解決する事業を、25 教育施設で 26 事業実施し、659 名の参加者を得た。 （2）課題を抱える青少年の支援や予防事業 課題を抱える子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた支援事業を 24 事業実施し 784 人の参加者を得た。 （3）災害等の支援事業等の実施 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に対して、機構は活動プログラムの提供や宿泊施設等の提供による支援を展		
--	--	--	--

開した。

① リフレッシュキャンプの実施

被災した児童・生徒に、自然に親しみながらの体験活動を提供し、心穏やかに、心身ともにリフレッシュする機会を提供するため、被災地域の小中学生を対象にしたリフレッシュキャンプを実施した（表 3-4 参照）。リフレッシュキャンプ実施準備や当日の運営については、実施施設である能登や立山の職員だけでなく、本部からも応援職員を派遣し、サポートを行った。

また、リフレッシュキャンプ実施の様子は、テレビ、新聞等複数のメディアで報道された。

表 3-4 リフレッシュキャンプの実施状況

事業名	場所	実施日	参加者数
リフレッシュキャンプ スペシャル企画	能登	4/3（水）	156 名
リフレッシュ GW キャンプ	能登・立山	4/27（土）～4/29（月）	24 名
リフレッシュ GW キャンプ	能登・立山	5/3（金）～5/5（日）	21 名
リフレッシュのとキャンプ	能登	6/29（土）～6/30（日）	23 名
リフレッシュのとキャンプ	能登	7/6（土）～7/7（日）	20 名
リフレッシュサマーキャンプ	能登	8/3（土）～8/6（火）	50 名
リフレッシュサマーキャンプ	能登	8/23（金）～8/25（日）	59 名
リフレッシュのとキャンプ 爽秋クール	能登	9/28（土）～9/29（日）	20 名
リフレッシュのとキャンプ 爽秋クール	能登	10/5（土）～10/6（日）	23 名
リフレッシュのとキャンプ（輪島市）	能登	10/24（木）～10/25（金）	79 名
リフレッシュのとキャンプ 晩秋クール	能登	10/26（土）～10/27（日）	32 名
リフレッシュのとキャンプ 晩秋クール	能登	11/16（土）～11/17（日）	25 名

② 宿泊施設等の提供

令和 5 年度に引き続き、寮や自宅が被災したことにより通学が困難な生徒を二次避難所として 2 校 80 名を受け入れた。

	(4) その他（青少年の“自立する”力応援プロジェクト） 機構では、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定、令和元年 11 月 29 日改定。なお、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」に一元化された。）を受けて、平成 26 年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、子供の貧困対策に係る取組について、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。 ① 生活・自立支援キャンプ（第 3 章 3.（1）参照） ② 子どもゆめ基金による支援（第 8 章 3.（2）参照） 経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費、宿泊費などの自己負担経費を助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成 27 年度から措置を講じている。 令和 6 年度においては、126 件（令和 5 年度 111 件、対前年度比 15 件増）の活動に支援した。また、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。 ③ 学生サポーター制度 本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生に、機構の実施する教育事業の支援及び補助や各教育施設の整備等を行うことに対する報酬を支給することにより、学生の生活及び自立の支援を図ることを目的として平成 27 年度から実施している。 令和 6 年度は 7 人の学生サポーターを教育施設に配置した。学生サポーターは、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の整備等の業務に携わっている（表 3-5、3-6 参照）。 なお、令和 6 年度までは学生サポーターの募集時に児童養護施設または母子生活支援施設出身者としていたが、より多くの学生を支援するため、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金（第 I 区分）を受給している者も対象に含め、12 月から令和 7 年度の学生サポーター募集を行った。その結果、8 名を新たに令和 7 年度からの学生サポーターとして内定した。募集に当たっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子供の未来を応援する首長連合、全国町村会に周知を依頼した。 表 3-5 令和 6 年度学生サポーター配置状況		
--	---	--	--

センター	曾 爾	吉 備	合 計
4 人	1 人	2 人	7 人

表 3-6 令和 6 年度学生サポーター在学機関

大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	合計
6 人	0 人	0 人	1 人	7 人

4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

機構では、青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年及び青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

令和 6 年度は全ての事業を対面交流で実施した。23 事業を実施し、参加者数は 926 人（日本人 731 人、外国人 195 人）であった。日本人参加者の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来も繋がりを持ちたい」といった「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し、93.6%から肯定的な回答を得ることができた。

（1）海外の青少年及び青少年教育指導者等の交流事業

日本、中国、韓国の 3 か国で巡回開催をしている「日中韓子ども童話交流事業」については、小学校 4 年生から小学校 6 年生を対象に、令和 6 年度は 6 年ぶりに日本開催となり、97 名の子供たちが一堂に会し実施した。また、平成 27 年度参加者等を対象とした交流会も 17 名が参加し実施した。

マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国との相互交流事業である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」は、小学校 5 年生から中学校 2 年生を対象に 56 名を派遣し、84 名を受け入れて実施した。

「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」は、日本及びアセアン加盟国双方の中学生による国際交流を通して、グローバル社会に対応して高い国際感覚を備えた青少年を育成することを目的に、35 名を受け入れして実施した。週末には、日本在住の中学生 29 名をセンターに集め、1 泊 2 日で交流プログラムを実施した。

「日韓高校生交流事業」は、日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年の育成を目的に、文部科学省の委託を受け、36 名を派遣し、36 名を受け入れして実施した。

「日独青少年交流事業」は、日本とドイツの両国政府主催の事業であり、両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図るため、文部科学省の委託を受けて実施した。

	具体的には、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー（テーマ：A 1（若者を取り巻くメディア環境）、A 2（子供と若者の貧困）」、ボランティア活動を行っている学生を対象とした「日独学生青年リーダー交流事業（テーマ：若者の社会参画）」、勤労青年を対象とした「日独勤労青年交流事業（テーマ：男女ともに輝く働き方）」の4事業について、35名を派遣し、40名を受け入れて実施した。 （2）国内での国際交流事業 各地方教育施設では、SDGsの観点を盛り込み外国語を使って国際交流を深めるプログラムを新たに開発し、民間団体等への普及啓発を図ることを目的として実施している「SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」を、令和6年度は、3施設（立山、曽爾、室戸）で合計92名参加のもと、実施した。 また、国際交流活動を充実させることを目的として、地元の教育委員会等と連携して英語による体験活動や異文化理解のための活動等の独自の事業を3施設（能登、中央、諫早）において、合計362名が参加し実施した。		
--	---	--	--

4. その他参考情報	
予算額と決算額の10%以上の乖離については、予算額に計上していない施設整備費補助金（補正予算追加交付による増）を財源とした支出の増加が主な要因である。	

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和 ７年 度			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年 度	令和７年 度
青少年教育指導者等養成・研修事業参加者の満足度	毎年度平均 80％以上の参加者から「満足」を得る。	－	【目標】 平均 80％以上 【実績】 91.2％ 【達成度】 114.0％	【目標】 平均 80％以上 【実績】 90.4％ 【達成度】 113.0％	【目標】 平均 80％以上 【実績】 89.8％ 【達成度】 112.3％	【目標】 平均 80％以上 【実績】 89.8％ 【達成度】 112.3％	－		予算額（千円）	734, 252	598, 539	595, 465	607, 487	－

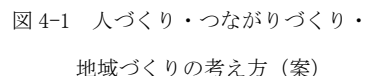
研修後の実務 に対する有効 度【自然体験 指導者研修・ 安全管理研 修・教員免許 状更新講習】	—	—	【目標】 70%以上 【実績】 95% 【達成度】 135.7%	【目標】 70%以上 【実績】 91.3% 【達成度】 130.4%	【目標】 70%以上 【実績】 92.6% 【達成度】 132.3%	【目標】 70%以上 【実績】 89.2% 【達成度】 127.4%	—	決算額（千円）	708,786	1,256,110	747,280	787,150	—
絵本専門士養 成人数	中 期 目 標 期 間 中 に 250 人 以 上 養成する。	—	【目標】 50 人 以 上 【実績】 70 人 【達成度】 140.0%	【目標】 50 人 以 上 【実績】 73 人 【達成度】 146.0%	【目標】 50 人 以 上 【実績】 69 人 【達成度】 138.0%	【目標】 50 人 以 上 【実績】 80 人 【達成度】 160.0%	—	経常費用（千円）	644,494	716,575	686,839	685,585	—
絵本専門士活 動回数	毎 年 度 5,265 回 以 上 活 動 す る。	—	【目標】 5,265 回 以 上 【実績】 8,458 回 【達成度】 160.6%	【目標】 5,265 回 以 上 【実績】 17,358 回 【達成度】 329.7%	【目標】 5,265 回 以 上 【実績】 15,720 回 【達成度】 298.6%	【目標】 5,265 回 以 上 【実績】 16,496 回 【達成度】 313.3%	—	経常利益（千円）	▲64,711	▲50,423	▲1,0117	14,040	—
ボランティア 養成人数	中 期 目 標 期 間 中 に 延べ5,685 人 以 上 養 成する。	—	【目標】 1,137 人 以 上 【実績】 1,292 人 【達成度】 113.6%	【目標】 1,137 人 以 上 【実績】 1,256 人 【達成度】 110.5%	【目標】 1,137 人 以 上 【実績】 1,355 人 【達成度】 119.2%	【目標】 1,137 人 以 上 【実績】 952 人 【達成度】 83.7%	—	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—

ボランティア活動回数	中期目標 期間中に延べ 20,332回 以上となるよう支援を行う。	—	【目標】 3,253回以上 【実績】 4,505回 【達成度】 138.5%	【目標】 3,660回以上 【実績】 5,094回 【達成度】 156.6%	【目標】 4,066回以上 【実績】 4,678回 【達成度】 115.1%	【目標】 4,473回以上 【実績】 4,352回 【成度】 97.3%	—		行政コスト（千円）	946,415	1,017,716	1,027,593	996,871	—
	—	—	—	—	—	—	—		従事人員数	306	298	307	298	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
<主な定量的指標> 【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】 ・青少年教育指導者等養成・研修事業参加者の満足度（目標値：平均80%以上） 【青少年教育指導者等の研修事業の推進】 ・研修後の実務に対する有効度（目標値：70%以上） 【読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進】 ・絵本専門士養成人数（目標値：	<主要な業務実績> 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業として、「①青少年教育指導者等の研修」「②読書活動に関する専門的な指導者養成」「③ボランティアの養成・研修」を89事業実施した。総参加者数は5,307人、参加者の89.8%から満足の評価を得た。 1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進 機構では、国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者（NEAL）養成事業」や「体験活動安全管理研修」等を実施した。 （1）青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発	<評価と根拠> 評価：B 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業を89事業実施した。事業参加者に対してアンケート調査を行ったところ、全体の89.8%から「満足」の評価が得られ、年度計画に定める数値目標（80%）を9.8ポイント上回った。また、参加者への実務に対する有効度の事後調査では、自然体験活動指導者（NEAL）養成事業の回答者の	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 青少年に対する良質な体験活動の機会と場の提供に向けて、「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業」を89事業実施（参加者数5,307人）し、参加者の89.8%から最上位評価である「満足」を得た（年度計画：平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得る）	

上記指標のとおり。

令和6年度に前述①～③の各資格における養成事業を受講した参加者を対象として、事業終了後にモ



ボランティア養成・研修の推進では、計画の「1,137人以上」を下回る952人だった。また、法人ボランティアの活動回数は4,352回であり、年度計画で

・青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「安全管理担当者編」（参加者数 57 人）、「山編」及び「水辺編」（参加者数 57 人）を実施した。研修終了後に追跡調査を実施したところ、96.8%の参加者が各施設での会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、実際の

	ニター調査を実施したところ、85.3%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。 リーダー受講者では、「子供たちが自ら行動しやすい環境づくりなどにするためには、どのようにアプローチをすると良いかを考えることができた。」、インストラクター受講者では、「利用者の実態に合わせてプログラムの内容を選び、提案をするようになった。」、コーディネーター受講者では、「実際に団体向けに安全管理講習を担当した際に、本研修で取り扱ったハラスメントの項目などを活用して取り組むことができた。」といった回答があり、資格が上がるにつれ、自然体験活動指導者として対象者の実態に合わせて、研修内容を指導に活かしていることがうかがえた。 (3) 体験活動安全管理研修 青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「山編」(参加者 34 人)を立山で、「水辺編」(参加者 23 人)を若狭湾で実施した。また、両施設で「安全管理担当者編」をそれぞれ同時開催した。機構職員を対象とした「安全管理担当者編」と公立・民間施設の職員にも広く参加募集を行った「山編」及び「水辺編」の講義を一部合同で実施することにより、安全管理に対する共通認識や改善計画を策定することができた。 主な講習内容として、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際(登山実習、シーカヤック、スノーケリング実習、ファーストエイド実習、救助実習)、安全管理担当者においては、会場である立山・若狭湾の安全管理状況等を、それぞれに異なるテーマでグループに分かれ、良い点・悪い点・改善点等について外部評価者として評価を行う演習を行った。 研修終了後に追跡調査を実施したところ、96.8%の参加者が各施設での会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、実際の指導に活かしたりするなど様々な機会において講習で得た知見を活かしていることが分かった。 具体的には、「危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルについて、職員間で協議を行い、修正、更新した。」「利用団体の持参物、引率者の装備、利用団体に配付している地図などで修正が必要な箇所について職員から意見を収集した。今後、それらを基に修正等をしていきたい。」というような回答があった。 2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進 地域における読書活動の推進を図るため、絵本に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導	定めている数値目標(活動回数が 4,473 回以上)は達成できなかった。しかしながら、法人ボランティアの活動機会になり得る教育事業を昨年度に比べて精選して実施、事業数が大きく減少したにも関わらず、法人ボランティアの活動回数は昨年度と同程度を維持していることから、積極的な参画を促すことができた。 以上のことから B 評定とした。 <課題と対応> 青少年教育指導者として体系的な資質の向上を図るためのカリキュラムを作成し、基礎的研修や専門的研修の内容を検討していく必要がある。	指導に生かしたりするなど様々な機会において講習で得た知見を生かしていることが分かった(年度計画:研修後の実務に対する有効度が 70%以上となる)。 2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進 ・絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、絵本専門士を養成している。令和 6 年度は、絵本専門士として 80 人が認定された(年度計画:絵本専門士を 50 人以上養成する)。 ・絵本専門士として認定された第 1 期生から第 10 期生 637 人に対して、認定後の活動状況を追跡調査した結果、242 人から活動報告があった。個人や所属団体での読み聞かせ会やおはなし会等を行った数は 16,214 件、メディア出演や掲載等を行った数は 282 件、計 16,496 件の活動を行った(年度計画:活動実績が 5,265 回を超える) ・絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本士養成制度」を設け、令和 6 年度は、前年度から継続の 49 機
--	--	---	--

	者を養成するための絵本専門士養成講座を実施した。 (1) 絵本専門士養成事業 絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の 3 分野、30 コマ (50.5 時間) で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多彩な講座内容で構成した。 令和 6 年度は、絵本専門士として 80 人が認定された。 また、絵本専門士として認定された 637 人に対して、認定後の活動状況を追跡調査した結果、242 人から活動報告があった。個人や所属団体での読み聞かせ会やおはなし会等を行った数は 16,214 回、メディア出演や掲載等を行った数は 282 回、計 16,496 回の活動報告があった。 平成 27 年に第 1 期絵本専門士が認定されてから、令和 6 年に 10 年を迎え、更なる読書活動の地域社会全般への普及及び子供たちの読書活動を推進する契機とすることを目的として、「絵本専門士 10 周年記念事業」をセンターで実施し、2 日間で延べ 467 人が参加した。さらに、今後の 10 年を見据えた絵本専門士の養成と活動の充実に向けた「絵本専門士将来ビジョン」をまとめた。 (2) 認定絵本士の養成 絵本専門士養成講座の社会的認知・ニーズが高まってきている状況を踏まえ、多くの人々が学ぶ機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、大学・短期大学・専門学校において「認定絵本士養成講座」が開設されている。 令和 6 年度は、前年度から継続の 49 機関 50 学科のほか、新たに 8 機関 9 学科を加え、計 57 機関 59 学科が実施した。その結果、令和 6 年度には認定絵本士養成講座に関する全科目の単位を取得した 1,627 名を認定絵本士に認定した。 認定絵本士の資格取得後、3 年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を図る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となるが、令和 6 年度には、申請要件を満たした 10 名の認定絵本士が絵本専門士への認定試験を受験した。いずれも認定要件を満たし、絵本専門士として認定された。 なお、認定絵本士については、受講生は学生が大半であることから、今後、社会人を積極的に受け入	関 50 学科のほか、新たに 8 機関 9 学科を加え、計 57 機関 59 学科が実施した。その結果、令和 6 年度には認定絵本士養成講座に関する全科目の単位を取得した 1,627 名を認定絵本士に認定した。 3. ボランティアの養成・研修の推進 ・「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を実施している。令和 6 年度はボランティア養成・研修事業を全ての教育施設で 33 事業（参加者数 1,162 人）実施した（年度計画：ボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137 人以上養成する）。 ・法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は 4,352 回であった（年度計画：ボランティア登録者の活動回数が 4,473 回以上となる）。 ・学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を実施し、法人ボランティアの活動と勉学を両立させ、他の模範となるような学生
--	---	---

	れていくこととし、オンラインの導入等を進めていく予定である。 3. ボランティアの養成・研修の推進 (1) ボランティアの養成と活動状況 機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を、高校生や大学生などの青少年を中心に社会人も対象とし、全ての教育施設で実施している。養成事業を受講した参加者は、当機構でボランティアとして登録することができ（以下、「法人ボランティア」という。）、全ての教育施設の教育事業・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。 教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、令和6年度はボランティア養成・研修事業を全ての教育施設で33事業実施し、参加者数は1,162人となった。そのうち、上記カリキュラムに基づく養成事業の参加者は、1,137人の目標に対し952人であり、スキルアップ等の研修事業の参加者は210人であった。 また、法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は4,352回であった。 (2) 法人ボランティアの活動の推進 全ての教育施設のボランティア・コーディネーターを中心に、ボランティア活動の発展と活力ある社会を構築できる若者の育成を目指し、法人ボランティアの自主企画事業実現のための支援を行う「自主企画事業支援プロジェクト」が24地方教育施設で32事業実施された。 また、法人ボランティアが一堂に会し、情報交換を通して交流を深め、各教育施設でのボランティア活動がより発展することを目的とした「ボラミックスキャンプ」を実施し、26教育施設から49人の法人ボランティアが参加した。 (3) 法人ボランティアの表彰制度 機構では、学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成26年度から実施している。学生の法人ボランティアの活動は、学生にとってはリーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとっては学生たちの活躍を目の当たりにすることで将来への憧れや励みに繋がっている。 令和6年度はこのような法人ボランティアの活動と勉学を両立させ、他の模範となるような学生を対		を対象に41人を表彰した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・「青少年教育指導者等を対象とした体系的な養成・研修事業」におけるカリキュラム検討については、遅れが認められる。早急にカリキュラムの検討を進め、令和7年度に、東日本・西日本それぞれ2ヵ所4事業以上の実施が望まれる。 ・安全管理研修の参加者は機構の職員が占めており、公立施設や民間団体の参加者の増加に努めていただきたい。 <その他事項> —
--	---	--	--

		象に 41 人（対前年度比 5 人増）を表彰した。表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が被表彰者の所属大学に出向き、学長等に臨席してもらうとともに、地元新聞に記事を掲載してもらうなど、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会とした。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の 10%以上の乖離については、予算額に計上していない施設整備費補助金（補正予算追加交付による増）を財源とした支出の増加が主な要因である。 —

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用団体のリピート意向率	毎年度平均73%以上の団体から「リピート意向」を得る。	—	【目標】 平均73%以上 【実績】 89.7% 【達成度】 122.8%	【目標】 平均73%以上 【実績】 86.6% 【達成度】 118.6%	【目標】 平均73%以上 【実績】 85.4% 【達成度】 117.0%	【目標】 平均73%以上 【実績】 82.5% 【達成度】 113.0%	—	予算額（千円）	2,223,291	1,812,359	1,803,052	1,839,456	—

青少年人口 に対する利 用者数	全国 28 施 設で青少 年人口（0 ～29 歳） の 1 割程 度の利用 実績を確 保する。	—	【目標】 1 割程度 【実績】 1, 156, 025 人 【達成度】 34. 1%	【目標】 1 割程度 【実績】 1, 664, 868 人 【達成度】 49. 9%	【目標】 1 割程度 【実績】 2, 234, 140 人 【達成度】 67. 5%	【目標】 1 割程度 【実績】 2, 100, 993 人 【達成度】 64. 1%	—	決算額（千円）	2, 122, 881	3, 789, 087	2, 148, 792	2, 261, 053	—
活動プログ ラムの有効 度	毎年度平 均 80%以 上の青少 年団体か ら「有効」 を得る。	—	【目標】 平均 80 % 以上 【実績】 89. 2% 【達成度】 111. 5%	【目標】 平均 80 % 以上 【実績】 89. 3% 【達成度】 111. 6%	【目標】 平均 80 % 以上 【実績】 90. 9% 【達成度】 113. 6%	【目標】 平均 80%以 上 【実績】 90. 8% 【達成度】 113. 5%	—	経常費用（千円）	1, 933, 627	2, 162, 203	1, 972, 418	1, 926, 509	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲215, 086	▲173, 108	▲59, 304	44, 401	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	2, 847, 836	3, 074, 050	3, 004, 212	2, 869, 075	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	194	186	186	180	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価		評価 C
＜主な定量的指標＞ 【青少年、青少年教育指導者 等を対象とする研修に対する	＜主要な業務実績＞ 機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行 えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを	＜評価と根拠＞ 評価：B 令和 6 年度における青少年利用		＜評価に至った理由＞ 自己評価では「B」評価である が、青少年人口の 1 割程度の利用

支援】 ・利用団体のリピート意向率 (目標値：平均73%以上) 【研修利用の充実】 ・青少年人口の1割程度の利用者確保(目標値：1割程度) 【研修に対する支援の推進】 ・活動プログラムの有効度 (目標値：平均80%以上) <その他の指標> 【研修利用の充実】 ・特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応 <評価の視点> 上記指標のとおり。	提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を積極的に行った。 その他、安全安心な教育環境の整備に努めるなどにより、利用者サービスの向上に取り組んだ。その結果、82.5%の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られ、年度計画で定められた73%以上を達成することができた。 1. 研修利用の充実 青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設において「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに分析し本部へ報告を行った。また、本部においては、各教育施設から寄せられた利用者獲得に繋がった広報の事例や利用者の満足度に繋がった事例をまとめ、全ての教育施設での情報共有に努めた。 令和6年度の利用者数(教育事業による利用者を除く)は、2,362,249人であり、宿泊利用者数は1,396,903人、日帰り利用者数は965,346人であった(表5-1、詳細は第2章表2-2参照)。 このうち、青少年利用(青少年及び青少年教育指導者等の利用)は、2,100,993人となり、青少年人口の1割である3,279,694人(「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和6年1月1日現在 総務省)の64.1%となった。 なお、夏季の台風や大雨、冬季の大雪等の天災による影響やインフルエンザの感染症等の理由により地方教育施設で202団体17,234人の利用予約がキャンセルされた。 このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入について関係者との連携、プログラム内容の柔軟な変更、活動中のきめ細やかなサポートを行うなど、可能な限りの取組を行った。 表5-1 利用状況(教育事業による利用者を除く) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">青少年利用</th><th colspan="2">一般利用</th><th colspan="2">合計</th></tr><tr><th>団体数</th><th>利用者数(人)</th><th>団体数</th><th>利用者数(人)</th><th>団体数</th><th>利用者数(人)</th></tr><tr><td rowspan="3">宿泊</td><td>令和5年度</td><td>11,135</td><td>1,401,121</td><td>1,106</td><td>85,046</td><td>12,241</td><td>1,486,167</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>10,715</td><td>1,325,984</td><td>1,255</td><td>70,919</td><td>11,970</td><td>1,396,903</td></tr><tr><td>増△減</td><td>△420</td><td>△75,137</td><td>149</td><td>△14,127</td><td>△271</td><td>△89,264</td></tr><tr><td>日</td><td>令和5年度</td><td>19,468</td><td>833,019</td><td>7,172</td><td>197,432</td><td>26,640</td><td>1,030,451</td></tr></table>	区分		青少年利用		一般利用		合計		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	宿泊	令和5年度	11,135	1,401,121	1,106	85,046	12,241	1,486,167	令和6年度	10,715	1,325,984	1,255	70,919	11,970	1,396,903	増△減	△420	△75,137	149	△14,127	△271	△89,264	日	令和5年度	19,468	833,019	7,172	197,432	26,640	1,030,451	者数は、年度計画に定める数値目標(青少年人口3,279,694人の1割程度の利用者数確保)に対して、2,100,993人であり、社会情勢や天災等の影響等も含め達成には至らなかったが、利用団体の安全安心な研修環境の整備、職員の研修支援業務における研修、コロナ禍を経て利用の途切れてしまった団体に対する広報等、利用者を確保する事業運営に努めた。 各施設において効率的な施設運営が求められる中、限りある人員の中で利用者の研修目的が達成されるよう、ICTを活用した事前相談や打ち合わせの実施、利用当日における個別ニーズへの対応などきめ細かな指導・助言などを行い、利用者一人一人に寄り添いながら手厚く支援するよう努めた。 こうした取組の成果もあり、年度計画に定める数値目標(利用団体から73%以上の「リピート意向」の評価を得る)については、82.5%と達成することができた。 さらに、特別に支援が必要な青少年の受入に関する工夫や教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施、地域の実情を踏まえた特	者確保(目標値：1割程度)の評価指標の状況を踏まえ、C評価とする。下記<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>で示す点について、改善を要する。 ・令和6年度の青少年利用者数は前年度より135,300人少ない2,100,933人の青少年が利用し、青少年の体験活動の場や機会の提供に寄与したが、青少年人口の1割である3,279,694人を下回った(年度計画:全国28施設で青少年人口(0歳〜29歳)の1割程度の利用実績を確保する)。 ・利用者の増加に対する取組については、各施設で行った利用者増加策の一連のプロセスについて、本部が施設に対してヒアリングを実施するとともに、一部施設の取組について、一般化・汎用化し、資料や事例の共有を実施している。しかしながら、学校行事の見直し、借り上げバスの高騰などのマイナス要因により、利用者減少に歯止めをかけるには至っていない。 ・「稼働率向上(利用者増加)のた
区分				青少年利用		一般利用		合計																																							
		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)																																								
宿泊	令和5年度	11,135	1,401,121	1,106	85,046	12,241	1,486,167																																								
	令和6年度	10,715	1,325,984	1,255	70,919	11,970	1,396,903																																								
	増△減	△420	△75,137	149	△14,127	△271	△89,264																																								
日	令和5年度	19,468	833,019	7,172	197,432	26,640	1,030,451																																								

	帰 り	令和6年度	17,373	775,009	6,404	190,337	23,777	965,346	色あるプログラムの開発と改善を行い、数値目標（活動プログラムを利用した80%以上の青少年団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得る）については、90.8%と達成することができた。 以上のことからB評定とした。 ＜課題と対応＞ 研修利用の充実において、全ての教育施設の合計で青少年人口の1割程度の利用実績を確保することが求められているが、教員の働き方改革による学校行事の見直し、燃料代や改正労働基準法における借り上げバスの高騰など、利用者獲得に向けてのマイナス要因が種々考えられる。そうした中、利用団体の動向や近隣マーケットの状況を分析・把握することを踏まえ、具体的な利用者増加に向けた行動計画を策定し、中・長期的な見通しをもって利用者獲得に繋げていく必要がある。 また、施設へ来所してもらうだけでなく、施設外に出向き、多様な体験活動を提供することで、利用者数の確保を図るためのスキーム	めの数値目標の設定及び行動計画」については、行動計画に対して目指す数値目標が未設定の施設があることを確認した。 ・青少年及び青少年教育指導者等の利用団体の研修目的が達成されるよう、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用団体の82.5%から最上位評価である「リピート意向」を得た（年度計画：平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得る）。 ・利用団体がよりよい研修を実施できるよう、事前打ち合わせ等で研修計画等に対する指導・助言やねらいに即したプログラムの提案などを行い、活動プログラムを利用した青少年団体の90.8%から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得た（年度計画：活動プログラムを利用した80%以上の青少年団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得る）。
		増△減	△2,095	△58,010	△768	△7,095	△2,863	△65,105		
	合	令和5年度	30,603	2,234,140	8,278	282,478	38,881	2,516,618		
		令和6年度	28,088	2,100,933	7,659	261,256	35,747	2,362,249		
	計	増△減	△2,544	△135,300	△619	△21,222	△3,134	△154,369		

（注1）「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

（注2）「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

2. 研修に対する支援の推進

全ての教育施設では、利用団体がよりよい研修を実施できるよう、職員が利用団体の指導者・引率者と実施する事前打ち合わせ等で、研修計画や活動プログラムに関する指導・助言を行っている。具体的には、利用団体の研修目的やねらいの丁寧な聞き取りと、それに基づいた教育的支援やプログラム提案などを行い、当日の利用に関しても、直接指導や間接指導等を通じて、活動プログラム等の教育的効果が高まるよう配慮している。

（1）教育的支援の工夫

事前打ち合わせでは、利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案を行った。また、利用当日においても個別の団体や参加者（小規模校、学校に通えていない児童、不登校傾向の子供たち、新入社員）の特性や要望に配慮したオーダーメイドの活動計画立案の支援や申込時の研修目的・内容の詳細な聞き取り、研修場所のアドバイス、必要な資料提供など、利用団体がよりよい研修を実施できるよう支援に努めている。

（2）学校教育との連携の強化

学校教育との連携を強化するため、教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施や新たなプログラムの開発等を図り、単に教科書の内容を確認するだけでなく、地域資源や専門家との連携、教材や指導方法の工夫、職員の積極的な関与などを通して、児童生徒の深い理解、主体性、探究心、コミュニケーション能力、実生活で役立つ知識など、23 地方教育施設 161 校に対してプログラム提供を行った。

	(3) プログラム開発及び改善 地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業の実情も踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、例えば ESD・SDGs の視点から捉えた環境教育プログラムの開発や改善等に取り組んだ。また、施設で実施した取組を北海道アウトドアフォーラムや日本ジオパーク全国大会などで発表し、普及啓発に努めた。その結果、90.8%の青少年団体から活動プログラムがねらいに対し「有効」との評価が得られ、年度計画に掲げた目標値 80%を大きく上回ることができた。 (4) 外部研修指導員の活用 地方教育施設では、研修に対する支援を推進するため、各種活動プログラムに関して専門的な知識や技能を有した外部研修指導員を活用している。令和 6 年度は、23 施設において 597 名が指導員として登録されており、延べ 3,973 名が団体に対する指導を行った。 (5) 安全安心な施設づくり 全ての地方教育施設においては、危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルを作成・更新するとともに、安全管理に関する研修を実施する（第 4 章. 1（3）参照）などの取組を行っている。令和 3 年度からは全ての地方教育施設に安全管理担当者を 2 名配置し、安全管理担当者が中心となって、各施設職員のための安全研修や点検業務の計画を作成、実施するとともに、危険度の高い活動プログラム等の整備を行っている。また、傷病・事故・ヒヤリハットの把握・分析を行い、その傾向と対策を図ることで、各施設の安全管理に関する運営を強化している。 (6) その他研修に対する支援の推進に向けた取組 全ての教育施設及び本部においては、前述の取組以外にも利用者サービスの向上や個別のニーズに対応しながら研修に対する支援の推進に向けた各種取組を実施している。	を確立していく。 さらに、利用団体の利便性向上を図るため、既存の業務フローを見直し、利用申込のデジタル化に向けて検討を継続して進めていく。 なお、研修に対する支援の推進のためには、教育施設で提供している活動プログラムの質を一層向上させていく必要がある。そのため、教育事業において実施した内容を活動プログラムに落とし込むなど、教育事業と研修支援が連動した取組をさらに推進する。	・研修に対する支援を推進するため、23 教育施設において 597 人の外部研修指導員を登録し、延べ 3,973 人が団体に対する指導を行った。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・稼働率向上のために地方施設で実施した取組を、本部が他施設に対して共有するだけでは、法人全体の利用者増加の取組としては不十分であるため、見直し・改善を図ることにより、稼働率向上につなげていただきたい。 ・「稼働率向上（利用者増加）のための行動計画」については法人全体として実効的な計画となるよう見直していただきたい。 ＜その他事項＞ —
--	---	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の 10%以上の乖離については、予算額に計上していない施設整備費補助金（補正予算追加交付による増）を財源とした支出の増加が主な要因である。 —

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1－5 家庭・地域の教育力の向	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年度	令和5年 度	令和6年度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
全国規模の事業実施数	中期目標 期間中に 延べ30事業 実施する。	－	【目標】 6事業 【実績】 6事業 【達成度】 100%	【目標】 6事業 【実績】 7事業 【達成度】 116.7%	【目標】 6事業 【実績】 6事業 【達成度】 100.0%	【目標】 6事業 【実績】 4事業 【達成度】 66.7%	－	予算額（千円）	46,212	37,671	37,477	38,234	－
－	－	－	－	－	－	－	－	決算額（千円）	44,125	78,757	44,663	46,996	－
－	－	－	－	－	－	－	－	経常費用（千円）	40,191	44,942	40,997	39,950	－
－	－	－	－	－	－	－	－	経常利益（千円）	▲4,470	▲3,597	▲1,232	1,016	－
－	－	－	－	－	－	－	－	行政サービス実施コ	－	－	－	－	－

										スト（千円）					
	—	—	—	—	—	—	—	—		行政コスト（千円）	59,193	63,895	62,443	59,542	—
	—	—	—	—	—	—	—	—		従事人員数	13	13	13	13	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	C
<主な定量的指標> 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】 ・青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業実施数（目標値：6事業） ・全都道府県からの参加者確保	<主要な業務実績> 機構では、昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ適切に対応するため、各関係機関・団体相互と連携し全国的な会議や研究会を通して青少年教育の充実・発展を図っている。 また、令和5年度に設置した経営企画室を中心に、民間企業との連携を進めており、企業と連携した事業の実施や物品等の提供を受けている（第9章参照）。 地方教育施設においても、地元の関係団体等と連携したフォーラム等の事業を実施している（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組については第3章参照）。 1. 関係機関・団体相互の連携促進 （1）青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業	<評価と根拠> 評価：B 現在の社会状況に応じてオンラインやオンデマンド形式で開催するよう引き続き取り組み、目標値（6事業）の6事業を実施し、全都道府県から参加者を確保するとともに、地方教育施設においても、青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進するため、広域的な事業を実施した。 また、本部で行う全国規模の事業においては、「少年の主張全国大会」で審査基準の見直しや新たな審査員の確保に向けた準備など審査委員会の在り方の見直しや、「子どもの読書活動推進フォーラム」で参加者アンケートの結果を踏まえて、各省庁と相談しプログラム内容の見直しを図った。また、「未	<評価に至った理由> 自己評価では「B」評価であるが、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業実施数（目標値：6事業）の評価指標の状況を踏まえ、C評価とする。下記<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>で示す点について、改善を要する。 ・「全国中学生・高校生防災会議」「第46回少年の主張全国大会」の2事業については、主として青少年を対象とした取組であり、「青少年教育指導者等」を対象とした事業ではない。 ・この2事業を除くと4事業の実績値となり、対年度計画値の達成度は66.7%になる。 ・当該2事業については昨年度に実施した令和5年度自己点検・評価報告	
<その他の指標> ・関係機関・団体等との連携促進	青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国の青少年教育施設の職員や青少年の読書活動に関わる担当者、青少年の指導にあたる学校教育関係者や青少年育成道府県民会議などの指導者等を対象に、フォーラムや集会等の事業を6事業実施し、参加者数は1,127人（47都道府県からの参加）であった。			
<評価の視点> 上記指標のとおり。	青少年教育関係団体等の関係者が情報交換や交流を行うことで、青少年の体験活動の推進を図るとともに、団体や立場を超えた取組や繋がりを生み出し、青少年関係機関・団体相互の連携を促進することができた。また、昨年度に引き続き、各事業において、参加者の利便性向上を図るため、オンライン配信を継続して実施した。 文部科学省委託事業「令和6年度 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」を受託し、コロ			

	ナ禍で減少した青少年の体験活動の充実に資するため、これまで培ってきた他機関・団体との連携や協働のノウハウやポータルサイトの運営の経験を活かし、新たに構築し復元したポータルサイトの本格運用に向けたサイトの機能強化を行った。また、「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催し、パネルディスカッションとポスターセッションを行い、取組と成果の広報を行った。 ・子どもの読書活動推進フォーラム（令和6年4月23日、参加者348人（47都道府県から参加）、オンライン配信有） ・全国青少年体験活動推進フォーラム（令和6年11月23日、参加者86人（4都道府県から参加）） ・未来を拓く子供応援フォーラム（令和7年2月19日、189人（32都道府県から参加）、オンライン配信有） ・全国中学生・高校生防災会議（令和6年12月20日～22日、参加者98人（14都道府県から参加）） ・第7回全国学生ボランティアフォーラム（令和7年2月28日～3月2日、149人（17都道府県から参加）） ・第46回少年の主張全国大会（令和6年11月24日、参加者257人（42都道府県から参加）、オンライン配信有） （2）地方教育施設における広域的な事業 地方教育施設においても、青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進するため、教育・観光・施設等の関係者が一堂に会し、情報交換や交流を行い、青少年の体験活動の促進を図るとともに、団体や立場を超えた取組やつながることを目的とした事業など、広域的な事業を実施している。 （3）オープンイノベーションを見据えた民間企業等との連携促進 「誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験を提供する」との考え方のもと、多様な人々や組織との協働によるオープンイノベーションを推進し、SDGsへの貢献や防災教育、STEAM教育、地域振興等の観点を取り入れた新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んでいる。令和6年度は、令和5年度に引き続き、株式会社モンベルとの連携事業であるSEA TO SUMMIT for Childrenを三瓶、若狭湾、吉備、諫早の4施設において開催した。また、中央では無人航空機（ドローン等）を活用した青少年教育や防災教育への活用等の推進を目指し、様々な教育活動の充実・発展を図ることを目的として日本DMC株式会社と連携協定を締結し、令和6年10月には「富士のさと 防災・減災教育キャンプ」にて、	来を拓く子供応援フォーラム」では、事業実施の効率化を図るとともに、メールの活用やWebサイトへの掲載など積極的な広報活動を展開した。その結果、参加者数は来場者が前年度比120%、オンライン参加者が同450%となり、規模の拡大を実現した。あわせて、運営体制の見直しやプログラム内容の充実にも取り組んだ。 さらに、民間企業等とも積極的に連携協定を締結するなど、多様な組織との協働による事業を実施した。 以上のことからB評価とした。 ＜課題と対応＞ 全国的な青少年関係機関・団体及び地域の各関係機関・団体相互の更なる連携促進のため、参加者の情報交換の場など、参加者同士の積極的な交流の場を提供できるようなプログラムを充実させる。 また、行政等と協力して地域の青少年団体への情報提供や意見交換を促す等の積極的な働きかけに努めていく。	書における主務大臣評価においても、実績事業として認めておらず、法人の自己点検・評価報告書においては8事業と記載があったものの、大臣評価においては、6事業を実績として認定している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・関係機関・団体との連携を更に促進・強化することにより、青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを把握するとともに、新たな業種と連携するなど、更なる活性化に努めていただきたい。 ・公立の青少年教育施設等との連携を更に深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化するとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい。 ＜その他事項＞ ・主務大臣評価の結果を踏まえ、事業内容を計画していただきたい。
--	--	--	--

		被災地におけるドローンの活用についての体験を行った。		
--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の10%以上の乖離については、予算額に計上していない施設整備費補助金（補正予算追加交付による増）を財源とした支出の増加が主な要因である。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	青少年教育に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全国的な調査研究の実施数	中期目標期間中に延べ14調査実施する。	－	【目標】 2事業 【実績】 2事業 【達成度】 100.0%	【目標】 3事業 【実績】 3事業 【達成度】 100.0%	【目標】 2事業 【実績】 2事業 【達成度】 100.0%	【目標】 4事業 【実績】 6事業 【達成度】 150.0%	－		予算額（千円）	200,251	163,238	162,400	165,679	－
学会や全国	中期目標	－	【目標】	【目標】	【目標】	【目標】	－		決算額（千円）	191,206	341,280	193,540	203,651	－

	的な会議等 での発表回 数	期 間 中 に 延べ 19 回 発表する。		－ 【実績】 5 回 【達成率】 －	－ 【実績】 1 回 【達成率】 －	－ 【実績】 5 回 【達成率】 －	－ 【実績】 9 回 【達成率】 －								
							－		経常費用（千円）	174, 160	194, 748	177, 654	173, 119	－	
							－		経常利益（千円）	▲19, 371	▲15, 592	▲5, 341	4, 401	－	
	－	－	－	－	－	－	－		行政サービス実施 コスト（千円）	－	－	－	－	－	
	－	－	－	－	－	－	－		行政コスト（千円）						
	－	－	－	－	－	－	－		従事人員数	256, 503	276, 877	270, 587	258, 015	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ ＞ － ＜その他の指標＞ ・調査研究の実施 ・調査研究成果の普及及び活用 ＜評価の視点＞ 上記指標のとお り。	＜主要な業務実績＞ 機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に企画し、実施している。その研究成果を広く周知するため、報告書やパンフレット等に取りまとめて関係機関・団体等に配布している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。 1. 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施 戦略的实施とは、青少年教育に関する社会的課題の解決に向けて、「基盤的調査研究」「課題別の調査研究」「調査結果の普及啓発」の3つの要素を有機的に連携させて進める取組である。 まず、基盤的調査研究においては、青少年の意識や活動の実態を広範に把握するため、大規模な対象設定による探索的な調査を実施している。例えば、「青少年の体験活動等に関する意識調査」「青少年教育関係施設基礎調査」「日本・米国・中国・韓国の青少年の意識に関する調査」などが該当する。これらの調査を通じて、青少年や関係機関・関係者の現状を明らかにし、青少年教育の現場における課題の抽出を図っている。 次に、課題別の調査研究では、基盤的調査によって明らかになった視点や既存の課題に焦点を当て、実践的かつ検証的な調査を行っている。具体的には、「青少年の体験活動と意識に関する追跡調査」「子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究」「青少年教育施設の伝統文化体験等に関する調査研究」などが挙げられる。これらの調査により、新たな概念の創出や事業の成果把握が可能となり、青少年教育施策の具体化に資する知見が得られている。さらに、調査結果の普及啓発においては、単なる情報発信にとどまらず、基盤的調査研究の結果を背景とし、対象や内容を明確にした普及活動、ならびに課題別の調査研究の成果と連携した効果的な啓発方策の展開を行っている。例えば、「青少年の体験活動等に関する意識調査」では、公的機関が行う体験事業への参加割合が大幅に減少している一方で、青少年および保護者の体験活動に対するニーズは高いものの、情報へのアクセスが不十分であることが明らかとなった。また、日米中韓の高校生を対象とした「高校生の進路と職業意識に関する調査」においては、体験活動に裏打ちされた職業意識の涵養が重要な課題であることが示されている。これらの調査結果は、公的機関の担当者が集まる会合に	＜評価と根拠＞ 評価：A 令和6年度も、調査の実施においては、中期計画に基づき戦略的に行い、各調査研究結果の相互的で有機的な連携を見据えて取り組むことができた。 例えば、「体験活動を通した子供の育ちに関する調査研究」については、これまでの機構の調査研究結果を結集するだけでなく、それらと教育や発達の専門家を組み合わせることにより、体験活動の重要性の理論構築を図り、感覚や経験則に頼らない指導のモデルを示すことを目指している。また、「青少年教育関係施設基礎調査」については、業界の全体像把握をしつつ、課題別の調査研究として据えている探究活動及びSTEAM教育並びに伝統文化体験の推進に係る調査研究にも関連させ、今後の実践現場における展	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価では「A」評価であるが、下記＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞で示す点について、更なる改善を期待したい。 ・青少年の体験活動等に関する意識調査の結果を閲覧者が自由にクロス集計できるツールをホームページ上で公開した。さらに、教育関連の専門誌への寄稿、自治体からの依頼を受けての講演、ポッドキャストによる調査結果の音声解説の配信など、様々な対象に向けての普及の取組を行い、各対象に合わせた発信方法をとる工夫を施した。 ・令和6年度までに福岡県と愛媛県において実施した実践事業の分析を進め、その経過を	

	における講演や資料配布、機構内部への普及を目的としたポッドキャストによる音声解説の作成などを通じて、社会への還元と実務への活用を図った。 このように、3つの取組をそれぞれ独立して存在させるのではなく、相互に関連づけながら実施している。例えば、基盤的調査研究で抽出された課題を課題別の調査研究で深掘りする一方で、課題別の調査研究の成果が基盤的調査研究の仮説構築や視点の補強に資するという、双方向の連携も見られる。こうした有機的なつながりによって、調査研究の成果は相乗的に高まり、青少年教育の質的向上に寄与する戦略的な取組となることが期待される。 (1) 基盤的調査研究 ① 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査） 本調査は、青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について3年に1度（平成28年度調査までは2年に1度）実施している全国規模の調査である。 令和5年2月から3月にかけて、全国の小学校（4～6年生）や中学校（2年生）、高等学校（2年生）の計900校の児童・生徒約16,000人と、小学生（1～6年生）の保護者約14,000人を対象とした調査を実施した。令和5年度は、令和4年度調査結果の集計・分析を行い公表した。なお、今回の調査では、「放課後や休日の過ごし方」をトピックとした。 調査結果については、令和6年5月15日に文部科学省記者会見室において報道発表を行い、10件（新聞5件、Webサイト3件、テレビ1件、その他（ラジオ）1件）のメディアで取り上げられた。テレビで取り上げられた1件はNHK山形「やままる」（令和6年5月29日放送）であり、自然体験が少ない保護者も増えているなかで、家庭環境によらず、子供たちに自然体験の機会を提供していくことなどについてインタビューを受けた。また、調査研究結果を研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請の受付に加え、本調査結果を閲覧者が自由にクロス集計できるツールをホームページ上で公開した。さらに、教育関連の専門誌への寄稿、自治体からの依頼を受けての講演、ポッドキャストによる調査結果の音声解説の配信など、様々な対象に向けての普及の取組を行い、各対象に合わせた発信方法をとる工夫を施した。 ② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査 本調査は、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の青少年を対象に、毎年テーマを変えて実施している。 令和6年度は、日本、米国、中国、韓国の高校生の合計約15,000人を対象に令和5年度中（令和5年9月から令和6	開を検討する際の基礎資料とすることを見据えている。 調査研究成果の普及及び活用については、5本の調査研究結果等を公表し、2本をプレスリリースし、成果の普及を図った。 報告書として取りまとめた調査研究の成果の普及については、従来実施してきた機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介、関係機関・団体が作成する広報誌への調査結果に関する記事掲載に加え、学会等における発表も積極的に行い、大会において高い評価を得て青少年教育の振興に寄与する結果につながった。これらのことは、機構の取組が第三者によって公正な評価を得られたとともに、従来、自身が青少年教育に関連すると認識していなかった層へ青少年教育の重要性を普及できたと考えている。 上記のとおり、年度計画における全ての目標を達成したほ	外部ジャーナルに投稿し、評価を受け、取組の信頼性を高めるとともに青少年教育領域外にもその重要性を訴えることが出来た。 ・以下の基礎的調査研究を実施した。 ①青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査） ②日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査 ③青少年教育関係施設基礎調査 ④国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査研究 ⑤体験活動を通した子供の育ちに関する調査研究 ・以下の課題別の調査研究を実施した。 ①青少年教育の国際比較研究 ②子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究 ③各地方教育施設における実践研究事業への研究協力 ④施設の取組への研究協力 ⑤青少年教育施設における伝
--	--	---	---

	年1月まで)に実施した「高校生のSNSの利用に関する調査」の結果について集計・分析を行い公表した。 調査結果の分析をした結果、日本の高校生の特徴として次の5点が明らかになった。 ア. 趣味の情報収集のためにSNSを利用する者は8割を超えている。 イ. 1つのSNSで複数のアカウントを使い分ける経験があった者は5割を超えている。 ウ. リアルの友人とのコミュニケーションを重視している。 エ. SNSの利用によって、「趣味や興味のあること」が増えたと回答した割合は9割弱である。 オ. SNSによる被害経験は米中韓より少ない。 調査結果については、令和6年7月2日に文部科学省記者会見室において報道発表を行い、38件(新聞2件、Webサイト27件、テレビ7件、その他(YouTube、雑誌各1件ずつ)2件)のメディアで取り上げられた。 また、「高校生の科学への意識と学習」をテーマに、令和6年9月から令和7年1月にかけて、日本、米国、中国、韓国の高校生の合計約16,000人を対象にした調査を行った。結果については、令和7年度に集計・分析を行い、報告書として取りまとめ、公表する予定である。 ③ 青少年教育関係施設基礎調査 本調査は、4年に1度(平成28年度調査までは3年に1度)実施しており、全国の青少年教育施設の運営・分布状況等を把握し、現状や課題、新たな取組等を明らかにし、それらの情報を基礎データとして青少年教育関係機関・団体、教育委員会等に提供・共有することで、今後の施設運営や青少年教育の発展のための一助とすることを目的としている。 令和7年2月から3月にかけて、国公立青少年教育施設・団体と民間青少年教育施設・団体約900施設を対象に調査を実施した。今回調査では、社会的な注目が高まっているが青少年教育施設においてはその取組が十分とは言えない探究活動及びSTEAM教育並びに伝統文化体験の取組状況の実態を把握し、国立施設の役割検討に資するため、関連する設問を新たに取り入れた。調査結果については、令和7年度に集計・分析を行い、報告書として取りまとめ、公表する予定である。 ④ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査研究 本調査は、教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を毎年度検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施している。 令和6年度は、令和5年度(4月～3月)の利用団体を対象に調査を実施した結果を集計・分析した。主な調査結果は以下のとおりである。 ア. 令和5年度の傷病の発生件数は3,104件(負傷927件、疾病2,177件)であり、令和4年度に比べ1,298件(負傷	か、学会発表のおかげで当センターが実施している調査研究に第3者からの公正な評価を取り入れられ調査研究自体の価値を高めたり、研究機関としての信頼性を高めたりすることができた。加えて青少年教育に関連する学会以外にて学会発表することにより、これまでの調査研究成果の普及対象として捉えていなかった青少年教育関係者以外を普及対象として新たに開発できた。このように、調査研究自体の価値の向上、調査機関としての信頼性の向上、新たな対象への普及ができた。さらに、基盤的調査研究で抽出された課題を課題別の調査研究で深堀させたり、課題別調査研究の成果を基盤的調査研究の仮説構造や視点の補強に活用したりといったように、当センターで実施している調査を俯瞰、整理した上で関連させながら調査を企画・実施することを通し、調査研究を戦略的に実施することができたことから、A評価とした。	統文化実践研究事業 ⑥機構職員のキャリア支援プロジェクトに関する調査研究 ・全国規模の会議、学会やフォーラムでの発表を9件行い第三者の公正な評価を得ることで研究の信頼性を高めることができた(子どもゆめ基金募集説明会3件を含む)。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・調査研究の成果を論文にまとめ、学会等での発表を行うこと自体は評価するものの、青少年教育のナショナルセンターとして求められている内容は、調査研究成果の普及であり、その結果として青少年教育の振興にどのように寄与したのかというアウトカムにつなげていただきたい。 ・青少年教育研究センターに所属する個人の研究活動の活性化を通じて、青少年教育研究センターとしての使命を明確化した取組を進めていただきたい。
--	---	---	---

	186 件、疾病 1,112 件）増加した。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により利用者数が大幅に減少したが、令和 5 年度は利用者数が回復傾向にあることから、傷病の発生件数の増加もその影響を受けていることに留意する必要がある。 イ．負傷の発生が多かった活動は、「スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）」（140 件）、次いで「野外炊事」（127 件）、「自由時間」（87 件）であった。 ウ．活動内容ごとに発生した負傷の症状をみると、スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）では「ねんざ」、「打撲」、「きり傷」、野外炊事では「やけど」、「きり傷」、「虫さされ」、自由時間では「打撲」、「きり傷」、「ねんざ」が多くなっていた。 エ．疾病の症状をみると、「発熱」、「頭痛」、「嘔吐」が上位を占めており、いずれの症状も「疲労」が主な要因として挙げられていた。なお、発熱のうち、「熱中症による」と推察されるものは 1,108 件中 89 件であった。 以上の分析結果を取りまとめ、令和 6 年度についても全体版報告書に先駆けて速報版として発出することで、安全管理担当者研修や次長会議等においてスピード感をもって周知することができた。なお、全体版報告書は機構ホームページに掲載した。 また、令和 6 年度も危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直し等を行い、利用者の安全性の確保に努めた（第 9 章 3．参照）。 加えて、昨今熱中症による救急搬送が全国的に増加しており、体験活動中のみならず施設滞在中のどの場面においても注意しなければならない傷病の一つとなっていることを受け、令和 6 年度は、地方施設における熱中症（疑い含む）の発生状況を把握するアンケートを試行的に実施した。結果については取りまとめ、学会での発表含め今後の普及や活用可能性を探っているところである。 ⑤ 体験活動を通した子供の育ちに関する調査研究 第 3 期中期目標期間中に取り組んだ「青少年の発達段階等に応じた体験カリキュラムに関する調査研究」における今後の課題として、当該研究の成果を踏まえながら、機構における既往研究の再分析を行い、量と質の両面から発達段階に応じた望ましい体験の在り方について引き続き検討することが挙げられていた。そのため、本研究では、各年齢期における子供の育ちとそれを支える体験活動の在り方等を検討し、その関係を系統的・体系的に明らかにすることで、青少年の体験活動の推進・充実に資する指針を示すことを目的としている。 本調査研究は、令和 6 年度から令和 9 年度にかけて実施する計画であり、子供の発達や教育に係る外部有識者等で構成される検討委員会による検討を経て理論構築のうえ、それを検証する試行事業の実施を経て最終報告をする予定であ	<課題と対応> 調査研究をより一層戦略的に実施していくため、これまで実施してきた基盤的、課題別の調査研究に加え、国立青少年教育振興機構付属の青少年教育に関する研究機関としての役割を明確にし、機構の事業等がエビデンスに基づいた企画、成果把握、普及となるように、本部各部署及び各教育施設との連携により、調査業務を効果的・効率的に遂行していきたい。このため、地方教育施設をはじめとした実践現場、調査研究部門、施策検討部門等との協働による価値創造の仕組みを示していくことが引き続き課題となる。今後は、青少年の抱える課題が多岐にわたっていることから、他省庁との協働によるアプローチの必要性も高まることが想定される。調査研究においても、積極的に連携を推進していきたい。 また、例えば大雪の実践研究事業にみられるように、従来の量的データの分析に加えて質的な分析を丁寧に行うことで	<その他事項> ・法人の役割を踏まえ、野外教育関係や青少年教育関連の学会での発表も検討していただきたい。 ・調査研究については、法人として実施する目的を明確化し、テーマの設定を焦点化していただきたい。
--	---	---	--

	る。 令和6年度は、調査の企画・立案の後、検討委員会を2回開催した。企画・立案の段階では、青少年教育の現場で起きている問題とそれにかかわる課題意識の把握のため、地方教育施設職員の他、公立施設や民間団体の方へインタビューを行い、本調査研究における目的や取り組むべき内容について明らかにした。その上で、検討委員会においては各委員の専門領域から考える「体験活動」についての意見交換を行い、体験活動をめぐる意義と諸課題の整理、理論構築後の実践に関する検討を行った。委員会での議論を通して、これまで感覚的・経験則的に理解していた体験の意義について根拠に基づいて整理し、新たな視点を得て体験を捉え直す貴重な機会となった。令和7年度も委員会での検討を継続し、各年齢期に応じて取り組まれるべき体験の活動と課題について中間報告に取りまとめ、公表する予定である。 (2) 課題別の調査研究 ① 青少年教育の国際比較研究 本調査研究は、諸外国における「青少年教育」に関する理念・制度・方法等について、近年の青少年に関連する動向や課題とを合わせて調査することを通じて、日本における青少年教育の特徴を国際的な観点から明らかにするとともに、これからの青少年教育の目指すべき方向性や課題についての示唆を得ることを目的とし、令和3年度～令和5年度の3か年で調査を実施した。 調査に当たっては、特にヨーロッパを中心とした「ユースワーク」概念に注目し、子供・若者支援に関わる様々な分野の実践をどのような枠組みで捉え、共通の基盤を抽出し、制度設計や支援者養成を実施しているのかなどの検討をもとに、日本における青少年教育、子供・若者支援の目指すべき方向性について、ユースワークの観点から考察することとした。 調査対象国については、欧州レベルと国レベル双方の動向を踏まえ、北欧・西欧・東欧等における特徴に配慮して検討し、令和3年度は西欧（ベルギー及びウェールズ、令和3年度のみオンラインでのインタビュー調査）、令和4年度は東欧（ハンガリー及びルーマニア）、令和5年度は北欧（フィンランド及びエストニア）について調査を行った。 令和6年度は、3か年の調査の成果を報告書に取りまとめ、公表した。ヨーロッパとの比較を行い、先進的な事例と課題に触れることで、本来の意味での「ユニバーサル」とは何か、教育と「ウェルビーイング」がどのように関わるのか、格差を超えて地域の中に体験の機会を作っていくとはどういうことか、といった点を問い直す機会となり、日本においてユースワークや子供・若者支援を推進していくにあたっての課題、国際比較を行うことの意義も明らかになった。 ② 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究 本調査研究の目的は、種々の環境要因からの影響の受けやすさを反映した個人特性である感覚処理感受性（Sensory	個々の変容を細かに捉えることが可能となり、新しい事業評価の可能性が示唆された。今後は、こうした取組や成果を、実践現場に横展開する仕組みを示していくことが課題となる。 調査研究成果の普及については、明らかになった知見を広く一般に普及するため、これまで行っていた取組を継続するとともに、調査結果等の概要の解説動画や、公立施設や民間団体を含む青少年教育施設職員向けの解説資料等の作成にも注力することで実践現場及び地方自治体等施策の企画・立案部門における調査結果等の普及につなげていく。さらに、報告書発行と並行し、学会や外部ジャーナルへの投稿を行い、査読を経た論文を公表することで、機構が行う調査研究の信頼性を高めていく継続的な活動を展開することが課題となる。 加えて、今後はこうした発信がどのように受け止められているか、論文や報告書がどの程度引用されているのかなど、受け手からのフィードバックを得	
--	---	--	--

	Processing Sensitivity: SPS) の概念に注目し、自然体験活動の効果が SPS の個人差に応じて異なるのかどうかを検討し、より効果的な自然体験活動の展開に資する基本的知見を得ることである。 令和 6 年度は、令和 4 年度から継続している東北地方の中高一貫校において 5 月と 1 月の 2 時点で調査を実施した。 令和 7 年度は、実践現場での本調査研究結果の活用を通じた普及計画を検討し普及の取組を進める予定である。 ③ 各地方教育施設における実践研究事業への研究協力 各地方教育施設で実施している実践研究事業（第 3 章 2.（1）参照）について、大雪の事業（「みんなの登山物語～登山を通して脳力を鍛えよう～」、令和 4～6 年度実施）、淡路の事業（「SDGs 探検隊 人と自然との関係を学ぶ～海編～」、令和 6 年度実施）、諫早の事業（「自然の家ハイパーレスキューチームキャンプ～災害時に仲間を助ける力を身につけよう～」、令和 5 年度実施）に研究協力として参画した。 ア．大雪については、令和 4 年度より、事業の効果を検証するための調査方法の提案、分析結果の考察に関する協議などを通して、事業の効果検証に協力した。令和 6 年度は、個人の変容を捉えるために、参加者への事前・事業中・事後のアンケート調査やループリック評価など従来行ってきた量的な分析に加え、保護者の事後アンケート、学生ボランティアの観察記録などの活用の仕方、分析方法など質的な部分にも焦点を当てて事業の効果を測る提案等、協議、助言を行った。こうした分析により、事業効果を総合的（多面的）に検証する新たな方法を示すことができた。 イ．淡路については、令和 5 年度に引き続き調査研究参画し、地域の特性と事業背景の言語化を行うとともに、事業の仮説構造を設定し、事業効果の分析から、その仮説構造モデルを検証した。本事業は、令和 5 年度と同様に「水」をテーマにしており、令和 6 年度は「海」を中心に活動した。小学生及び中学生を対象に、淡路島の伝統や産業、豊かな自然環境を実感できる体験プログラムの提供を通じ、参加者自身を取り巻く環境への興味を喚起し、持続可能な社会の創り手となる青少年を育成することをねらいとし、令和 6 年 8 月（3 泊 4 日）に実施した。分析からは、事業の仮説構造を裏付ける結果を得られた。淡路島の自然や漁業・商業等の特色を活かした体験等が地域への興味を喚起し、その際、活動の楽しさや新しい知識の獲得が密接に関係して相互に影響を与えていることが判明した。更に、喚起された興味は地域への認知を高め、「この地域の海の豊かさを守りたい」「地域をもっと良くしたい」といった環境保全や地域活性化への目標意図を高めた。その目標を達成するために、「淡路島の漁業を守る活動」や「淡路島の水を守る活動」など、具体的な行動への参加動機となる行動意図に結びつくという事業参加者の変容の過程を明らかにした。 これらの結果は、事業モデルとして公表できるよう準備をすすめていく。 ウ．諫早については、調査研究の進め方及びデザイン、関連する資料等の整理、調査票の作成などについて助言を行った。本事業は、災害時に想定される困難な状況を工夫してチームで解決する活動や避難所を想定した生活体験を通して、災害に対する日々の備えを見直すとともに、災害時に主体的に物事を判断し行動する力や互いに協力して生き抜	られるような仕組みを構築し、調査研究のアウトカムの在り方や望ましい指標等についても引き続き検討していく。 予算の減少等、厳しい運営状況のなか、外部資金の獲得を目指し、その獲得により安定的な研究環境を保てるように尽力し、また、外部団体と連携した共同研究の可能性を検討するなど、安定的かつ機構の研究領域の拡大を目指す必要がある。	
--	---	--	--

	こうとする態度を育み、防災・減災について自主的に学び続ける青少年を育成することを目的として令和5年11月（2泊3日）に実施したものである。令和6年度は、令和4年度及び令和5年度の取組を総括し、パンフレットに取りまとめた。 ④ 施設の取組への研究協力 令和6年度は、1.（2）③での研究協力のほか、各教育施設が実施する教育事業及び研修支援に、調査研究者の立場で参画した。対象事業のステークホルダーとの調整を図りつつ、実践・施策・研究の相乗効果を狙いながら成果や効果を明らかにしていくことを念頭に、乗鞍（SDGs カードゲームと森林内での体験活動の組み合わせによる ESD 効果検証に関する研究）とセンター（民間企業等との連携）に研究協力として参画した。 ア. 乗鞍については、ESD（持続可能な開発のための教育）プログラム「のりくら SDGs チャレンジ」と、株式会社プロジェクトデザインと株式会社山梨日日新聞社が開発したカードゲーム「moritomirai」を組み合わせで実施した場合の効果を検証するものである。令和6年度は、令和7年度の調査に向けて、調査方法や質問紙作成等の調査設計に関する協議を通じて研究支援を行った。 イ. センターについては、センターで提供している活動プログラム「YCAP」及び「野外炊事」を組み合わせ、更に企業が提供する防災に関する活動を組み合わせた企業研修プログラムを開発するプロジェクトに研究参画し、事業構造の可視化と効果測定の視点を踏まえた調査研究の設計支援を行った。 ⑤ 青少年教育施設における伝統文化実践研究事業 青少年教育施設が立地する地域には、多様な伝統文化が存在している。持続可能な開発のための教育（ESD）は、SDGs 達成の鍵とされ、学習指導要領にもその重要性が明記されており、青少年教育施設としても推進が期待されるところである。ユネスコは、地域の経済、社会、環境をバランスよく意識する人材育成の重要性を指摘し、伝統や文化がその基盤であるとしている。しかし、多くの青少年教育施設は地域の伝統文化を意識した事業企画が不足していることが推察されるため、本調査研究を通じて事業モデルを示し、取組のノウハウを提示することとした。令和6年度は、令和6年度までに福岡県と愛媛県において実施した実践事業の分析を進め、その経過を外部ジャーナルに投稿し、評価を受け、取組の信頼性を高めるとともに青少年教育領域外にもその重要性を訴えることが出来た（表 7-1、7-2 参照）。 ア. 福岡県では、筑後地方の伝統的地場産業であるハゼノキの実からつくる和蠟を題材に、その地域における歴史と意味の言語化を試みるとともに、関係者の協力を得て体験プログラムを作成し、その実践研究としてプログラムの構成差異に関する効果検証を行った。その結果からは、当プログラムによる地域の持続可能な発展への寄与意識を涵養することが分かったほか、実践的体験と理論的学習の組合せによる差異の教育効果差も見られ、プログラムを検討す		
--	---	--	--

る際のモデルを示すことができた。

表 7-1 本調査の公表や実践事業等

時期	内容
令和 5 年 3 月	青少年教育研究センター紀要第 11 号へ論文（研究ノート）「青少年教育施設における伝統的な地場産業体験活動の導入に関する 諸概念の検討ー『地域』『地域資源』『伝統文化』に着目してー」を投稿・掲載
令和 6 年 3 月 22 日	研究的実践事業「櫨の和ろうそくづくりワークショップ」実施 会場：福岡県福岡市、被験者（参加者）：31 名
令和 6 年 11 月 30 日	外部機関での中間成果発表
令和 7 年 5 月末	外部機関ジャーナルでの論文掲載済み（査読付き）

イ、愛媛県では、愛媛県内子町に伝わる伝統工芸品の大洲和紙について、フィールド調査を行い地域の歴史的背景と地理的な関係性を明らかにした。プログラム企画検討にあたっては、現地関係者が行うワークショップ「木から紙をつくる」の実践に研究参画し、アンケート調査結果からその効果分析を行った。まとめでは、環境保全意識の涵養にかかる先行研究や理論の整理を行うとともに、事業モデルの検証と地域における事業化の視点、今後の課題を整理した。

表 7-2 本調査の公表や実践事業等

時期	内容
令和 5 年 1 月 31 日～2 月 1 日	愛媛県内子町フィールドワーク実施、報告書「青少年教育施設近隣の伝統文化等の教育資源を活用した ESD 事例検討にかかるフィールド調査（報告）-愛媛県内子町の伝統工芸を中心に-」を公表
令和 5 年 8 月 6 日、8 月 11 日～12 日	研究的実践事業「木から紙をつくるワークショップ」実施 会場：愛媛県内子町、被験者（参加者）：9 名（9 組の代表者）
令和 6 年 9 月	外部機関ジャーナルでの論文掲載済み（査読付き）

⑥ 機構職員のキャリア支援プロジェクトに関する調査研究

職場の生産性の向上や職員の定着に影響があるとされる職場内のインフォーマルグループによる非公式活動として

	のサードプレイスの活動の効果を明らかにするとともに、機構のキャリアニーズについての所見を得ることを目的として、機構本部とオリセンに勤務する職員を対象にキャリア支援の介入研究を行った。キャリアに関するアンケートを実施したほか、参加任意のカフェを業務時間外に定期的に8回実施した。カフェの効果や個人が行ったそのほかの方策の効果を検証するだけでなく、職員のキャリアニーズについても調査することができた。 令和7年度は、令和6年度に行った調査結果を踏まえながら、より効果的な取組を検討し実践する予定である。 2. 調査研究成果の普及及び活用 調査研究の成果等を、機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベースを拡充し、文部科学省等の機関と連携して広くこれら成果を普及し活用を図っている。 また、調査研究の成果を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表を行っている。 (1) 調査研究成果の普及に向けた取組 令和6年度に公表した調査研究結果についても、外部の研究者や有識者による多角的な視点からの考察を得て公表を行った。 また、令和5年度に引き続き、東京(2回)、京都(1回)で実施した「子どもゆめ基金募集説明会」において、助成を希望する団体を対象に、これまでの調査結果を基に作成した「子どもの成長を支える20の体験」リーフレットや「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)」の概要版報告書を活用して青少年の体験活動の支援方策に関する講演を行った。 (2) 調査研究結果に関する広報物等の作成及び活用 ① 調査結果を活用したパンフレット等の作成・配布 体験活動の重要性を啓発するため、機構が実施した調査結果を簡潔にまとめたパンフレット等を作成し、各教育施設を通じて自治体や地域の青少年団体等に配布している。 「かわいい子には体験を！」リーフレットを1施設が、安全意識啓発チラシ「安全は楽しい活動の第一歩」を2施設が、「子どもの成長を支える20の体験」リーフレットを4施設が、「社会を生き抜く力」リーフレットを1施設が、「読書好きを育てるヒント」リーフレットを1施設が、それぞれ活用した。 また、日本生涯教育学会北海道支部が開催した「第41回北海道生涯学習研究集会」や「子どもゆめ基金募集説明会」		
--	--	--	--

をはじめ、全国規模の会議やフォーラム、説明会等に参加した際には、参加者のニーズに合わせて調査結果等の概要資料を再構成し、配布することで、実践現場及び地方自治体等施策の立案部門における調査結果等の普及に取り組んだ。

さらに、「青少年の体験活動等に関する意識調査」と「青少年施設の伝統文化体験等に関する調査研究」を主たる題材とした音声解説を新たに作成し、機構職員との意見交換を行った。調査研究成果の普及ツールとして、新たにポッドキャストによる音声解説の配信についても検討を進めた。

② Web 掲載等を活用した調査研究の成果の普及

「青少年の体験活動等に関する意識調査」のクロス集計ツールをホームページで公開した。クロス集計ツールを公開したことにより、閲覧者自身が複数の変数間の関係性や傾向を見ることがや、調査結果が即時にグラフで表示されるため視覚的にわかりやすいデータを見ることが可能になった。

（３）調査結果の提供及び活用状況の把握

① 調査結果の提供

令和６年度に公表した調査結果については、機構ホームページに掲載するとともに、それぞれ報告書を作成し、公開している（表 7-3 参照）。

表 7-3 調査研究等の公表状況

調査研究名称	公表時期
高校生の SNS の利用に関する調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-	7 月
国立青少年教育施設における傷病の概況 令和 5 年度調査 速報値	10 月
青少年教育研究センター紀要第 13 号	3 月
国立青少年教育施設における傷病の概況 令和 5 年度調査	3 月
国立青少年教育施設で発生した熱中症に関する調査報告	3 月
「青少年教育の国際比較研究」調査研究報告書（最終まとめ）	3 月
青少年教育施設における伝統文化実践研究事業（中間報告書）	3 月

② 調査結果の活用状況の把握

新たな調査結果を公表した際には、機構ホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用でき

るようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。令和6年度は、個票データの二次利用申請が13件あった。

また、全ての教育施設における調査結果の活用状況について、事業の企画・立案、施設運営、広報の3つの観点から情報収集を行った。例えば、「青少年の体験活動等の意識調査」は、大雪をはじめとする5施設で事業の企画・立案に、諫早をはじめとする5施設で広報に、そして岩手山をはじめとする6施設では学会やシンポジウムの資料として活用された。「国立青少年教育施設における傷病の概況」は、乗鞍では事業の企画・立案に、那須甲子と諫早では施設運営や広報に役立てられたとの報告があった。引き続きアウトカムの把握に努めている。

（4）調査結果の普及

① 調査結果の引用・掲載

令和6年度は「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）」及び「高校生のSNSの利用に関する調査」について報道発表を行い、全国紙や、Webサイト等に複数引用・掲載された（1.（1）①及び②参照）。

このほか、これまでに機構が実施した他の調査結果については、文部科学省や教育委員会等の関係機関・団体等の資料に新たに引用され、雑誌、新聞記事やテレビニュースや情報番組においても掲載・紹介されるなど、調査結果の普及が図られている（1.（1）①参照）。令和6年度は、資料等への引用について25件の報告があった。報告されていないものも含めると、実際にはより多くの場面で活用されていると考えられる。

また、寄稿については5件あり、公表した調査結果を従来どおり個別の調査結果として雑誌等に記事を掲載したほか、複数の調査研究結果を相互に有機的に組み合わせた記事とした（表7-4参照）。

表7-4 調査研究等の雑誌等掲載

調査研究名称等	掲載媒体
国立青少年教育施設における傷病の概況	CAMPING 209号
青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）	月刊「日本教育」9月号
青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）	内外教育
高校生のSNSの利用に関する調査報告書 -日本・米国・中国・韓国の比較-	月刊「視聴覚教育」令和6年11月号
青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）	マナビィメールマガジン

② 全国規模の会議、学会やフォーラムでの発表

令和6年度は、全国規模の会議、学会やフォーラムでの発表を9件行った（子どもゆめ基金募集説明会3件を含む）（2.（1）及び表7-5参照）。

学会における発表は、3件行った。日本野外教育学会第27回大会では2件発表を行い、そのうち、「青少年教育施設における熱中症の発生状況に関する一考察」では、令和2年度～令和4年度までに収集した「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査研究」のデータを再分析し、熱中症の今後の熱中症対策や課題についてまとめた。

一方、日本造園学会九州支部令和6年度福岡大会では、伝統工芸品等の伝統的地場産業とその素材を用いた体験プログラムが、地域への関心や愛着を育み、地域の景観や文化を保存・継承しようという具体的な行動につながる持続可能な社会の担い手を育成する可能性があることから、令和5年度に実施したワークショップを題材に、プログラム構成の違いによる効果の差異を踏まえた運営方法に関する研究成果を報告し、当該大会で高い評価を得た。

また、日本生涯教育学会北海道支部において生涯学習・社会教育に関わる研究者・実践者及び学生などを対象に開催された「第41回北海道生涯学習研究集会」では、基調講演に登壇し、「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）」や「高校生の進路と職業意識に関する調査」などの調査結果をもとに青少年を取り巻く環境や青少年の体験活動の実態について解説をした。参加者からは、基調講演を受けて「非認知能力の育成には、学校・家庭・地域と連携・協働した豊かな自然体験活動や社会体験を提供する取組が欠かせないと再認識した」といった感想があった。調査結果を受け止めて各々が考える契機になったことがうかがえる。

表7-5 全国規模の会議、学会やフォーラムでの発表

研修会や学会等の名称	タイトル
日本野外教育学会第27回大会	青少年教育施設における熱中症の発生状況に関する一考察
日本野外教育学会第27回大会	自然体験活動における効果の個人差—感覚処理感受性と体験内容に注目して—
日本造園学会九州支部令和6年度福岡大会	地域の伝統的景観に紐づく伝統工芸品を活用した持続可能な社会の担い手育成を見据えた体験プログラムの効果的展開の検討—檣の和ろうそくづくりワークショップを題材に—
第41回（2024）北海道生涯学習研究集会	青少年の体験活動等に関する意識調査 —減少する体験活動、放課後や休日の過ごし方の実際—

令和6年度長崎県青少年教育施設協議会職員研修会	アドベンチャー教育の手法を活用した I-CAP の実践
関西野外活動ミーティング 2025	雪上活動で起きたけがに関する一考察

（５）青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携

① 研究紀要

「青少年教育研究センター紀要」（以下「紀要」という。）は、青少年にかかる調査研究の視点から青少年教育の振興に寄与するため、青少年教育関係者や大学院生からの投稿原稿を募集し、掲載している。令和6年度は紀要第13号を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体等に配布した。

投稿原稿は7本あり、研究者等による査読を経て、論文2本、研究ノート1本、報告1本を掲載した。令和6年度は、前号で投稿原稿に掲載した原稿が1本（投稿自体は3本）だったことから、投稿原稿の増加を目的とし、積極的な広報を展開した。例えば、機構職員に向けた紀要の原稿募集に関する説明動画の配信や、フォーラムや青少年教育に関係する学会等における広報資料の配布などを行った。なお、調査研究報告では、当該年度に青少年教育研究センター及び各部・各教育施設が、実施または取りまとめた調査研究事業等を掲載しており、今号では13件の調査研究報告を掲載した。

② 青少年教育研究センターのリソースを活かした地方施設等との連携

令和6年度も、各地方教育施設や実践現場との連携をより深めていくため、これまで蓄積してきた調査研究成果等、青少年教育研究センターのリソースを活用した取組を継続した。1.（2）③及び④で触れた取組に加え、例えば、実践研究事業におけるデータ分析（岩手山）や、調査研究計画立案（若狭湾）に係る助言を行うなど、地方教育施設のニーズに対応するよう、随時の対応にも努めた。

4. その他参考情報
予算額と決算額の10%以上の乖離については、予算額に計上していない施設整備費補助金(補正予算追加交付による増)を財源とした支出の増加が主な要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	青少年教育団体が行う活動に対する助成		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和３年 度	令和４年 度	令和５年 度	令和６年 度	令和７年 度			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年 度	令和７年 度
活動機会を 提供した子 供（０～18 歳）の人数	中期目標 期間中に 子供の人 口の１割 程度に活 動機会を 提供する。	－	【目標】 40 万人程 度 【実績】 216, 447 人 【達成度】 54. 1%	【目標】 40 万人程 度 【実績】 254, 576 人 【達成度】 63. 6%	【目標】 40 万人程 度 【実績】 289, 707 人 【達成度】 72. 4%	【目標】 40 万人程 度 【実績】 308, 253 人 【達成度】 77. 1%	－		予算額（千円）	2, 300, 000	2, 300, 000	2, 100, 000	1, 955, 000	－

—	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	1,627,033	1,839,237	2,043,066	2,169,550	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	1,613,100	1,844,035	2,044,918	2,176,253	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	4,095	3,431	129,999	▲131,069	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	1,613,100	1,844,035	2,044,918	2,176,253	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	15	16	16	16	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ 【青少年教育団体が行う活動に対する助成】 ・40万人程度の子供に活動機会を提供 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。	＜主要な業務実績＞ 「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設され、令和3年に創設20周年を迎えた。 青少年の健全育成のため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室等の体験活動、絵本の読み聞かせ等の読書活動、子ども向け教材を開発・普及する活動への支援を行っている。令和6年度助成においては、4,525件（令和5年度3,865件、対前年度比660件増）の応募があり、3,899件（令和5年度3,222件、対前年度比677件増）を採択し、3,330件（令和5年度2,873件、対前年度比457件増）に交付した（表8-1参照）。 令和6年度は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行されたこともあり、新型コロナウイルス感染症に関連した取組は0件であった。（令和5年度13件、前年度比13件減） なお、令和6年度も感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの措置を行うとともに、オンライン会議ツールを活用した体験活動についても認めるなどして支援を行った（表8-2参照）。 この助成により、308,253人（令和5年度289,707人、対前年度比18,546人増）の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する活動に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、22,844人（令和5年度21,622人、対前年度比1,222人増）が参加した（表8-3参照）。 表8-1 助成金の応募・採択状況		＜評価と根拠＞ 評価：A 令和6年度においては3,899件を採択し、3,330件に助成金の交付を行った。 令和2年度から令和5年度までの応募件数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少傾向であった。これに対し活動機会を可能な限り確保するため、オンライン会議ツールを活用した体験活動への取組についても支援できるようにしたことや新型コロナウイルス感染	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価では「A」評価であるが、下記＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞で示す点について、更なる改善を期待したい。 ・令和6年度は、年度計画に定める数値目標（体験活動等を提供した子供の人数：28万9,707人（指標：約40万人））	

助成対象 活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況	
		応募件数	交付応募額	採択件数	交付決定額	確定件数	確定額
			(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)
体験活動	令和５年度	3,486	1,771,318	2,901	1,210,043	2,579	840,893
	令和６年度	4,065	2,024,016	3,500	1,463,416	2,984	971,086
	増 △ 減	579	2,526,980	599	253,373	405	130,193
読書活動	令和５年度	352	176,109	309	129,963	282	81,522
	令和６年度	434	177,012	389	131,002	337	80,651
	増 △ 減	82	903	80	1,039	55	△871
教材開発 ・ 普及活動	令和５年度	27	181,987	12	75,657	12	70,498
	令和６年度	26	188,292	10	65,038	9	60,995
	増 △ 減	△1	6,305	△2	△10,619	△3	△9,503
合 計	令和５年度	3,865	2,129,414	3,222	1,415,663	2,873	992,912
	令和６年度	4,525	2,389,320	3,899	1,659,456	3,330	1,112,732
	増 △ 減	660	259,906	677	243,793	457	119,820

表 8-2 新型コロナウイルス感染症の影響による取下等について

(単位：件)

区 分	採択件数	取下件数	確定件数		
				計画廃止	計画変更
令和６年度 総件数	3,899	477	3,330	7	7 (※１)5
新型コロナウイルス感染症の 影響による件数	—	0 (全体の 0%)	—	0 (全体の 0%)	0

※１ オンライン形式の活動への計画変更

表 8-3 助成活動への参加状況

(単位：人)

区 分	令和５年度			令和６年度			増 △ 減		
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計

症により応募を中断していた団体に応募を促す情報提供を行った。このほか、地方教育施設と連携し、近隣市町村教育委員会や青少年団体を訪問しての広報、全国の地方新聞や全国紙面への広告掲載、WEB 広告を活用した広報及び地方 FM 局でのラジオ CM などのプッシュ型広報も実施した。これらの取組の成果もあり令和６年度の応募件数は再び増加に転じた(令和５年度 3,865 件、対前年度比 660 件増)。

子供の貧困対策の一環として平成 27 年度から、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じており、令和６年度は 126 件の活動を支援した(令和５年度 111 件、対前年度比 15 件増)。

は、達成度 77.1%で未達成であるものの、応募件数、採択件数ともに令和５年度に比べて増加しており、308,253 人(令和５年度 289,707 人、対前年度比 18,546 人増)の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する事業に対し支援した(年度計画：40 万人程度の子供に活動機会を提供)。

- ・令和６年度における新規団体が前年度より 328 団体増の 760 団体となった。
- ・地方教育施設と連携し近隣の大学、青少年団体、子ども会等の団体への訪問や全国紙での新聞広告、FM ラジオでの広報及び WEB 広告による広報を行った。
- ・各都道府県にある NPO 支援センター等の中間支援組織に募集案内やチラシを送付するとともに、全国母子寡婦福祉

(2) 助成金の応募・採択・確定状況(表8-1、8-4、8-5、8-6、8-7参照)

令和6年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動4,065件、読書活動434件、教材開発・普及活動26件の合計4,525件(令和5年度3,865件、対前年度比660件増)であった。

応募団体数は、2,320団体(令和5年度1,979団体、対前年度比341団体増)であり、このうち法人格を有しない団体等の応募は1,414団体(令和5年度1,237団体、対前年度177団体増)であり、さらに新規の応募団体数は、760団体(令和5年度432団体、対前年度328団体増)で全体の32.8%であった。

都道府県別にみると、人口の多い首都圏及び大都市からの応募が多かった。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり応募団体数及び応募件数は減少傾向にあったが、令和6年度はほぼ全ての都道府県において増加傾向となった。

表8-4 助成金の応募状況(団体種別)

団体種別	令和5年度		令和6年度		増△減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数
財団法人・社団法人	267	13.5	402	17.3	135
特定非営利活動法人	475	24.0	504	21.7	29
法人格を有しない団体等	1,237	62.5	1,414	61.0	177
合計	1,979		2,320		341

(注)項目ごとに小数点2位以下を四捨五入しているため、団体数の合計が100%にならない場合がある。

表8-5 助成金の応募状況(新規団体数)

団体種別	令和5年度		令和6年度		増△減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	応募団体数
新規団体	432	21.8	760	32.8	328

表8-6 助成金の応募状況(団体所在地都道府県別)

都道府県	応募団体数			応募件数		
	令和5年度	令和6年度	増△減	令和5年度	令和6年度	増△減
北海道	90	92	2	193	223	30
青森県	12	14	2	29	38	9
岩手県	16	23	7	39	42	3
宮城県	25	31	6	36	45	9
秋田県	19	21	2	26	30	4
山形県	20	22	2	57	78	21

ない地域に対しては県や地方教育施設と連携し説明会の開催、市町村、青少年団体及び大学等を訪問するなど、広報活動を充実することで助成事業の一層の周知を図る必要がある。さらに、子供たちや保護者に助成活動の実施時期や場所等の情報を届けるため「子どもゆめ基金活動情報サイト」を活用した情報提供に取り組むこととしたい。

また、助成団体からは応募の手続きや実績報告の簡素化、システムの改善を希望する意見があることから、事務手続き等を効率的、円滑に実施できるよう助成業務に関するプロセスの見直しを引き続き検討していく。

今後も、助成団体の運営をサポートするため、助成団体のニーズへの対応策を検討するとともに、活動内容の質の向上を図る観点から、体験活動の効果や

回る成果が得られていないとは言えない。

- ・広報活動の強化に取り組む、青少年の体験活動等の機会や場の充実を図ること。

＜その他事項＞

—

		福島県	17	24	7	28	41	13		安全対策等について機構 のもつ知見を周知したり 他団体のもつ事業運営に 関するノウハウを共有し たりするなどして一層の 支援を行っていくことと したい。	
		茨城県	33	38	5	58	61	3			
		栃木県	40	45	5	64	86	22			
		群馬県	24	30	6	43	65	22			
		埼玉県	95	99	4	174	186	12			
		千葉県	61	78	17	144	166	22			
		東京都	312	335	23	614	724	110			
		神奈川県	104	127	23	194	208	14			
		新潟県	33	45	12	60	72	12			
		富山県	13	13	0	20	21	1			
		石川県	31	32	1	59	54	△ 5			
		福井県	14	18	4	14	21	7			
		山梨県	18	17	△ 1	43	37	△ 6			
		長野県	37	52	15	57	94	37			
		岐阜県	18	29	11	44	59	15			
		静岡県	49	54	5	81	102	21			
		愛知県	67	72	5	140	141	1			
		三重県	21	25	4	32	41	9			
		滋賀県	26	37	11	44	59	15			
		京都府	59	70	11	140	150	10			
		大阪府	167	199	32	351	409	58			
		兵庫県	78	106	28	151	195	44			
		奈良県	32	35	3	83	84	1			
		和歌山県	16	23	7	27	37	10			
		鳥取県	10	12	2	16	25	9			
		島根県	12	18	6	18	25	7			
		岡山県	30	49	19	55	88	33			
		広島県	13	28	15	21	39	18			
		山口県	22	22	0	35	36	1			
		徳島県	26	21	△ 5	41	32	△ 9			
		香川県	16	17	1	23	26	3			
		愛媛県	45	48	3	88	87	△ 1			
		高知県	10	12	2	22	29	7			
		福岡県	97	103	6	200	209	9			
		佐賀県	9	12	3	25	37	12			
		長崎県	9	11	2	16	18	2			
		熊本県	27	29	2	41	41	0			
		大分県	13	26	13	26	36	10			
		宮崎県	24	30	6	52	68	16			
		鹿児島県	48	46	△ 2	107	102	△ 5			

沖縄県	21	30	9	34	58	24
合計	1,979	2,320	341	3,865	4,525	660

表 8-7 助成金の採択・確定状況（団体所在地都道府県別）

都道府県	採択件数			確定件数		
	令和5年度	令和6年度	増 △ 減	令和5年度	令和6年度	増 △ 減
北海道	159	207	48	138	183	45
青森県	26	35	9	25	26	1
岩手県	29	37	8	24	26	2
宮城県	28	39	11	26	34	8
秋田県	23	28	5	20	27	7
山形県	53	69	16	48	59	11
福島県	26	35	9	25	32	7
茨城県	46	52	6	43	45	2
栃木県	56	79	23	51	65	14
群馬県	39	50	11	37	42	5
埼玉県	139	159	20	116	124	8
千葉県	123	138	15	105	127	22
東京都	500	620	120	444	523	79
神奈川県	140	168	28	122	145	23
新潟県	55	56	1	51	53	2
富山県	16	19	3	15	18	3
石川県	44	48	4	41	43	2
福井県	12	20	8	12	17	5
山梨県	32	31	△ 1	28	25	△ 3
長野県	50	81	31	45	57	12
岐阜県	40	47	7	36	40	4
静岡県	71	79	8	70	69	△ 1
愛知県	118	121	3	106	103	△ 3
三重県	27	36	9	26	35	9
滋賀県	40	53	13	38	50	12
京都府	124	136	12	118	123	5
大阪府	291	356	65	272	319	47

兵庫県	130	174	44	116	151	35
奈良県	76	70	△ 6	68	60	△ 8
和歌山県	18	28	10	18	26	8
鳥取県	13	25	12	13	13	0
島根県	15	20	5	15	17	2
岡山県	47	74	27	41	61	20
広島県	16	34	18	12	28	16
山口県	32	34	2	29	29	0
徳島県	32	29	△ 3	28	25	△ 3
香川県	18	20	2	13	17	4
愛媛県	82	75	△ 7	71	72	1
高知県	18	22	4	17	20	3
福岡県	168	186	18	139	163	24
佐賀県	23	33	10	21	24	3
長崎県	15	10	△ 5	8	10	2
熊本県	37	35	△ 2	32	31	△ 1
大分県	16	32	16	15	23	8
宮崎県	46	53	7	41	45	4
鹿児島県	82	90	8	74	72	△ 2
沖縄県	31	56	25	20	33	13
合計	3,222	3,899	677	2,873	3,330	457

(3) 助成団体の事業運営の支援

助成団体の事業運営を支援するため、青少年教育研究センターの協力を得て、体験活動の効果についての研究成果をまとめた動画や活動分野ごとの趣旨及び活動事例を紹介する動画、応募フォームに沿って申請書の書き方を説明する動画をホームページに公開し、申請書作成の支援を行った。

また、助成団体に実施しているアンケートの分析を行い、団体の目標未達成の場合の改善点や子どもゆめ基金に対する要望について把握し、今後の助成団体の支援に活用していく。

2. 選定手続き等の客観性の確保

(1) 選定手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制

	助成事業の審査にあたっては、審査委員会のもとに、自然体験活動専門委員会（４委員会）、科学体験活動専門委員会（１委員会）、交流体験活動専門委員会（３委員会）、社会奉仕・職場・総合・その他の体験活動専門委員会（３委員会）、読書活動専門委員会（１委員会）、教材開発・普及活動専門委員会（１委員会）の各専門委員会（13 委員会・41 人）を設置し、外部有識者からの専門的見地を協力を得て審査している。 ② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任 審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により２年としている。令和６年度は、男性 12 人、女性 2 人の計 14 人が審査委員として審査に当たった。また、男性 28 人、女性 13 人の計 41 人が専門委員として審査を行った。 ③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況 令和 7 年度助成（一次募集）の審査については、令和 6 年 11 月から翌年 3 月にかけて実施した。審査は審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図った上で助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。 審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において以下の審査の視点を定め、審査を行った。 ア．実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること イ．テレビ会議システム等で双方向に繋がっていること ウ．実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること ただし、自然体験活動については分野の趣旨にある「自然に触れ親しむ」ことができないため、また、読書活動については、使用する絵本等の著作権の使用が認められないことから、子供を対象とした活動は原則として認めないとする決定がなされた。 （２）選定手続き等の客観性の確保に関する取組 審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、任期の終了した審査委員・専門委員名を子どもゆめ基金ホームページに掲載するなど、客観性の確保に努めた。 ３．助成金の交付 （１）特色ある活動への助成		
--	---	--	--

	助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある新たな取組や子どもの体験活動及び読書活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に助成するという基本方針の下、審査が行われ、4,525件、2,389,320千円の応募に対し、3,899件（採択率86.2%）、1,659,456千円の交付決定を行った。 （2）経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動への助成 経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。 令和6年度は、126件（令和5年度111件、対前年度比15件増）の活動を支援した。また、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。 4. 適正な助成に向けた取組 助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、令和6年度は36件を抽出し調査を行い、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。調査結果は概ね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。 また、助成活動において提出書類の偽造等の不正行為が確認され、不正の事実確認や実態把握のため関係団体等への調査を実施した。その結果、不正受給による取消は3団体11件あった。引き続き、不正受給を防ぐため、写真撮影時の月別フォトボード掲示等の撮影要件を設定するとともに、謝金・旅費の支払いは銀行振込とするなどの対応を行っている。また、募集案内や助成金交付の手引きに「助成金を受ける心構え」の掲載及び説明会の際に注意喚起を行うなど適正な会計処理の徹底や不正受給、虚偽報告への措置等について注意喚起を行った。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の10%以上の乖離については、助成事業における助成件数の増加が主な要因である。 —

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	共通的事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームページ総アクセス件数	年間平均550万件を達成する。	—	【目標】 550万件 【実績】 583万件 【達成度】 106%	【目標】 550万件 【実績】 960万件 【達成度】 174.5%	【目標】 550万件 【実績】 960万件 【達成度】 174.5%	【目標】 550万件 【実績】 880万件 【達成度】 160%	—	予算額（千円）	3,390,801	3,159,229	3,134,931	3,408,034	—
—	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	3,201,475	3,395,945	3,454,148	3,381,957	—

—	—	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	3,183,136	3,437,861	3,508,437	3,381,086	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	143,085	▲238,223	▲334,912	93,814	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	3,184,746	3,437,861	3,508,437	3,381,086	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	365	366	471	474	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
<主な定量的指標> 【広報の充実】 ・本部及び 28 施設のホームページ総アクセス件数(目標値：550 万件) <その他の指標> 【広報の充実】 ・職員の広報研修の実施 <評価の視点> 上記指標のとおり。	<主要な業務実績> 機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスをもとにその必要性を発信していくことが求められている。 文部科学省では、令和 4 年 2 月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」に基づき、コロナ禍で縮小した「リアルな体験」の機会を充実させるため、令和 4 年度を「体験活動推進元年」、そして令和 6 年度までを「体験活動推進重点改革 3 か年」と位置付け、体験活動の重要性を訴えている。また、令和 4 年 6 月には、企業と連携した子供たちのリアルな体験機会の充実を全国規模で推進するため、「子供の体験活動推進宣言」を発表した。 これらの動きを受け、機構においても、理事長のリーダーシップのもと、機構全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に努めた。また、青少年教育の更なる振興に資するため、機構との親和性の高い事業に取り組む民間企業等と包括協定を締結し、協力体制の構築を行った（第 6 章参照）。 各業務及び事業については、自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。 各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。 1. 広報の充実 (1) メディアの活用 ① 調査研究結果等のプレスリリース 機構が実施した調査の結果については、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。 令和 6 年度は「高校生の SNS の利用に関する調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—」の報道発表を行った。その結果、読売新聞等の全国紙や、時事通信 Web サイト等の Web サイト等、合計 38 件が引用・掲載された。 ② 雑誌・新聞・テレビ等への掲載・放映	<評価と根拠> 評価：A (1) 広報の充実、(2) 各業務の点検・評価の推進、(3) 各業務における安全性の確保、(4) ICT の利活用、の各事項において、年度計画に掲げた取組を達成することができた。昨年度課題としてあげていたより効果的な広報活動の展開及び広報機能を強化のために、本部及び全ての教育施設に広報キーパーソンを配置し、機構全体の広報力の底上げを行うことができた。また、これまでのホームページや YouTube の広報に加え、Facebook や Instagram 等の SNS を活用した新たな広報を開始した。SNS を活用することで、これまで比較的年齢層が高い利用者向け中心の広報が、若い層も含めた幅広い年齢に対する広報が可能となり、さらに潜在的な利用者になり得る層へもアプロー	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価では「A」評価であるが、下記<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>で示す点について、更なる改善を期待したい。 ・令和 6 年度に新たに策定した広報方針（令和 6 年 5 月）に基づき、これまで個々で行われてきた広報活動を一元化し、さらなる広報機能の強化を行うことを目的として、本部及び全ての教育施設に広報キーパーソンを配置した。 ・具体的な成果として広報キーパーソンを中心	

ア. 全ての教育施設においてプレスリリースを行うなど広報に努め、全国紙や教育施設が所在する地域の地方新聞等に、事業等を通じた全ての教育施設の体験活動推進の取組等が掲載された（令和6年度：延べ67紙、355回）

イ. 令和6年度は、機構の事業等に関する記事や写真を6紙・誌（「日本教育新聞」（発行：株式会社日本教育新聞社）、「教育ジャーナル」（発行：株式会社学研教育みらい）、「月刊公民館」（発行：公益社団法人全国公民館連合会）、「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）、「内外教育」（発行：時事通信社）、「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会））に年間を通じて連載を行っている。その他、「文教ニュース」（発行：株式会社文教ニュース社）へも寄稿を行っている。

ウ. 教育施設で実施したイベント等の様子が地元テレビ局で紹介された（表9-1参照）。

特に、センターの「受験生応援宿泊プラン」の取組については、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、NHK、日本テレビの大手5社のニュースに取り上げられ、多くの受験生の利用につながったほか、その他の一般利用にもつながり、大きな広報効果があった。

表9-1 テレビ局による取材があった施設の一覧

No.	施設名	放送局名
1	センター	テレビ朝日、TBS、フジテレビ、NHK、日本テレビ
2	岩手山	IBC 岩手放送、テレビ岩手
3	磐梯	日本テレビ、読売テレビ、FNN、テレビユー福島
4	能登	NHK 金沢、テレビ金沢、HAB 北陸朝日放送、MRO 北陸放送、HAB 北陸朝日放送
5	中央	静岡第一テレビ
6	江田島	広島ホームテレビ、広島テレビ
7	大洲	ケーブルネットワーク西瀬戸
8	阿蘇	テレビ熊本、テレビ熊本、熊本朝日放送
9	花山	NHK仙台放送局
10	信州高遠	伊那ケーブルテレビ
11	妙高	上越ケーブルビジョン

ちすることができた。

さらに、テレビの放映では、センターの「受験生応援宿泊プラン」の取り組みが、ニュースに取り上げられ、多くの受験生の利用につながったほか、その他の一般利用にも繋がり、大きな広報効果があった。

以上のことからA評価とした。

<課題と対応>

広報キーパーソンを配置したことで、機構として一体感やリスク等を考慮した広報を実施する体制を整備することができ、機構の広報方針を明確にすることができた。

今後はさらに機構の存在価値や認知度向上のために、より効果的な広報活動の展開および広報機能を強化する広報研修に取り組んでいきたい。

安全性の確保については、令和3年度から全ての地方教育施設に安全管理担当者を配置しており、プログラム実施時の対応や活動環境の整備に加え、傷病・事故データの収集を行うとともに

にSNSの定期投稿を行い各施設の特色ある活動が可視化され、施設利用者や地域住民、教育関係者、潜在的な利用者になり得る層へ情報発信を行った。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・ホームページ総アクセス件数以外にも、検証可能な指標を検討すること。現在の「広報方針」で定める「目標」は目標ではなく手段が記載されており、改善が必要である。

<その他事項>

—

12 若狭湾 NHK 福井放送局、FBC テレビ	13 山口徳地 山口ケーブルビジョン、テレビ山口												
	14 諫早 ひまわりテレビ												
	15 大隅 NHK鹿児島放送局、南日本放送												
③ マスコミ関係者との連携 令和5年度に引き続き、マスコミ関係者を運営協議会の委員等に招聘し、当該委員の所属するメディアや地方教育施設の所在地周辺に影響力を持つ地元メディアと連携した。教育事業等の記事を多数掲載したり、連載枠に記事を定期掲載したりするなど、メディアとの連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施に努めた。													
④ 機構アンバサダーの任命（表9-2参照） 機構の取組を広く発信することにより、機構のイメージアップ及び認知度向上を図るため、令和6年度から新たに国立青少年教育振興機構アンバサダー（以下、機構アンバサダー）を6名に任命した。機構アンバサダーの五十嵐美樹氏、隈研吾氏、簀内佐斗司氏、には春のキッズフェスタ2024の開催に係るクラウドファンディングにおいて応援メッセージを頂き、また、五十嵐美樹氏、金澤翔子氏には春のキッズフェスタでイベントを通じた機構の広報活動を実施していただくなど、イメージアップ及び認知度向上に協力いただいた。その他、管理職の資質向上のため、岡田武史氏にご講演頂く等、機構内外の広報に寄与している。													
表9-2 国立青少年教育振興機構アンバサダー一覧 <table> <tr> <td>五十嵐 美樹</td><td>東京都市大学特任准教授、サイエンスエンターテイナー</td></tr> <tr> <td>岡田 武史</td><td>株式会社 今治、夢スポーツ代表取締役会長、 公益財団法人 日本サッカー協会副会長</td></tr> <tr> <td>隈 研吾</td><td>建築家、東京大学特別教授・名誉教授</td></tr> <tr> <td>金澤 翔子</td><td>書道家</td></tr> <tr> <td>増田 明美</td><td>スポーツジャーナリスト</td></tr> <tr> <td>簀内 佐斗司</td><td>彫刻家</td></tr> </table>		五十嵐 美樹	東京都市大学特任准教授、サイエンスエンターテイナー	岡田 武史	株式会社 今治、夢スポーツ代表取締役会長、 公益財団法人 日本サッカー協会副会長	隈 研吾	建築家、東京大学特別教授・名誉教授	金澤 翔子	書道家	増田 明美	スポーツジャーナリスト	簀内 佐斗司	彫刻家
五十嵐 美樹	東京都市大学特任准教授、サイエンスエンターテイナー												
岡田 武史	株式会社 今治、夢スポーツ代表取締役会長、 公益財団法人 日本サッカー協会副会長												
隈 研吾	建築家、東京大学特別教授・名誉教授												
金澤 翔子	書道家												
増田 明美	スポーツジャーナリスト												
簀内 佐斗司	彫刻家												
（2）体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布													
に、各施設で把握しているヒヤリハット等の情報を活用した安全管理を検討するなど、更なる安全性の向上に努めていきたい。 ICT を効果的に活用した体験活動の在り方については、デジタル技術とリアルな体験活動とを効果的に組み合わせるなど、新しい体験活動の在り方について引き続き検討していきたい。													

① 動画コンテンツの作成

家庭で取り組める体験活動を動画で紹介する YouTube チャンネル「体験ちゃん」を令和3年度に開設し、日常生活の中で実施可能な体験活動の普及啓発に取り組んでいる。令和6年度は、現在の社会状況を踏まえて、これまで発信した動画コンテンツの利活用と、アフターコロナを見据えたコンテンツ内容の検討を引き続き行っている。

現在、本チャンネルの総コンテンツ数は80、総視聴回数は約150,000回を超えている。



図 9-1 YouTube チャンネル「体験ちゃん」動画一覧ページ（コンテンツ数 80[令和7年3月現在]）

② 関係機関・団体や保護者等へのリーフレットの配布

令和5年度に引き続き、文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議、小中高各教科等教育課程研究協議会、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会、管理・指導事務主管部課長会議で、全国のエducational関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。

（3）寄附金等の増加に繋がる取組

① クラウドファンディング

令和5年度に引き続き、クラウドファンディングを実施した（表 9-3 参照）。

表 9-3 実施施設一覧

(単位：千円)

No.	施設名	事業名	目標額	寄附額
1	センター	「春のキッズフェスタ 2024」へ体験の機会が少ない親子をご招待	410	245
2	大雪	子ども達の遊び場を守りたい！【大雪青少年交流の家「森のあそび場」リニューアル】	275	153
3	日高	北海道アウトドアフォーラム 2024 を成功させ、北海道アウトドアを盛り上げたい！	1,471	69
4	妙高	子供たちのために使い方無限大∞の活動エリアを整備したい！ つるたぐりプロジェクト	650	907

② ネーミングライツ事業

命名権料として、かんぽ生命の令和 4 年度契約分（契約施設数 5 施設、契約期間令和 4 年度～令和 6 年度：10,263,000 円）と令和 5 年度契約分（契約施設数 7 施設、令和 5 年度～令和 7 年度：10,180,000 円）のうち、令和 6 年度分として 7,340,000 円を得た。

③ 企業・団体等からの支援

ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社コールマン事業部からは「春のキッズフェスタ 2024」（センター）、「FUKUI TAIKEN MARCHE」（若狭湾）及び「リフレッシュ・キャンプ」（能登）において、イベント実施時における物品提供を得た。

加えて、スポーツや文化振興を通じて子供たちの育成に取り組む団体からの寄贈により、諫早の敷地内に「クロスカントリーコース」が整備され「いさはや森のクロスカントリーコース」が新設された。令和 6 年 12 月 8 日に実施されたオープニングセレモニーでは、諫早市内の小・中学生などを招き、長崎陸上競技協会の協力の下、陸上競技走り方教室を開催し新コースの完成を祝った。

(4) 企業等との連携事業や PR 活動の充実

令和 5 年度から引き続き、株式会社モンベルとの連携事業である SEA TO SUMMIT for Children を三瓶、若狭湾、吉備、諫早の 4 施設において開催した。このうち、三瓶では株式会社モンベルのほかに島根県立青少年の家（サン・レイク）、島根県キャンプ協会、林野庁近畿中国森林管理局島根森林管理署と連携するとともに、地元企業 11 企業

	に協賛いただき令和6年7月に3小学生から中学生を対象に3泊4日で実施した。 また、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業として国立青少年教育施設が各地域において設置している実行委員会では、地域一体となって「体験の風をおこそう」運動を推進している。 大隅では鹿児島県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会が企画・運営を行い、国立大学法人鹿屋体育大学と連携して令和6年11月に「SDGs 防災フェスティバル」を開催した。鹿児島県をはじめ9団体に後援いただくとともに、地元企業や利用団体等36団体から出展協力や協賛をいただき、358名が来場した。また、事業の様子をNHKやMBC南日本放送などのメディアにて放送いただき、機構の取組を社会にPRすることができた。 (5) 体験活動を推進する社会的気運の醸成 機構では、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動と青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させた取組として、「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施した。 また、「体験活動推進重点改革3か年」の最終年度の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した子供の外での活動を後押しすることを目的に、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟と公益社団法人ガールスカウト日本連盟と連携して「お外でリアル体験！そとチャレラリー2024」を実施した。令和5年度に引き続き、公立青少年教育施設やNP0法人自然体験活動推進協議会の加盟団体の協力の元、より全国的な取組として実施した。本活動は各団体・各施設の活動に参加し、スタンプラリーを集める活動であり、スタンプラリーの景品として、キャプテンスタッグ株式会社、ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社コールマン事業部、株式会社スノーピーク、株式会社モンベル、L.L.Bean、新富士バーナー株式会社(SOTO)、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、総合警備保障株式会社(ALSOK)、株式会社ビクセン、タイガー魔法瓶株式会社、岩谷産業株式会社、ビクトリノックスジャパン株式会社から景品の提供を得た。 (6) 職員の広報研修 本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和6年度は、7月に文化庁著作権課の協力の下、著作権や肖像権に関する研修を全職員向けにオンラインで実施し、チラシの作成やSNSを活用した広報活動における留意点を押さえ、日々の業務に還元させるとともに法令等を遵守し業務に臨むことを目的に実施した。 また、令和6年度に新たに策定した広報方針(令和6年5月)に基づき、これまで個々で行われてきた広報活動を一元化し、さらなる広報機能の強化を行うことを目的として、本部及び全ての教育施設に広報キーパーソンを配		
--	--	--	--

置した。このことにより、発信力が大きく向上した。具体的な取組として、毎月広報キーパーソン向けの定期ミーティング（表 9-4 参照）を 9 回開催した。この定期ミーティングでは、広報の好取組事例の共有や情報発信の際の注意点、課題等を共有した。また、全施設が Instagram を開設し、「週 2 回程度の定期投稿」、「子どもや家族の表情、各施設の魅力と考えるコンテンツ」などの共通ルールを設けたことで、情報の質と一貫性が高まった。さらに、近隣の地方教育施設が連携しコラボ投稿することで、各施設のフォロワーに相互に情報を届けることが可能となり、定期投稿も相まってフォロワー数が 3,000 人増加した。こうした具体的な取り組みにより、広報の戦略性・連携力・拡散力が強化され、機構全体の広報力の底上げを行った。

加えて、Google アラート機能を活用して収集した青少年教育や広報に関連するニュースを全職員向けに「青少年教育関連ニュース」として平日毎日メールで配信し、機構職員全体の青少年教育に関する意識や広報意識の醸成を図った。

表 9-4 定期ミーティング

開催日	内容
令和 6 年 7 月 4 日	広報方針、広報のリスクと効果について
令和 6 年 8 月 30 日	Instagram の運用（大洲）、SNS 投稿時の工夫や悩み
令和 6 年 9 月 26 日	プレスリリースについて（阿蘇）、各施設の広報の課題
令和 6 年 10 月 30 日	出前事業に関する意見交換
令和 6 年 11 月 29 日	利用促進資料（諫早）、広報誌の開拓（若狭湾）、休館期間中の取組
令和 6 年 12 月 19 日	企業向け利用促進資料（岩手山）、Instagram のコラボ投稿（乗鞍、能登、若狭湾、中央、立山）、休館期間中の広報活動
令和 7 年 1 月 30 日	教育事業の実施について（センター）、各施設の「ウリ」について
令和 7 年 2 月 21 日	コラボ投稿の効果について（乗鞍、若狭湾）令和 6 年度広報のふりかえり
令和 7 年 3 月 11 日	パブリシティ情報の公開について、イラストやデザインの取り扱いに関する注意、新年度の広報に関する期待と不安について

（7）ホームページ掲載情報の更新等

① ホームページ掲載情報の更新

	全ての教育施設では、ホームページ掲載情報について、ホームページを運用する担当課・係を中心に誤情報や不要情報が掲載されていないか相互に確認しているほか、本部では年度初めに各課に向けてそれぞれの課でアップしている掲載情報の整理を書面で注意喚起するなど、掲載情報の更新が適切に行われるよう努めている。 ② ホームページのアクセス数 全ての教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報などを提供しており、令和6年度のアクセス件数は約880万件（年度計画の数値目標：550万件）であった。 本部及び各教育施設においては、令和5年度に引き続き、最新情報の掲載、スマートフォン対応、SNSでの情報発信、アイキャッチ画像の活用、事業等の申込み手続きのWeb化など、利用者の利便性向上に向けた取組を地道に行い、アクセス数の増加に努めた。 ③ インターネットを活用した広報活動 Facebook、Instagram等のSNSを活用し、施設の紹介や教育事業の様子、野外活動等の手順や施設利用オリエンテーションについて、動画や写真、文章を投稿して、広報の充実に努めている。令和6年度は、令和5年度に引き続き、センターにおいてLINE広告を活用した教育事業等の広報に取り組み、募集チラシの配架に係る業務を削減するとともに、登録者（令和6年度末時点で約12,700人）を獲得することでリピーターの獲得にも繋げることができた。また、全ての教育施設では、Instagramのアカウントを作成し、引き続き対象に応じた情報発信を行うなど、認知度向上のためにSNSを効果的に活用している。 2. 各業務の点検・評価の推進 （1）アンケート調査等の実施と業務改善への反映状況 利用団体がよりよい研修を実施できるよう、アンケート調査や窓口等での聞き取りを行い、業務改善を図った。アンケート調査では、施設利用に関する聞き取りを行い、利用者が不満を感じた内容については、可能な限り窓口での細やかな聞き取りをしながら、要因を分析し、対策を実施している。各施設で発生した事例や実施した対策等については全ての教育施設で共有している。 （2）業務全般に関する自己点検・評価の実施状況 文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるに当たり、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評議員会において評価や指摘等をもらい、その結果を「自己点検・評価報告書」と		
--	---	--	--

	して取りまとめ、機構ホームページに掲載することにより公表している。 文部科学大臣や機構評価委員会の評価や意見等については、各部署において速やかに対応を検討するとともに、業務改善に努め、対応状況を機構評議員会へ報告している。 また、第4期中期目標における重点項目については、各施設においても計画・結果・課題等の分析を行い改善を図っている。 3. 各業務における安全性の確保 (1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守 各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。 令和3年度から、全ての地方各教育施設において安全管理担当者を配置し、当該点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、ヒヤリハット事例の収集による具体的なケースを想定した研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。令和6年度は、体験活動安全管理研修の場において各施設の安全管理担当者向けに危機管理マニュアルの点検のポイントを説明するとともに、開催施設を題材に、活動場所や活動プログラム、開催施設の安全管理体制を確認し、危険と思われる点を洗い出し協議を行う事例研修を行い、より体験活動の場におけるリスクを感じ取る研修を実施した。具体例の不足や読みやすさへの配慮など、全施設に共通する改善事項について周知を図り、危機管理マニュアルの精度を高めるための工夫を行った。 (2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況 各教育施設では、安全点検マニュアルに基づいて、屋内外施設や野外活動コース、教材教具等の日常的な点検・整備に取り組んでいる。点検の結果、不具合が確認された場合には適宜修繕を実施しているが、修繕に時間を要する箇所については、安全を確保できるまでの間、利用を制限するなど、適切なリスクマネジメントを行っている。 (3) 事故データ集等の改訂・配布（第7章1.（1）④参照） 本部では、安全管理に関する情報として、「事故データ集」を作成し、ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。 令和6年度は、令和5年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を行い、研究センターが分析を行ったうえで「国立青少年教育施設における傷病の概況」を作成し、施設利用中に起こった負傷や疾病の状況をまとめた。当該結果については、機構ホームページに掲載し発信している。		
--	--	--	--

	各施設においては、本調査結果を参考に、利用相談時や受付時、活動前の説明時等において、よく起こる事故等の紹介や、それらを未然に防ぐ対処方法などを伝えることで、負傷や疾病件数を減らすことに努め、安心安全な教育環境を提供している。 また、昨今熱中症による救急搬送が全国的に増加しており、体験活動中のみならず施設滞在中のどの場面においても注意しなければならない傷病の一つとなっていることを踏まえ、令和6年度は地方施設における熱中症（疑い含む）の発生状況を把握するアンケートを試行的に実施した。結果については取りまとめ、学会での発表含め今後の普及や活用可能性を探っているところである。 （４）体験活動安全管理研修の実施（第４章参照） ４．ICT の利活用 （１）ICT を効果的に活用した体験活動の在り方の検討 各地方教育施設においては、ICT を活用した取組を進めている。令和6年度末時点で、事前・事後指導（利用説明会等含む）において、オンライン会議ツールなどを使用している教育施設は18施設であった。また、全ての地方教育施設で、施設の利用方法など入所時オリエンテーション等で説明する内容を動画化して利用前に視聴できるようにしており、単なる情報発信ツールとしてだけでなく、業務プロセス改善、利用者の心理的障壁の軽減、活動の安全性向上、そして緊急時対応といった、施設の運営における様々な側面に効果的に活用している。 （２）オンライン形式を活用した会議・研修等の実施 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議や研修などについては、可能な限り、オンライン配信を実施した（第6章1.（1）参照）。 また、オンライン会議ツールが浸透し、各地方教育施設においても活用する取組が広がっている。 各地方教育施設は、利用団体の多くが存在する都市部から地理的に離れているが、オンラインを活用することにより事前・事後指導の実施やプログラム調整など、利用にかかるサービスを提供することが可能となっている。		
--	--	--	--

４．その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ 【一般管理費の削減】 ・調達の合理化等を推進 【給与水準の適正化】 ・政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえ	＜主要な業務実績＞ 1. 一般管理費等の削減 一般管理費及び業務経費については、中期計画期間において、「一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を行う」としている。 令和6年度は、施設ごとの利用実態に応じた計画的な一時休館の設定を通じて、利用希望を集約するよう受入調整を行うことで、効率的な施設運営を図り、光熱水費や委託費の削減、超過勤務や宿直の縮減に取り組んだ。 この結果、令和6年度末時点で、一般管理費は8.8%の削減、業務経費は12.3%の削減を達成している。 表 10-1 一般管理費及び業務経費の縮減状況 (単位：千円)		＜評価と根拠＞ 評価：B 一般管理費等の削減については、一般管理費及び業務経費ともに所期の目標を達成した。 役職員の給与については、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。 契約の適正化については、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 ・利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費につ	

た給与水準の適正化 【間接業務等の共同実施】 ・新たな共同実施の調達対象品目及び対象業務についての検討 【保有資産の見直し】 ・保有資産等利用検討委員会による定期的な利用実態等の把握及びその必要性や規模の適正性についての検証 【業務のデジタル化・オンライン化】 ・業務のデジタル化・オンライン化 ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。	<table><tr><th>区 分</th><th>基準額(※)</th><th>令和6年度決算額</th><th>増減額（増△減率）</th></tr><tr><td>一般管理費</td><td>2,113,181</td><td>1,927,973</td><td>△185,208(△8.8%)</td></tr><tr><td>業 務 経 費</td><td>1,948,007</td><td>1,707,580</td><td>△240,427(△12.3%)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,061,188</td><td>3,635,554</td><td>△425,634(△10.5%)</td></tr></table> （注1）基準額は、令和元年度決算額に前中期計画期間における効率化係数を乗じて算出している。 （注2）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 2．給与水準の適正化 役職員の給与体系・給与水準については、平成26年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等に準じて取り扱っている。 なお、当機構のラスパイレース指数（対国家公務員）は94.0である。 また、諸手当に関しても国の給与法等に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。 表 10-2 【経年比較】ラスパイレース指数（対国家公務員） <table><tr><th>年 度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>ラスパイレース指数</td><td>94.5</td><td>94.3</td><td>95.7</td><td>95.7</td><td>94.0</td></tr></table> 3．契約の適正化 （1）調達等合理化計画 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）に基づき、令和6年度調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。 また、調達等合理化計画の策定等に当たっては、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により点検及び見直しを行った。 ① 調達の現状と要因の分析 表 10-3 令和5年度及び令和6年度に締結した契約の状況	区 分	基準額(※)	令和6年度決算額	増減額（増△減率）	一般管理費	2,113,181	1,927,973	△185,208(△8.8%)	業 務 経 費	1,948,007	1,707,580	△240,427(△12.3%)	合 計	4,061,188	3,635,554	△425,634(△10.5%)	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	ラスパイレース指数	94.5	94.3	95.7	95.7	94.0	（単位：件、億円）	保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ結果、内部統制の体制強化や契約事務の適正化など一定の効果が得られた。	いては 8.8%の削減、事業経費については 12.3%の削減を行った。
	区 分	基準額(※)	令和6年度決算額	増減額（増△減率）																												
	一般管理費	2,113,181	1,927,973	△185,208(△8.8%)																												
	業 務 経 費	1,948,007	1,707,580	△240,427(△12.3%)																												
	合 計	4,061,188	3,635,554	△425,634(△10.5%)																												
	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																										
	ラスパイレース指数	94.5	94.3	95.7	95.7	94.0																										
	間接業務等の共同実施については、4 法人間で決定した業務を着実に実行するとともに、さらなる業務運営の効率化を図るため、新たな対象品目及び対象業務についても引き続き検討を行った。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞																														
	保有資産の見直しについては、各教育施設が有する土地・建物等の資産の利用状況を確認し、今後の利用見込みがない資産の位置づけについて検討を進めている。	・一者応札について、引き続き点検・見直し等を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達に取り組んでいただきたい。																														
	業務のデジタル化・オンライン化については、グループウェアの運用やウェブ会議の実施など、業務がより効率的に行えるようコミュニケーションツールの利用促進に努めたほか、PMO として、利用団体管理システムや助成金管理システムなどの情報システムを運用する課 PJMO から受けた課題やニーズに対して助言や調整を行い、適切な情報システムの管理及び運用に努めた。また、プロジェクトチームによる利用団体管理システムの新規構築については、前年度に引き続き検討を行い、早期導入に向けて作業の進捗を図った。	・一般管理費の抜本的な削減に向け、業務の効率化を進めていただきたい。																														
	＜その他事項＞																															
	—																															

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(65.5%) 110	(91.2%) 33.7	(65.0%) 128	(80.7%) 27.7	(16.4%) 18	(△17.8%) △6.0
企画競争・公募	(8.3%) 14	(0.9%) 0.3	(7.6%) 15	(1.1%) 0.4	(7.1%) 1	(16.2%) 0.1
競争性のある 契約（小計）	(73.8%) 124	(92.0%) 34.0	(72.6%) 143	(81.8%) 28.1	(15.3%) 19	(△17.5%) △6.0
競争性のない 随意契約	(26.2%) 44	(8.0%) 2.9	(27.4%) 54	(18.2%) 6.2	(22.7%) 10	(111.7%) 3.3
合 計	(100%) 168	(100%) 37.0	(100%) 197	(100%) 34.3	(17.3%) 29	(△7.2%) △2.7

（注１） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和6年度の契約状況は、表 10-3 のとおりであり、契約件数は 197 件、契約金額は 34.3 億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、143 件（72.6%）・28.1 億円（81.8%）、競争性のない随意契約の件数・金額は、54 件（27.4%）・6.2 億円（18.2%）である。令和6年度は、令和5年度と比較して、複数年度契約を締結していた地方教育施設の清掃・警備業務等の契約更新年度にあたったことから、競争入札等の契約件数が 18 件（16.4%）増加する一方で、前年度に本部やセンターの大型の役務契約の更新が集中していた影響から、契約金額は 6.0 億円（△17.8%）減少した。

表 10-4 令和5年度及び令和6年度の一者応札・応募の状況（単位：件、億円）

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
複数者 応札・応募	件数	81（65.3%）	99（69.2%）	18（△22.2%）
	金額	21.4（62.9%）	21.9（77.9%）	0.5（2.2%）
一者 応札・応募	件数	43（34.7%）	44（30.8%）	1（2.3%）
	金額	12.6（37.1%）	6.2（22.1%）	△6.4（△50.9%）

以上のことからB評定とした。

<課題と対応>

今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努め、契約の適正化を図るとともに、各教育施設の客観的データ及び実情を踏まえながら、施設運営の最適化や業務の効率化を図り、一般管理費等の適正化に取り組む。

間接業務等の共同実施については、さらなる業務の効率化に向けて引き続き他の3法人与新たな対象品目及び対象業務の検討を行っていく。

保有資産の見直しについては、施設規模の適正化も踏まえながら、今後も不断の見直しを行っていく。

業務のデジタル化・オンライン化については、情報インフラを強化するとともに、利用者の利便性向上や業務の効率化・生産性の向上、経営基盤の強化等の観点から機構全体で DX を推進する。

合 計	件数	124 (100%)	143 (100%)	19 (15.3%)
	金額	34.0 (100%)	28.1 (100%)	△6.0 (△17.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

令和6年度の一者応札・応募の状況は、表10-4のとおりであり、契約件数は44件(30.8%)、契約金額は6.2億円(22.1%)である。

令和6年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだ結果、令和5年度と比較して、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の件数割合(34.7%⇒30.8%)、金額割合(37.1%⇒22.1%)ともに減少している。

② 重点的な取組分野

令和6年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めた。

ア. 仕様書についての幅広い意見の聴取

イ. 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保

ウ. 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り

エ. 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査

オ. 発注見通しの早期発信

③ 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結した案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施した。

イ. 不祥事の発生の未然防止のための取組

会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。

	4. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教職員支援機構の 3 法人と共同して下記の間接業務等を実施し、効果的・効率的な業務運営に努めた。 （１）物品（事務用品（ドットファイル）、電子書籍、非常食）及び役務（古紙溶解、官報公告）の共同調達 （２）間接事務（会計事務等の内部監査）の共同実施（第 21 章 1.（４）参照） （３）職員研修（新規採用職員研修、SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修、独法制度研修）の共同実施（第 19 章 3.（２）参照） また、新たな共同実施の対象品目及び対象業務については、費用対効果を勘案しながら他の 3 法人とともに引き続き検討を行っている。 5. 保有資産の見直し 各教育施設が有する土地・建物等の資産について、利用状況を確認した。このうち、今後の利用見込みがない資産については、それらの位置づけについて検討を進めている。 6. 業務のデジタル化・オンライン化 （１）業務のデジタル化・オンライン化の状況 前年度に引き続き、機構全体において、グループ単位での情報共有、共同編集、チャット・Web 会議等を円滑に行えるコミュニケーションツール等を備えたグループウェアの利用を促進した。また、本部の職員用端末を施設内のネットワーク回線に接続可能な区域であればどこでも使用可能なノート PC に更新し、オンライン会議の実施や電子ファイルによる会議資料の送付等オンライン化・ペーパーレス化を更に推進した。加えて、本部を中心に導入しているテレワークシステムを活用し、引き続き業務のデジタル化・オンライン化に取り組んだ。 情報システムの整備及び管理については、従来どおり、情報システムの全体管理組織である PMO (Portfolio Management Office) として、各情報システムを運用する課 PJMO (Project Management Office) から受けた課題やニーズに対して助言や調整を行ったほか、前年度に引き続き、ICT の利活用環境向上のため、地方施設のインターネット環境の改善について検討を進めた。		
--	--	--	--

	また、紙のやり取りをベースとした施設ごとに異なる利用受入れ業務フローの抜本的見直しと統一化並びに「利用者の利便性向上」や「業務の効率化・生産性の向上」に資する利用団体管理システムの新規構築について、前年度に引き続きプロジェクトチームにおいて検討を行い、早期導入に向けて作業の進捗に努めた。 さらに、勤怠管理業務の効率化を目的とした勤怠管理システムの導入についても検討を開始し、調達の準備を進めた。 (2) ICT を利活用できる職員の育成 例年どおり、新規採用職員研修において、グループウェアの活用方法、Web 会議の開催方法等について、講義を行ったほか、その研修動画を全職員が閲覧できるよう配信し、職員全体の ICT 利活用に係る能力向上を図った。また、グループウェアの活用や Web 会議の開催を促進したことにより、各職員が利用申し込みに対する受付メールの送信自動化、会議等のオンライン化や配付資料の電子データ化等を積極的に実践しており、職員自らが ICT の利活用スキルを向上させる動きにつながっている。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	効果的・効率的な組織の運営		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001461

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	宿泊稼働率	全国 28 施設平均 55%以上を確保する。	－	【目標】 平均 55%以上 【実績】 26.8% 【達成率】 48.7%	【目標】 平均 55%以上 【実績】 34.2% 【達成率】 62.2%	【目標】 平均 55%以上 【実績】 46.7% 【達成率】 84.9%	【目標】 平均 55%以上 【実績】 46.8% 【達成率】 85.1%	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
	業務実績			自己評価	評価 B
＜主な定量的指標＞ 【施設の効率的な利用の促進等】 ・宿泊稼働率（目標値:平均 55%以上）	＜主要な業務実績＞ 1. 各教育施設の役割の明確化及び運営の改善 平成 23 年 2 月に、文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のための各施設の特色・機能を明確にすることが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営に関する調査研究を実施し、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告（平成 24 年 3 月）、第二次報告（平成 27 年 3 月））」を取りまとめた。これを受け、モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営			＜評価と根拠＞ 評価：B 「各施設の役割・機能の明確化及び運営の改善」については、利用者数及び収支状況について定期的に経営会議へ報告することにより、主	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。

＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。	に努めた。 また、令和6年6月に中央教育審議会の「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」において、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点から、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策について検討することが示された。令和6年7月には、次期中期目標に向けて「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」が文部科学省に設置され、今後の青少年教育の機能強化に向けた国立施設における教育の在り方や、民間活力の導入も含めた運営面の合理化・効率化による魅力的な施設への変容に向けた議論を通じて、国立施設の振興方策の検討が進められている。 （１）各教育施設の役割の明確化及び運営の改善 機構が設置する施設の運営の将来構想について検討するため令和4年4月に設置した「2030年の機構の在り方検討会」では、当該検討会のもとに設置した「役割検討ワーキンググループ」及び「管理運営検討ワーキンググループ」から報告された検討結果を基にこれまでの議論を整理したうえで、令和5年6月に「これまでの検討会及びWGにおける議論の整理」を取りまとめた。また、新たな時代に対応した地方教育施設の整備に向けて、施設の基本構想及び基本計画を策定することを目的に新施設整備プロジェクトチームを令和5年7月に設置し、2050年の環境認識のもとで、新しい時代に求められる地方教育施設の将来構想を令和5年10月に取りまとめた。 令和6年度は、機構の運営改善に向けて、各担当部署と連携し、利用者数及び収支状況について定期的に経営会議へ報告することにより、主に機構の財務状況の進捗管理を徹底した。また、上述の文部科学省における「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」において、これまでの機構の取組を総括し、機構の課題と今後の展望について説明を行った。 ① 国立オリンピック記念青少年総合センターの役割の明確化及び運営の改善 ア. センターの更なる活用を図る上で利用者ニーズの適切な把握、プロモーション活動の強化を通じて青少年利用者の確保や、一般利用者の増加を積極的に行うことが必要である。令和6年度は、特に個人宿泊の促進を図り、前年度比約1,700名（延人数）の利用増となった。さらに昨今の都内宿泊料の高騰を踏まえ、受験生を対象とした宿泊利用を推進し約1,500名（延人数）の利用者を獲得した。 イ. 業務プロセスの見直しによる業務の効率化、業務委託経費等の削減などにより経営効率をより高めていくことが必要であり、令和6年度は受付業務や清掃業務に関する委託内容を見直すことにより経費の削減を図った。 ウ. 令和6年度の教育事業については、様々な企業・団体と連携を図り「すべてのこどもたちの笑顔のために」をコンセプトに春と秋に「キッズフェスタ 2024」を開催し、協賛企業・団体と共同で、ダンスや乗馬などのスポーツ体験、木工やエコバック作りなどのSDGsを意識した創作活動、江戸時代の獅子舞などの伝統文化体験を始めとした親子で参加できる多様な体験の場を提供した結果、延べ約1万人を超える来場者を得ることができた。併せて、機構アンバサダーの五十嵐美樹氏による「サイエンスショー」、金澤翔子氏に	に機構の財務状況の進捗管理を徹底した。センターにおいては、個人宿泊の拡充や社会情勢を捉えた「受験生応援パック」での利用者獲得を図り、業務プロセスの見直しを図り委託業務経費の削減等、運営の改善に向けて取り組んだ。地方教育施設においては、各施設の実態を適切に把握するため、利用状況、財務状況、施設設備の状況や近隣自治体との関係性等の基礎情報について取りまとめを行った。こうした基礎情報を基に、閑散期（概ね10～3月）において、施設の利用調整を適切に行ったうえで各施設の実態に応じた一時休館を試行的に実施した。さらに、令和7年度に向けて、損益分岐基準を基に一時休館及びこれに伴う利用調整の継続を行うと共に施設規模の最	・センターにおいては、特に個人宿泊の促進を図り、前年度比約1,700名（延人数）の利用増となった。さらに昨今の都内宿泊料の高騰を踏まえ、受験生を対象とした宿泊利用を推進し約1,500名（延人数）の利用者を獲得した。 ・閑散期（概ね10～3月）において、施設の利用調整を適切に行ったうえで各施設の実態に応じた一時休館を試行的に実施し、効率的な運営に努めた。 ・「運営協議会」方式の活用による施設の運営を実施しているところであるが、経費面から5施設において会議の開催が未実施となった。 ・全ての教育施設の宿泊室稼働率は46.8%
--	---	--	--

	よる「書道体験ワークショップ」を開催し好評を得た。 その他、オリセンを会場に都市型長期事業 9 泊 10 日の「サマースクール in オリセン」では、明治神宮でのナイトハイクや我が国伝統文化である能を学び体験する機会を提供した。さらには都市部に位置しながらオリセン内の身近な自然環境を活かして、たき火体験やテントの設営や野外炊事などのキャンプ体験の機会を提供した。 ② 地方教育施設の役割の明確化及び運営の改善 令和 6 年度は、各地方教育施設の実態を適切に把握するため、利用状況、財務状況、施設設備の状況や近隣自治体との関係性等、各地方教育施設の基礎情報について取りまとめを行った。こうした基礎情報をベースに、全地方教育施設と個別にオンラインでのミーティングを行いながら、施設の効率的な運営に向けて議論を重ねた。その結果、令和 6 年度においては、閑散期（概ね 10～3 月）において、施設の利用調整を適切に行ったうえで各施設の実態に応じた一時休館を試行的に実施した（表 11-1 参照）。また、令和 7 年度に向けて、損益分岐基準を基に一時休館及びこれに伴う利用調整の継続を行うと共に施設規模の最適化にも取り組むことで、各種業務委託契約の見直しを行った。さらに、各地方教育施設の人員配置について、利用状況や収支状況に応じた配置となるよう抜本の見直しを行うとともに、交流人事の縮小により人員規模の見直しも図った。 なお、一時休館中には、教育施設外でのアウトリーチ型（いわゆる出前型）の体験活動を実施し、指導料収入などを確保する施設もあり、今後の地方教育施設の役割を検討するうえで、今後も検証を行っていく必要がある。 （地方教育施設における特色あるプログラム事業については、第 3 章 2.（2）参照） 表 11-1 地方教育施設における令和 6 年度一時休館一覧 <table> <tr> <th>施設名</th><th>一時休館期間</th><th>一時休館期間中の開館日数</th><th>休館日数</th></tr> <tr> <td>大雪</td><td>10 月 1 日～11 月 15 日、1 月 1 日～3 月 31 日</td><td>40</td><td>96</td></tr> <tr> <td>岩手山</td><td>1 月 1 日～2 月 28 日</td><td>16</td><td>43</td></tr> <tr> <td>磐梯</td><td>11 月 5 日～1 月 5 日、2 月 27 日～3 月 24 日</td><td>0</td><td>88</td></tr> <tr> <td>赤城</td><td>2 月 1 日～2 月 28 日</td><td>14</td><td>14</td></tr> <tr> <td>能登</td><td>1 月 1 日～1 月 7 日、2 月 1 日～3 月 31 日</td><td>12</td><td>54</td></tr> <tr> <td>乗鞍</td><td>10 月 19 日～12 月 20 日</td><td>6</td><td>57</td></tr> <tr> <td>中央</td><td>休館設定はしない</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>淡路</td><td>1 月 1 日～2 月 28 日</td><td>10</td><td>49</td></tr> </table>	施設名	一時休館期間	一時休館期間中の開館日数	休館日数	大雪	10 月 1 日～11 月 15 日、1 月 1 日～3 月 31 日	40	96	岩手山	1 月 1 日～2 月 28 日	16	43	磐梯	11 月 5 日～1 月 5 日、2 月 27 日～3 月 24 日	0	88	赤城	2 月 1 日～2 月 28 日	14	14	能登	1 月 1 日～1 月 7 日、2 月 1 日～3 月 31 日	12	54	乗鞍	10 月 19 日～12 月 20 日	6	57	中央	休館設定はしない	0	0	淡路	1 月 1 日～2 月 28 日	10	49	適化にも取り組むことで、各種業務委託契約の見直しを行った。加えて、各地方教育施設の人員配置について、利用状況や収支状況に応じた配置となるよう抜本の見直しを行うとともに、交流人事の縮小により人員規模の見直しも図った。 「地域と連携した施設の管理運営」については、「運営協議会」方式の活用による施設の運営を実施しているところであり、経費面から 5 施設において会議の開催が実施できなかったものの、運営協議会委員と協働し、利用促進や施設整備等を実施した。 「施設の効率的な利用の促進」における宿泊室稼働率については 46.8%（数値目標 55%）と年度計画で定める数値目標は達成できなかったが、一般団体や家族	となり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均 55.0%は達成できなかった。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・「運営協議会」方式の活用による施設の運営を実施しているところであるが、経費面から 5 施設において会議の開催が未実施となった。 ・5 施設において、経済面の支出が困難であったことを理由に「運営協議会」が未実施であったことについては、重要な会議であることに鑑み、経済的理由のみで開催を見合わせるできないよう工夫すること。 ＜その他事項＞ ・運営協議会が何のためにあるのかを法人
施設名	一時休館期間	一時休館期間中の開館日数	休館日数																																				
大雪	10 月 1 日～11 月 15 日、1 月 1 日～3 月 31 日	40	96																																				
岩手山	1 月 1 日～2 月 28 日	16	43																																				
磐梯	11 月 5 日～1 月 5 日、2 月 27 日～3 月 24 日	0	88																																				
赤城	2 月 1 日～2 月 28 日	14	14																																				
能登	1 月 1 日～1 月 7 日、2 月 1 日～3 月 31 日	12	54																																				
乗鞍	10 月 19 日～12 月 20 日	6	57																																				
中央	休館設定はしない	0	0																																				
淡路	1 月 1 日～2 月 28 日	10	49																																				

	三瓶	11月1日～3月31日	40	111		の利用促進など団体のニーズに合わせた柔軟な運営を行った。	として改めて共通認識を図っていただきたい。
	江田島	12月1日～2月28日	11	79			
	大洲	11月18日～2月14日	41	48			
	阿蘇	1月1日～2月28日	14	45			
	沖縄	12月2日～1月28日、2月9日～2月14日、3月16日～3月23日	5	67			
	日高	10月15日～1月31日、3月3日～3月24日	16	115			
	花山	11月1日～3月14日	52	82			
	那須甲子	11月20日～1月6日、3月5日～21日	0	65			
	信州高遠	11月5日～11月29日、1月1日～2月28日	20	64			
	妙高	11月1日～12月31日	13	48			
	立山	11月11日～3月31日	49	92			
	若狭湾	11月1日～3月16日	8	128			
	曾爾	12月1日～2月28日	17	73			
	吉備	11月1日～2月28日	24	96			
	山口徳地	12月1日～3月31日	18	103			
	室戸	10月1日～12月31日、3月1日～31日	56	67			
	夜須高原	12月1日～3月31日	30	91			
	諫早	1月1日～2月28日	12	47			
	大隅	12月1日～1月31日	6	56			
	(2) 業務実績の自己点検・評価 (第9章参照)						
2. 地域と連携した施設の管理運営							
(1) 「運営協議会」方式の活用による施設の運営							
先述の文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について (報告書)」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の管					の一時休館日などにおける教育施設外でのアウトリーチ型の体験活		

	理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画に関する調査研究を実施し、先述の「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について」を取りまとめた。これを受け、機構においては、様々な地域課題の解決方策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体や NPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成 30 年度までに全ての教育施設が導入した。 運営協議会では、委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を行っている。令和 6 年度においては、機構の厳しい財政状況を鑑み、オンライン会議や書面会議などの工夫を行ったうえで、運営協議会を実施した。しかし、5 施設においては、経費面の支出が困難であったことから会議を開催できなかった。 こうした厳しい財務状況を受け、一般利用の拡大に向けて、例えば商工会議所関係者を委員に委嘱している教育施設などでは、当該委員を通じて地元企業への利用促進を図っている。また、例えば中央では、委員の所属団体による草刈りの実施や倒木の可能性がある危険木の伐採処分作業を行うための寄附を頂くなど、環境整備における支援があった。 (2) 国土強靱化基本計画の対応 機構は、以前から、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入、災害後の児童を対象としたリフレッシュキャンプ等に取り組んできたが、国土強靱化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靱化推進本部決定）において、国立青少年教育施設の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれたのに続き、年次計画 2024 においても以下の施策を実施することとされた。 ・各施設で広域防災補完拠点としての様々な役割を担うため、ライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の整備 ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進 これを受け、令和 6 年度においても、各施設が広域防災補完拠点としての様々な役割を担うため、全ての教育施設で防災・減災教育の推進に資する教育事業の実施や活動プログラム充実を図った（第 3 章参照）。 また、各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応として、新たに 6 施設において、地元自治体等と災害時における施設利用に関する協定を締結した。 さらに、大雪及び淡路において設備（受水槽、非常用発電機、個別空調機等）の更新を行いライフラインの機能強化を図った。 3. 施設の効率的な利用の促進等 (1) 宿泊室稼働率 令和 6 年度は燃料代や改正労働基準法における借り上げバスの高騰や学校における働き方改革や青少年団体等における集団宿泊活動のニーズの縮小などの事由から、全ての教育施設の宿泊室稼働率は 46.8% となり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均 55.0% は達成できなかった。	動の検証を通じて、多様な教育施設の在り方についても検討を行う。	
--	--	--	--

表 11-2 教育施設の総利用者数（全体）

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	稼働率
R5	2,627,890	111,272	2,516,618	1,518,272	32,105	1,488,167	1,109,618	79,167	1,030,451	46.7%
R6	2,444,672	82,423	2,362,249	1,426,380	29,477	1,396,903	1,018,292	54,946	963,346	46.8%
増減	△183,218	△28,849	△154,369	△91,892	△2,628	△89,264	△91,326	△24,221	△67,105	0.1%

注）なお、令和6年度における一時休館期間（第11章表11-1参照）での開館日における総利用者数は宿泊者利用者数45,442人、日帰り利用者数46,605人であった。また、一時休館期間を除いた場合の宿泊室稼働率は47.8%である。

（2）4法人における連携の検討

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）において、「各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等と連携し、それらの機関の施設を利用して業務を実施する可能性も視野に入れつつ、効率的な施設の在り方について計画的に検討すること」とされた（第10章4.参照）。機構においては、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構とホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図っている。

また、令和6年度は特別支援教育総合研究所が主催するセミナー開催時に、他の3法人の広報スペースを設け、チラシや掲示物等を設置した。

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－3	予算執行の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価					
	業務実績			自己評価	評価	B				
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ 1. 予算執行の効率化の状況 予算編成については、収益化単位の各業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度計画予算を策定している。 その上で、各業務や各部門の予算の執行状況を継続的に確認することで、予算と実績の適切な管理に努め、効率的な予算執行に取り組んだ。 表 12-1 令和6年度の予算（要約） <table><tr><td>区別</td><td>次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</td><td>青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</td><td>青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</td></tr></table>			区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	＜評価と根拠＞ 評価：B 予算編成については、収益化単位の各業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度計画予算を策定している。 その上で、各業務や各部門の予算の執行状況を継続的に確認することで、予算と実績の適切な管理に努め、効率的な予算	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 ・収益化単位の業務及び管理部門の活動と	
区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援							

		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】	運営費交付金	904,119	904,119	343,853	343,853	1,041,179	1,041,179
	事業収入等	693,192	678,269	263,634	270,529	798,277	779,249
	施設整備費補助金	-	374,477	-	142,421	-	431,246
	その他	-	628,551	-	257,282	-	672,616
	計	1,597,311	2,585,416	607,487	1,014,085	1,839,456	2,924,290
【支出】	業務経費	727,432	957,890	276,656	364,304	837,708	1,103,102
	一般管理費	869,879	602,416	330,831	229,110	1,001,748	693,740
	施設整備費補助金	-	374,477	-	142,421	-	431,246
	その他	-	113,439	-	67,383	-	77,954
	計	1,597,311	2,048,222	607,487	803,218	1,839,456	2,306,042

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		青少年教育に関する調査研究		青少年教育団体が行う活動に対する助成	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】	運営費交付金	21,642	21,642	93,779	93,779	1,955,000
	事業収入等	16,592	16,197	71,900	70,186	-
	施設整備費補助金	-	8,964	-	38,842	-
	その他	-	13,980	-	60,582	-
	計	38,234	60,783	165,679	263,389	1,955,000
【支出】	業務経費	17,412	22,928	75,452	99,356	1,955,000
	一般管理費	20,822	14,420	90,227	62,485	-
	施設整備費補助金	-	8,964	-	38,842	-
	その他	-	1,620	-	7,021	-
	計	38,234	47,932	165,679	207,704	1,955,000

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

執行に取り組んだ。

以上のことからB評定とした。

<課題と対応>

限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要がある。

運営費交付金や事業収入等の対応を明確にし、予算と実績を適切に管理した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・繰越欠損金が発生していることを踏まえ、予算と実績を適切に管理すること。

<その他事項>

—

		(単位：千円)					
区別		一般管理費		合 計			
		予算額	決算額	予算額	決算額		
【収入】	運営費交付金	3,386,270	3,386,270	7,745,842	7,745,842		
	事業収入等	21,764	22,316	1,865,359	1,920,899		
	施設整備費補助金	-	-	-	995,950		
	その他	-	19,659	-	3,297,045		
計		3,408,034	3,428,245	9,611,201	13,959,735		
【支出】	業務経費	-	-	3,889,660	4,717,131		
	一般管理費	3,408,034	3,376,145	5,721,541	4,978,315		
	施設整備費補助金	-	-	-	995,950		
	その他	-	-	-	267,418		
計		3,408,034	3,376,145	9,611,201	10,958,813		
(注1) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。							
(注2) 収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金、寄附金及び前年度繰越金が含まれている。							

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	自己収入の確保、固定経費の節減		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
	業務実績			自己評価	評価 B
＜主な定量的指標＞ 【予算（人権費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画】 ・事業収入における増収（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。） ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ 1. 予算 （1）事業収入等の確保の状況 令和5年度事業収入等額 1,419,599 千円 令和6年度事業収入等額 1,920,899 千円 (対令和5年度比 501,300 千円、 35.3%増) （2）事業収入等の確保に係る主な取組状況 地方教育施設の料金改定を実施するとともに、オリンピックセンターの利用者数の増加を図ったことにより、事業収入等は対前年度比約5億円の増となった。 また、昨年度に引き続き、クラウドファンディングとネーミングライツに取り組み、外部資金の確保や寄附金の増加を図つ			＜評価と根拠＞ 評価：B 収入面に関しては、地方施設における料金改定やオリンピックセンターにおける利用者増により、令和5年度と比較して施設使用料収入5億円（対前年度決算比35.3%）増の自己収入を獲得した。	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 ・地方施設における料金改定やオリンピッ

・国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等による、外部資金の確保及び寄附金の増加 ・施設の機能向上の改修等に係る経費について、新たに収入を確保する仕組みの構築 ・利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持した上での、固定経費の節減 <評価の視点> 上記指標のとおり。	た（第9章1．（3）参照）。 さらに、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、民間出えん金及び寄附金を受け入れた。 なお、令和7年度当初の料金改定の実施に向けて、近隣の類似施設の料金を把握しつつ、オリンピックセンターの適切な料金設定を検証するとともに、地方教育施設における日帰り利用料金徴収の準備を進めた。 表 13-1 令和6年度の予算 (単位:千円) <table><tr><th rowspan="2">区別</th><th colspan="3">次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</th><th colspan="3">青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</th></tr><tr><th>予算額</th><th>決算額</th><th>差額△減額</th><th>予算額</th><th>決算額</th><th>差額△減額</th></tr><tr><td>【収入】</td><td>(a)</td><td>(b)</td><td>(b)-(a)</td><td>(a)</td><td>(b)</td><td>(b)-(a)</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>904,119</td><td>904,119</td><td>-</td><td>343,853</td><td>343,853</td><td>-</td></tr><tr><td>事業収入等</td><td>693,192</td><td>678,269</td><td>▲14,923</td><td>263,634</td><td>270,529</td><td>6,895</td></tr><tr><td>施設整備費補助金</td><td>-</td><td>374,477</td><td>374,477</td><td>-</td><td>142,421</td><td>142,421</td></tr><tr><td>寄附金収入</td><td>-</td><td>242,433</td><td>242,433</td><td>-</td><td>89,298</td><td>89,298</td></tr><tr><td>受取利息</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雑益</td><td>-</td><td>51,605</td><td>51,605</td><td>-</td><td>11,082</td><td>11,082</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>-</td><td>13,847</td><td>13,847</td><td>-</td><td>35,148</td><td>35,148</td></tr><tr><td>補助金</td><td>-</td><td>530</td><td>530</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>民間出えん金</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>前年度繰越金</td><td>-</td><td>320,136</td><td>320,136</td><td>-</td><td>121,754</td><td>121,754</td></tr><tr><td>計</td><td>1,597,311</td><td>2,585,416</td><td>988,105</td><td>607,487</td><td>1,014,085</td><td>406,598</td></tr><tr><td>【支出】</td><td>(a)</td><td>(b)</td><td>(a)-(b)</td><td>(a)</td><td>(b)</td><td>(a)-(b)</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>727,432</td><td>957,890</td><td>▲230,458</td><td>276,656</td><td>364,304</td><td>▲87,648</td></tr><tr><td>次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</td><td>727,432</td><td>957,890</td><td>▲230,458</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>276,656</td><td>364,304</td><td>▲87,648</td></tr><tr><td>青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上			予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額	【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)	運営費交付金	904,119	904,119	-	343,853	343,853	-	事業収入等	693,192	678,269	▲14,923	263,634	270,529	6,895	施設整備費補助金	-	374,477	374,477	-	142,421	142,421	寄附金収入	-	242,433	242,433	-	89,298	89,298	受取利息	-	-	-	-	-	-	雑益	-	51,605	51,605	-	11,082	11,082	受託収入	-	13,847	13,847	-	35,148	35,148	補助金	-	530	530	-	-	-	民間出えん金	-	-	-	-	-	-	前年度繰越金	-	320,136	320,136	-	121,754	121,754	計	1,597,311	2,585,416	988,105	607,487	1,014,085	406,598	【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)	業務経費	727,432	957,890	▲230,458	276,656	364,304	▲87,648	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	727,432	957,890	▲230,458	-	-	-	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	276,656	364,304	▲87,648	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	-	-	-	また、昨年度に引き続き、クラウドファンディングとネーミングライツの取組による外部資金や、民間出えん金及び寄附金の確保に取り組んだ。 一方、支出面については、施設毎の利用実態に応じた計画的な一時休館の設定を通じて、利用希望を集約するよう受入調整を行うことで各種委託契約や水道光熱費、超過勤務や宿直手当の縮減に取り組んだ。 以上のことからB評定とした。 <課題と対応> 今後も自己収入の確保が必要であることから、引き続き、料金体系の検証や外部資金の確保に努める。	クセセンターにおける利用者増により、令和5年度と比較して施設使用料収入5億円（対前年度決算比35.3%）増の自己収入を獲得した。 ・施設毎の利用実態に応じた計画的な一時休館の設定を通じて、利用希望を集約するよう受入調整を行うことで各種委託契約や水道光熱費、超過勤務や宿直手当の縮減に取り組んだ。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・引き続き、戦略的な利用者獲得や多様な財源獲得の方策について検討いただきたい。 <その他事項>
区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上																																																																																																																																			
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額																																																																																																																																	
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)																																																																																																																																	
運営費交付金	904,119	904,119	-	343,853	343,853	-																																																																																																																																	
事業収入等	693,192	678,269	▲14,923	263,634	270,529	6,895																																																																																																																																	
施設整備費補助金	-	374,477	374,477	-	142,421	142,421																																																																																																																																	
寄附金収入	-	242,433	242,433	-	89,298	89,298																																																																																																																																	
受取利息	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																	
雑益	-	51,605	51,605	-	11,082	11,082																																																																																																																																	
受託収入	-	13,847	13,847	-	35,148	35,148																																																																																																																																	
補助金	-	530	530	-	-	-																																																																																																																																	
民間出えん金	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																	
前年度繰越金	-	320,136	320,136	-	121,754	121,754																																																																																																																																	
計	1,597,311	2,585,416	988,105	607,487	1,014,085	406,598																																																																																																																																	
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)																																																																																																																																	
業務経費	727,432	957,890	▲230,458	276,656	364,304	▲87,648																																																																																																																																	
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	727,432	957,890	▲230,458	-	-	-																																																																																																																																	
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	276,656	364,304	▲87,648																																																																																																																																	
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																	

		青少年教育に関する 関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	-	-	-		—
		青少年教育に関する調査研究	-	-	-	-	-	-		
		青少年教育団体が行う 活動に対する助成	-	-	-	-	-	-		
		一般管理費	869,879	602,416	267,463	330,831	229,110	101,721		
		人件費	869,879	602,416	267,463	330,831	229,110	101,721		
		管理運営経費	-	-	-	-	-	-		
		受託事業費	-	16,504	▲16,504	-	41,638	▲41,638		
		補助金事業費	-	530	▲530	-	-	-		
		寄附金事業費等	-	96,405	▲96,405	-	25,745	▲25,745		
		施設整備費補助金	-	374,477	▲374,477	-	142,421	▲142,421		
		計	1,597,311	2,048,222	▲450,911	607,487	803,218	▲195,731		
		(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。								
		(単位：千円)								

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b) - (a)	(a)	(b)	(b) - (a)
運営費交付金	1,041,179	1,041,179	-	21,642	21,642	-
事業収入等	798,277	779,249	▲19,028	16,592	16,197	▲395
施設整備費補助金	-	431,246	431,246	-	8,964	8,964
寄附金収入	-	270,393	270,393	-	5,620	5,620
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	33,555	33,555	-	697	697
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	368,668	368,668	-	7,663	7,663
計	1,839,456	2,924,290	1,084,834	38,234	60,783	22,549
【支出】	(a)	(b)	(a) - (b)	(a)	(b)	(a) - (b)
業務経費	837,708	1,103,102	▲265,394	17,412	22,928	▲5,516
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	837,708	1,103,102	▲265,394	-	-	-
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	17,412	22,928	▲5,516

青少年教育に関する調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-
一般管理費	1,001,748	693,740	308,008	20,822	14,420	6,402
人件費	1,001,748	693,740	308,008	20,822	14,420	6,402
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	77,954	▲77,954	-	1,620	▲1,620
施設整備費補助金	-	431,246	▲431,246	-	8,964	▲8,964
計	1,839,456	2,306,042	▲466,586	38,234	47,932	▲9,698

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う 活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	93,779	93,779	-	1,955,000	1,955,000	-
事業収入等	71,900	70,186	▲1,714	-	84,152	84,152
施設整備費補助金	-	38,842	38,842	-	-	-
寄附金収入	-	24,354	24,354	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	3,022	3,022	-	-	-
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	410,963	410,963
前年度繰越金	-	33,206	33,206	-	1,233,412	1,233,412
計	165,679	263,389	97,710	1,955,000	3,683,527	1,728,527
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	75,452	99,356	▲23,904	1,955,000	2,169,550	▲214,550
次代を担う青少年の自立に 向けた健全育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年、青少年教育指導者等を 対象とする研修に対する支援	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する 関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	-	-	-

青少年教育に関する調査研究	75,452	99,356	▲23,904	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	1,955,000	2,169,550	▲214,550
一般管理費	90,227	62,485	27,742	-	-	-
人件費	90,227	62,485	27,742	-	-	-
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	7,021	▲7,021	-	-	-
施設整備費補助金	-	38,842	▲38,842	-	-	-
計	165,679	207,704	▲42,025	1,955,000	2,169,550	▲214,550

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	3,386,270	3,386,270	-	7,745,842	7,745,842	-
事業収入等	21,764	22,316	552	1,865,359	1,920,899	55,540
施設整備費補助金	-	-	-	-	995,950	995,950
寄附金収入	-	-	-	-	632,099	632,099
受取利息	-	2	2	-	2	2
雑益	-	11,268	11,268	-	111,229	111,229
受託収入	-	-	-	-	48,995	48,995
補助金	-	-	-	-	530	530
民間出えん金	-	-	-	-	410,963	410,963
前年度繰越金	-	8,389	8,389	-	2,093,227	2,093,227
計	3,408,034	3,428,245	20,211	9,611,201	13,959,735	4,348,534
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	-	-	-	3,889,660	4,717,131	▲827,471
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	-	-	-	727,432	957,890	▲230,458
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	276,656	364,304	▲87,648
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	837,708	1,103,102	▲265,394
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	17,412	22,928	▲5,516

青少年教育に関する調査研究	-	-	-	75,452	99,356	▲23,904
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	1,955,000	2,169,550	▲214,550
一般管理費	3,408,034	3,376,145	31,889	5,721,541	4,978,315	743,226
人件費	2,047,827	2,035,726	12,101	4,361,334	3,637,896	723,438
管理運営経費	1,360,207	1,340,419	19,788	1,360,207	1,340,419	19,788
受託事業費	-	-	-	-	58,143	▲58,143
補助金事業費	-	-	-	-	530	▲530
寄附金事業費等	-	-	-	-	208,745	▲208,745
施設整備費補助金	-	-	-	-	995,950	▲995,950
計	3,408,034	3,376,145	31,889	9,611,201	10,958,813	▲1,347,612

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【予算額と決算額の差について】

(1) 収入の主な増減理由

① 民間出えん金・寄附金収入

大口の民間出えん金及び寄附金の受入れによる増。

② 施設整備費補助金による収入

令和5年度補正予算及び令和6年度予備費による施設整備費補助金に係る収入の増。

(2) 支出の主な増減理由

① 業務経費

助成事業の拡充に伴う事業費の増。

② 寄附金事業費等

寄附金を財源とした事業の実施に伴う事業費の増。

③ 施設整備費補助金による支出

令和5年度補正予算及び令和6年度予備費による施設整備費補助金に係る支出の増。

2. 収支計画

表 13-2 令和6年度の収支

(単位:千円)

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	1,695,600	1,685,165	10,435	644,868	685,878	▲41,010
経常費用	1,695,600	1,685,165	10,435	644,868	685,878	▲41,010
業務経費	1,647,397	1,620,738	26,659	626,536	626,014	522
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	16,504	▲16,504	-	41,638	▲41,638
減価償却費	48,203	47,923	280	18,332	18,226	106
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,695,600	1,734,775	39,175	644,868	699,540	54,672
経常収益	1,695,600	1,734,775	39,175	644,868	699,540	54,672
運営費交付金収益	904,119	851,698	▲52,421	343,853	323,916	▲19,937
事業収入等	693,192	678,130	▲15,062	263,634	270,833	7,199
受託収入	-	13,847	13,847	-	35,148	35,148

補助金等収益	-	418	418	-	26	26
施設費収益	-	24,235	24,235	-	9,217	9,217
寄附金収益	-	31,464	31,464	-	9,063	9,063
雑益	-	37,586	37,586	-	14,295	14,295
引当金見返に係る 収益	50,086	49,417	▲669	19,049	18,794	▲255
資産見返運営費 交付金戻入	35,710	31,328	▲4,382	13,581	11,915	▲1,666
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金 戻入	12,493	16,652	4,159	4,751	6,333	1,582
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	1,952,643	1,927,397	25,246	40,587	39,969	618
経常費用	1,952,643	1,927,397	25,246	40,587	39,969	618
業務経費	1,897,134	1,872,209	24,925	39,433	38,822	611
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	55,509	55,188	321	1,154	1,147	7
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,952,643	1,970,776	18,133	40,587	40,964	377
経常収益	1,952,643	1,970,776	18,133	40,587	40,964	377
運営費交付金 収益	1,041,179	980,811	▲60,368	21,642	20,387	▲1,255
事業収入等	798,277	779,089	▲19,188	16,592	16,194	▲398
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	78	78	-	2	2

施設費収益	-	27,909	27,909	-	580	580
寄附金収益	-	27,443	27,443	-	570	570
雑益	-	43,284	43,284	-	900	900
引当金見返に係る収益	57,678	56,908	▲770	1,199	1,183	▲16
資産見返運営費交付金戻入	41,123	36,077	▲5,046	855	750	▲105
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	14,386	19,176	4,790	299	399	100
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う 活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a) - (b)	(a)	(b)	(a) - (b)
【費用の部】	175,874	173,199	2,675	1,978,309	2,174,203	▲195,894
経常費用	175,874	173,199	2,675	1,978,309	2,174,203	▲195,894
業務経費	170,874	168,228	2,646	1,972,403	2,148,466	▲176,063
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	5,000	4,971	29	5,906	25,737	▲19,831
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b) - (a)	(a)	(b)	(b) - (a)
【収益の部】	175,874	177,507	1,633	1,978,309	2,045,185	66,876
経常収益	175,874	177,507	1,633	1,978,309	2,045,185	66,876
運営費交付金 収益	93,779	88,342	▲5,437	1,955,000	1,939,081	▲15,919
事業収入等	71,900	70,172	▲1,728	-	84,165	84,165
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	7	7	-	-	-

施設費収益	-	2,514	2,514	-	-	-
寄附金収益	-	2,472	2,472	-	-	-
雑益	-	3,899	3,899	-	-	-
引当金見返に係る収益	5,195	5,126	▲69	17,403	16,771	▲632
資産見返運営費交付金戻入	3,704	3,249	▲455	5,906	5,169	▲737
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	1,296	1,727	431	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)－(b)	(a)	(b)	(a)－(b)
【費用の部】	3,750,521	3,381,086	369,435	10,238,402	10,066,896	171,506
経常費用	3,750,521	3,381,086	369,435	10,238,402	10,066,896	171,506
業務経費	－	－	－	6,353,777	6,474,477	▲120,700
一般管理費	3,691,706	3,200,616	491,090	3,691,706	3,200,616	491,090
受託経費	－	－	－	－	58,143	▲58,143
減価償却費	58,815	180,470	▲121,655	192,919	333,661	▲140,742
臨時損失	－	－	－	－	－	－
	(a)	(b)	(b)－(a)	(a)	(b)	(b)－(a)
【収益の部】	3,750,521	3,474,901	▲275,620	10,238,402	10,143,648	▲94,754
経常収益	3,750,521	3,474,901	▲275,620	10,238,402	10,143,648	▲94,754
運営費交付金 収益	3,386,270	3,032,328	▲353,942	7,745,842	7,236,564	▲509,278
事業収入等	21,764	22,318	554	1,865,359	1,920,901	55,542
受託収入	－	－	－	－	48,995	48,995
補助金等収益	－	－	－	－	530	530
施設費収益	－	－	－	－	64,456	64,456

寄附金収益	-	-	-	-	71,013	71,013
雑益	-	11,266	11,266	-	111,229	111,229
引当金見返に係る収益	283,672	356,287	72,615	434,282	504,485	70,203
資産見返運営費交付金戻入	58,815	52,329	▲6,486	159,694	140,816	▲18,878
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	372	372	33,225	44,659	11,434
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【予算額と決算額の差について】

(1) 費用および収益の主な増減理由

① 予算計画の増減理由のとおり

3. 資金計画

表 13-3 令和6年度の資金

(単位：千円)

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成 の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)－(b)	(a)	(b)	(a)－(b)
【資金支出】	1,597,311	2,202,849	▲605,538	607,487	878,169	▲270,682
業務活動による支出	1,597,311	1,905,343	▲308,032	607,487	765,022	▲157,535
投資活動による支出	－	297,506	▲297,506	－	113,147	▲113,147
財務活動による支出	－	－	－	－	－	－
翌年度への繰越額	－	－	－	－	－	－
	(a)	(b)	(b)－(a)	(a)	(b)	(b)－(a)
【資金収入】	1,597,311	2,202,849	▲318,150	607,487	878,169	270,682
業務活動による収入	1,597,311	1,827,807	▲693,192	607,487	735,533	128,046
運営費交付金による収入	904,119	904,119	－	343,853	343,853	－
事業収入	693,192	667,535	▲25,657	263,634	266,804	3,170
受託収入	－	10,709	10,709	－	31,173	31,173

補助金等収入	-	4,349	4,349	-	-	-
寄附金収入	-	237,669	237,669	-	90,390	90,390
その他収入	-	3,426	3,426	-	3,314	3,314
投資活動による収入	-	375,042	375,042	-	142,636	142,636
施設整備費補助金 による収入	-	375,042	375,042	-	142,636	142,636
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
投資有価証券の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする 研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との 連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a) - (b)	(a)	(b)	(a) - (b)
【資金支出】	1,839,456	2,537,013	▲697,557	38,234	52,456	▲14,222
業務活動による支出	1,839,456	2,194,407	▲354,951	38,234	45,335	▲7,101
投資活動による支出	-	342,605	▲342,605	-	7,121	▲7,121
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b) - (a)	(a)	(b)	(b) - (a)
【資金収入】	1,839,456	2,537,013	697,557	38,234	52,456	14,222
業務活動による収入	1,839,456	2,105,116	265,660	38,234	43,479	5,245
運営費交付金による収入	1,041,179	1,041,179	-	21,642	21,642	-
事業収入	798,277	780,204	▲18,073	16,592	15,940	▲652
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	273,699	273,699	-	5,689	5,689
その他収入	-	10,034	10,034	-	209	209

投資活動による収入	-	431,897	431,897	-	8,977	8,977
施設整備費補助金 による収入	-	431,897	431,897	-	8,977	8,977
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
投資有価証券の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う 活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a) - (b)	(a)	(b)	(a) - (b)
【資金支出】	165,679	227,308	▲61,629	1,955,000	3,369,978	▲1,414,978
業務活動による支出	165,679	196,451	▲30,772	1,955,000	2,097,319	▲142,319
投資活動による支出	-	30,857	▲30,857	-	800,000	▲800,000
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	472,658	▲472,658
	(a)	(b)	(b) - (a)	(a)	(b)	(b) - (a)
【資金収入】	165,679	227,308	61,629	1,955,000	3,369,978	1,414,978
業務活動による収入	165,679	188,408	22,729	1,955,000	2,097,319	142,319
運営費交付金による収入	93,779	93,779	-	1,955,000	1,955,000	-
事業収入	71,900	69,073	▲2,827	-	29,806	29,806
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	24,652	24,652	-	-	-
その他収入	-	904	904	-	112,514	112,514

投資活動による収入	-	38,901	38,901	-	13,000	13,000
施設整備費補助金 による収入	-	38,901	38,901	-	-	-
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
投資有価証券の償還 による収入	-	-	-	-	13,000	13,000
財務活動による収入	-	-	-	-	410,963	410,963
民間出えん金	-	-	-	-	410,963	410,963
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	848,696	848,696

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	3,408,034	5,920,346	▲2,512,312	9,611,201	15,188,119	▲5,576,918
業務活動による支出	3,408,034	2,874,488	533,546	9,611,201	10,078,367	▲467,166
投資活動による支出	-	50	▲50	-	1,591,286	▲1,591,286
財務活動による支出	-	142,435	▲142,435	-	142,435	▲142,435
翌年度への繰越額	-	2,903,373	▲2,903,373	-	3,376,031	▲3,376,031
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	3,408,034	5,920,346	2,512,312	9,611,201	15,188,119	5,576,918
業務活動による収入	3,408,034	3,433,177	25,143	9,611,201	10,430,840	819,639
運営費交付金による収入	3,386,270	3,386,270	-	7,745,842	7,745,842	-
事業収入	21,764	22,316	552	1,865,359	1,851,679	▲13,680
受託収入	-	-	-	-	41,882	41,882
補助金等収入	-	-	-	-	4,349	4,349
寄附金収入	-	-	-	-	632,099	632,099
その他収入	-	24,591	24,591	-	154,990	154,990

	投資活動による収入	-	-	-	-	1,010,452	1,010,452		
	施設整備費補助金 による収入	-	-	-	-	997,452	997,452		
	有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-		
	投資有価証券の償還 による収入	-	-	-	-	13,000	13,000		
	財務活動による収入	-	-	-	-	410,963	410,963		
	民間出えん金	-	-	-	-	410,963	410,963		
	前年度よりの繰越金	-	2,487,169	2,487,169	-	3,335,865	3,335,865		
(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。									
【予算額と決算額の差について】									
(1) 資金支出の主な増減要因									
① 投資活動による支出									
施設整備補助金による固定資産の取得、満期保有目的債券の購入による増。									
(2) 資金収入の主な増減要因									
① 業務活動による収入									
大口寄附金の受入れによる増。									
② 投資活動による収入									
令和5年度補正予算及び令和6年度予備費による施設整備費補助金の増。									
③ 財務活動による収入									
民間出えん金の増。									

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施		
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471 予算事業 ID001472

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【施設・設備に関する事項】 ・施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づいた、保守・管理の適切な実施 ・防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づいたライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備の推進 <評価の視点> 上記指標のとおり。	<主要な業務実績> 1. 老朽化した施設・設備の適切な維持 各施設において、各種法定点検等を実施するとともに、その指摘事項への対応を中心に、火災報知器、消防用設備、熱源装置、蒸気配管、給排水管、浴室のろ過装置、厨房機器など、老朽化した施設・設備の修繕、維持・管理に努めた。(事業費：76,013千円) また、令和6年1月に発生した、能登半島地震により被災した能登、妙高、立山の3施設については、建物外壁のクラック、屋根破損等の修繕を行ったほか、能登については、被災者の受け入れ、復旧・復興支援関係者等の活動拠点としての整備を進めた。(事業費：182,178千円) なお、施設・設備の整備に関する中長期の計画である「インフラ長寿命化計画(令和3年3月25日策定)」については、各施設の老朽化、施設の利用状況のほか、生活環境、学習環境等社会環境の変化を踏まえるとともに、これらの状況を考慮した各施設の運営の方向を見定めつつ、今後の見直しに向けて検討を進めているところである。 2. 利用者のニーズやSDGs、ユニバーサルデザインへの配慮 利用者のニーズを踏まえ、熱中症対策の一環として、花山、妙高、曾爾3施設の宿泊室の個別空調化を図った。これにより、利用状況に応じた効率的な運用を可能とし、ボイラーの利用低減等による燃料使用量の削減につなげた。(事業費：258,716千円) センターにおいては、節水型シャワーヘッド導入による水道使用量削減、LED照明器具導入による電気使用量削減などにより温室効果ガス(CO2)の排出量削減を図った。また、障害者に配慮した宿泊棟の点字ブロックを改修した。(事業	<評価と根拠> 評価：B 施設整備費補助金(国土強靱化対策によるライフライン機能強化)による整備を軸としつつ、運営費交付金や自己財源等も活用して、地方施設とも連携しながら、限られた財源の中、適切に施設・設備の改善、維持・管理に努めた。 以上のことからB評価とした。 <課題と対応> 施設の老朽化は進んでいくことから、日常的な保全のみならず、予防保全にも留意しつつ、継続的・計画的な施設の改善、維持・管理が必要であり、中長期的な視点から施設整備計画の検討を進めるとともに、自己財源を含めた予算の確保が必要である。 また、専門的知見を有する職員を含めた施設の維持・管理を担う体制の構築も課題である。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・予防保全型のインフラ維持管理を徹底すること。 <その他事項> —	

		費：8,710 千円) 3. 広域防災補完拠点を担う施設の整備 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づき、広域防災補完拠点としての機能強化を図るため、以下のとおり、停電時にも被災者を受け入れることができるよう非常用発電機の増強・更新、概ね3日間避難者へ飲料水を供給できるよう受水槽の増設のほか、宿泊室の個別空調化等を実施した。（事業費：326,136 千円） ・大雪：非常用発電機増強・更新 ・淡路：受水槽増設、非常用発電機増強・更新、個別空調整備、ボイラー更新		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ－2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ 【人事に関する事項】 ・「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しの定期的な実施 ・人事評価制度に基づく公正な	＜主要な業務実績＞ 1. 人員の適正配置 人事管理については、「人事に関する基本方針」（平成19年9月裁定）に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。 人員の配置については、各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで適時適切に見直しを行っている。令和6年度には、令和7年度の各地方教育施設の人員配置に向けて、利用状況や収支状況に応じた配置となるよう、交流人事の縮小等による人員規模の見直しを図った。 また、職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに		＜評価と根拠＞ 評価：B 民間の就活サイトを利用した職員の計画的な採用活動の取組を継続して実施した。 また、新たな取組みとして、ハラスメント相談員研修を実施し、「相談員として適切な対応を学べた。」 「実際の面談の場を想定	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 ・公募による選考採用機構独自の採用試験からの国立大学法人等職員	

評価の実施	係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。	することが大変に有益。」	採用試験からも選考を
<評価の視点>	そのほか、令和5年2月より事業の相乗効果、業務の効率化等を期待して実施された、所長の2施設兼務について計6施設において実施した。	「今後の活用が期待できる。」等、受講者の70%以上から好評を得た。	行い、意欲ある優秀な人材の確保を進めた。
	2. 多様で優れた人材の確保	以上のことからB評定とした。	・即戦力の人材を採用するため、当機構や文部科学省関係機関、青少年教育施設等での勤務経験を有する者を対象として令和4年度より実施している経験者採用を実施し、令和7年4月に2人の職員の採用を決定した。
	(1) 職員の新規採用	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
	公募による選考採用により、令和6年4月に24人の職員を採用した。	職員の計画的な採用、幹部職員の公募等の工夫により、引き続き、多様で優れた人材を確保していく必要がある。	・引き続き意欲ある優秀な人材の確保に努めていただきたい。
	令和6年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、令和7年4月には17人の職員を採用することを決定した。	当機構の職員配置については、地方公共団体や国立大学法人等から一定の人事交流を行いつつ、経験者採用も含めプロパー職員の安定的な確保と育成を進めていく必要がある。	<その他事項>
そのほか、即戦力の人材を採用するため、当機構や文部科学省関係機関、青少年教育施設等での勤務経験を有する者を対象として令和4年度より実施している経験者採用の実施し、令和7年4月に2人の職員の採用を決定した。	このほか、令和6年4月以降に11人の任期付き職員（令和5年に女性管理職の増加を推進すべく行った女性限定所長公募採用者1人を含む）を採用した。	なお、所長の2施設兼務についても効果を見つつ、引き続き検討を行っている。	—
また、職員採用試験の広報に当たっては、民間の就活サイトを活用するなど幅広い広報活動を行った。	このほか、令和6年4月以降に11人の任期付き職員（令和5年に女性管理職の増加を推進すべく行った女性限定所長公募採用者1人を含む）を採用した。		
このほか、令和6年4月以降に11人の任期付き職員（令和5年に女性管理職の増加を推進すべく行った女性限定所長公募採用者1人を含む）を採用した。	以上のように多様な方法により、意欲ある優秀な人材の確保を進めた。		
(2) 人事交流の実施（表19-1、19-2 参照）			
青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、国立大学法人等の文部科学省関係機関及び地方公共団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。			
表 19-1 機関との人事交流の状況	(令和6年4月1日現在)		

表 19-2 【経年比較】他機関との人事交流の状況

(各年度4月1日時点)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人事交流の 受入れ状況	交流先機関数	73	70	71	65	65
	人事交流者数(人)	238	229	226	221	209
人事交流の 出向状況	交流先機関数	4	4	1	2	2
	人事交流者数(人)	4	4	2	3	3

3. 計画的な人材育成

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

(1) 令和6年度研修における主な取組

職員研修のうち、本部が主催する研修及び本部が取りまとめる外部機関主催の研修を、階層別研修及び実務研修等に体系化したうえで、令和6年度職員研修計画を策定し、表 19-3 に示す研修を行った。

本部が主催する研修のうち主なもの

① 新任所長・新任次長研修(表 19-3①)

新任所長及び新任次長に施設の管理運営に必要な知識についての理解を深めることを目的とし、集合研修を実施した。

② 若手職員研修(表 19-3①)

入職3年～5年目の職員を対象に、社会人として必要な基礎力考え抜く力、チームで働く力を身につけるとともに、機構を取り巻く動向と役割を理解し、青少年教育施設職員として求められる専門性を向上させることを目的とした研修を実施した。

③ 地域探究プログラム担当者研修会(表 19-3②)

各施設における全国高校生体験活動顕彰制度関連事業の実施状況等について施設間の情報共有や本部からの本制度に関する説明等を行うとともに、学校教育における「総合的な探究の時間」と本制度の位置づけ等、改めて理解を深

働きやすい職場づくりに取り組んできたが、意欲ある優秀な人材の計画的な確保のため、ハラスメント防止研修や多面評価等を引き続き実施することなどにより、今後も働きやすい環境づくりに取り組んでいく。

職員研修については、職員育成プロジェクト(平成29年7月設置)により平成29年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」をもとに階層別研修及び実務研修等の充実を図っていく。

上記事項を推進することにより、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材及び特定の分野における高度な専門性を有する人材の育成を目指していく。

	め、また、本制度関連事業の実施における地域と施設、施設と学校とのコーディネート能力向上を図ることを目的とした研修を実施した。各施設において高校生の学びを効果的に促進し、かつ円滑な事業を実施するための研修の場とした。 ④ 体験活動安全管理研修（表 19-3③） 体験活動における安全管理に必要な知識や技術を身に付ける目的で、山編（立山）、水辺編（若狭湾）、安全管理担当者編（立山・若狭湾）を2泊3日の日程でそれぞれ実施した。 ⑤ 広報研修（表 19-3④） 本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和6年度は、7月に文化庁著作権課の協力の下、著作権や肖像権に関する研修を全職員向けにオンラインで実施し、チラシの作成やSNSを活用した広報活動における留意点を押さえ、日々の業務に還元させるとともに法令等を遵守し業務に臨むことを目的に実施した。 ⑥ 総務・管理系職員実務研修（表 19-3④） 総務系及び管理系業務の適正な執行について理解を深め、業務上の課題を共有し、本部及び各施設の職員間の連携促進を図ることを目的として実施した。オンライン形式で開催したことによって、旅費、移動時間の縮減が図られ、多くの実務担当職員が出席可能となった。 ⑦ ハラスメント相談員研修（表 19-3⑤） 職場におけるハラスメントを防止し、より良い職場環境を作っていくため、ハラスメント相談員としての基礎的な知識、相談者から信頼を得るための面談方法の習得、ハラスメント問題を複雑化させない為の留意事項及び心構えを習得し、相談員としての能力の向上を目的として、管理職及びハラスメント相談員を対象とした研修を実施した。 そのほか、各教育施設においても表 19-4 に示す研修を実施したほか、表 19-5 に示す外部機関が主催する研修に参加し、教育事業や研修支援を行うに当たり必要となる職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上及び教育施設の安全管理等に関する知識や技能の向上を図った。 （2）研修の共同実施		
--	---	--	--

<

		③ 国際性の涵養に関する研修	4 件	41 人
		④ 企画力・マネジメント力に関する研修（プログラム企画、タイムマネジメント等）	152 件	2,045 人
		⑤ 安全指導等に関する研修 （自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運 転等）	37 件	335 人
		⑥ 実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）	1 件	15 人
		⑦ 接遇に関する研修	3 件	38 人
		⑧ コミュニケーション能力に関する研修（コミュニケーショント レーニング、ハラスメント防止研修等）	7 件	124 人
自己啓発	その他	⑨ 教養啓発に関する研修	3 件	47 人
		⑩ その他（キャリア教育、業務効率化等）	19 件	307 人
		計	406 件	4,245 人

表 19-5 各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分			参加件数	参加者数
基 礎	階 層	① 階層別研修（中堅職員、係長級等）	16 件	22 人
	実 務	② 事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）	33 件	64 人
		③ 国際性の涵養に関する研修	3 件	5 人
		④ 企画力・マネジメント力に関する研修 （企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等）	22 件	74 人
		⑤ 安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）	62 件	187 人
		⑥ 実務研修（会計事務、給与実務、無線等）	42 件	80 人
		⑦ コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成、ハラスメ ント防止研修等）	5 件	12 人
専 門	教員研修	⑧ 社会教育、学校運営に関する研修 （社会教育主事、中央研修等）	62 件	93 人
自己啓発	その他	⑨ 教養啓発に関する研修（人権問題等）	1 件	1 人
		⑩ その他（生涯生活設計セミナー等）	25 件	42 人
		計	271 件	580 人

表 19-6 【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	22	23	27	24	21
	参加者数(人)	651	869	1,540	2,047	1,476
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	412	437	423	395	406
	参加者数(人)	4,433	4,564	4,796	4,385	4,245
各教育施設が参加した外部機関の研修	参加件数	220	293	316	307	271
	参加者数(人)	526	722	768	772	580

4. 人事評価制度の適切な運用

人事評価実施要綱（平成 23 年 1 月裁定、令和元年 9 月一部改正）に基づき、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 1 年間を評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。

評価結果については、任用及び勤勉手当・昇給等の給与に反映させるとともに、人事評価を通じて職員の能力・資質の向上を図るなど、能力及び業績に基づく人事管理の基礎となるよう活用した。

また、管理職に対し、マネジメント能力の向上、職場環境の改善、組織パフォーマンスの向上のための「気付き」の機会を与えることを目的とし、令和 4 年度に試行、令和 5 年度から本格的に実施している多面評価について、令和 6 年度には更なる運用上の工夫として回答者の各設問に対する答えやすさを重視した文章に変更して実施した。

5. ワーク・ライフ・バランスへの取組

令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月の期間で策定された、「次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」に基づき、職員の仕事と育児・介護との両立支援並びに職員の健康の保持・増進と仕事と生活の調和を図るため、以下のような取り組みを行った。

（1）両立支援制度についての理解及び利用促進についての周知

両立支援ハンドブックを改正するとともに、制度の趣旨について周知することを通じ、管理監督者が育児・介護休業法や両立支援制度の理解を深め、また、職員が利用できる制度を把握できることを意識した啓発を継続して行っている。さらに、令和 7 年 4 月に施行される国の育児・介護休業法改正に基づき、令和 7 年 4 月より子の看護休暇の対象を拡大するとともに、育児・介護休業法に定められる基準を上回る当機構独自の措置として、育児部分休業の対象となる子の年齢を看護休暇と同等に引き上げる改正を行い、誰もが働きやすい環境づくりに引き続き取り組んだ。

		（２）超過勤務の縮減 職員のワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持に寄与し、職務に対する満足感や生産性の向上につなげるよう、業務の合理化・効率化、ノー残業デーの実施などにより超過勤務の縮減に向けた取り組みを継続的に行い、令和６年度は前年度比 21%の縮減を実現した。また、令和４年度から開始した超過勤務の見える化を引き続き実施し、各部署・施設ごとの超過勤務時間数を会議において情報共有することにより、超過勤務の縮減・適正化に取り組んだ。 （３）年次有給休暇の取得促進 年次有給休暇の年５日の取得義務についての周知・徹底に加え、年次有給休暇の年間を通じた取得しやすい職場環境の整備、連続した休暇の取得促進についての周知・啓発を継続して行っている。		
--	--	---	--	--

４．その他参考情報	
—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ－3	情報セキュリティについて		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等		法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	B
<主な定量的指標> ー <その他の指標> 【情報セキュリティについて】 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた、情報セキュリティポリシーの見直しの実施 <評価の視点> 上記指標のとおり。	<主要な業務実績> 機構では、情報セキュリティ体制を強化し、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組んでいる。 なお、ポリシーについては、令和5年度の統一基準改正に合わせて改正作業を進め、令和6年度に完了した。 1. 情報セキュリティ対策の実施状況 （1）体制 ポリシーに基づき、情報セキュリティ体制については、図 20-1 のとおり、総務担当理事を最高情報セキュリティ責任者（CISO）として役職員により情報セキュリティに関する事務を執り行っている。	<評価と根拠> 評価：B 令和5年度に行ったポリシーの改定に合わせてポリシーが定める運用規程や実施手順の改正並びに新規制定を行った。 令和5年度に引き続き、システム統一研修について受講状況の一元管理を行った結果、受講可能な全ての受講対象者が受講を完了することができた。 また、インシデント防止に関する注意喚起や職員教育の徹底に加え、メール誤送信防止ツールの運用により、インシデント防止の実効性が確実に向上し、インシデントの発生件数を大幅に削減することができた（発生件数：令和6年度7件、令和5年度12件）。 以上のことからB評価とした。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 ・情報セキュリティインシデントが計7件であり、前年度と比較して5件減少した。 ・令和5年度に行ったポリシーの改定に合わせてポリシーが定める運用規程や実施手順の改正並びに新規制定を行った。 ・システム統一研修について受講状況の一元管理を行った結果、全ての受講対象者が受講を完了すること		

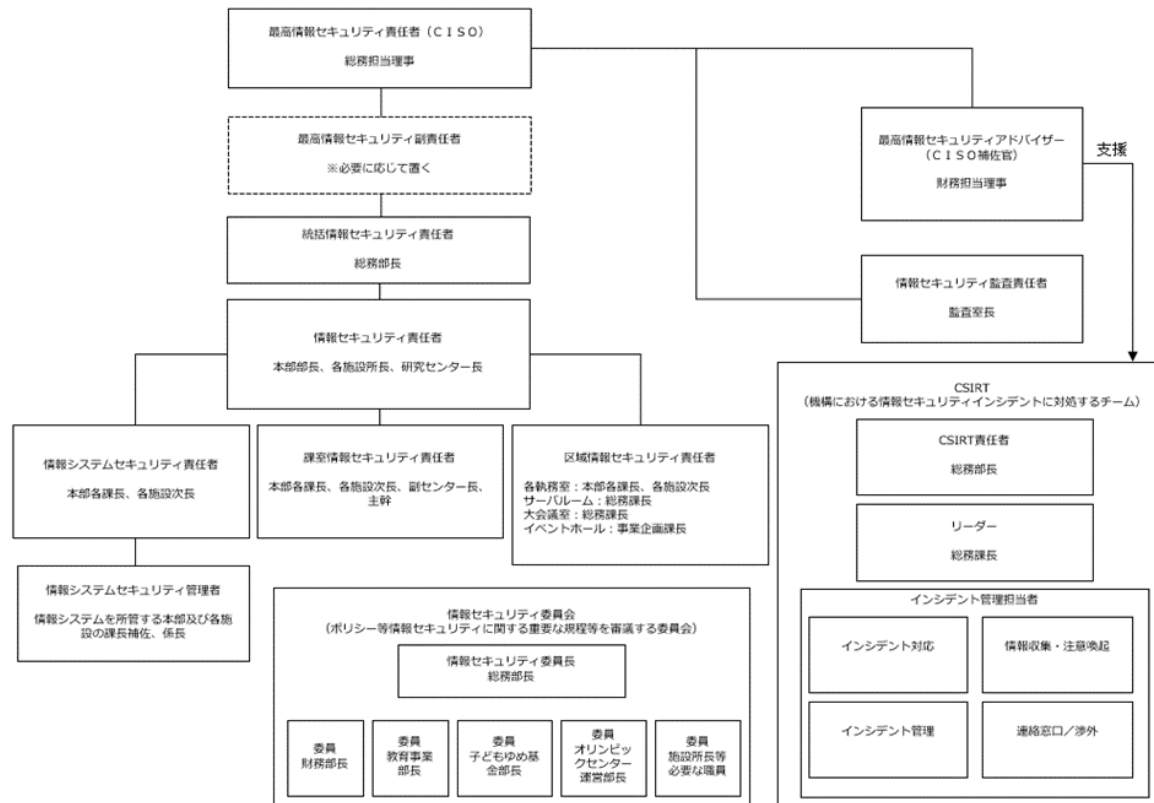


図 20-1 情報セキュリティ体制図

（２）教育

機構内で職員を対象にした新規採用職員研修及び総務管理系職員実務研修の中で情報セキュリティに関する教育を例年どおり実施したほか、前年度に引き続き、情報セキュリティインシデント防止講習会を実施し、外部からの出向者や委託業者等を対象に更なる教育を実施した。このほか、デジタル庁の実施している情報システム統一研修について、令和５年度に引き続き全職員の受講状況について一元管理を行うことで、効率的に受講の促進を行ったことにより、令和６年度受講対象者は、180人全員が受講を完了した。

また、より専門的な知識を必要とする CSIRT 要員については、令和５年度に引き続き、外部機関が実施している専門的な研修（NISC 勉強会、CSIRT 研修、CSIRT 会合（他機関との情報交換）、GSOC 報告会、実践的サイバー防御演習）に参加するこ

<課題と対応>

テレワークや Web 会議などネットワークを介したデータ活用の拡大などにより、サイバーセキュリティのリスクは高まりつつあることから、全職員を対象とした情報セキュリティに関する教育については、引き続きデジタル庁等が実施する研修の受講を推進する。また、全職員の着実な受講を促進するため、引き続き受講状況の一元管理を継続実施していく。さらに、情報セキュリティ対策に関する計画についても、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していく。

ができた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- ・メール誤送信ツールを導入して情報セキュリティインシデントの防止に努めたことは評価できるものの、依然として情報セキュリティインシデントが計７件であり、発生件数は少ないとは言えないため、情報セキュリティインシデント対策を徹底すること。

<その他事項>

—

	とにより、知識・技術の習得を図った。 (3) 自己点検 機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に全職員を対象にした Web テストによる自己点検を例年どおり実施した。これを通じて、全職員に情報システム使用時の必要知識について学ぶ機会を設け、情報セキュリティの向上を図った。 (4) 監査 情報セキュリティ監査は、ポリシーへの準拠性及び実際の運用の実施手順への準拠性を評価している。 令和 5 年度に引き続き、5 地方教育施設及び本部・センターの情報セキュリティ監査（メール誤送信や郵便物誤送付の防止、標的型メール攻撃から保護する対策の実施状況等の確認）を行った。 (5) 技術的な対策を推進するための取組 ① メール誤送信防止ツールの導入 令和 5 年 12 月より運用を開始したメール誤送信防止ツールを引き続き運用し、メール送信前確認の実効性向上を図った。 ② 横断的アタックサーフェスマネジメント事業によるシステムの脅威及び脆弱性対策の強化 令和 6 年 8 月に、内閣サイバーセキュリティセンターが、独立行政法人を含む政府機関等の情報システムを対象に、システムの脆弱性等を調査・是正する横断的アタックサーフェスマネジメント（ASM）事業の運用を開始した。これにより、組織の外部（インターネット）に公開されているサーバやネットワーク機器等の IT 資産の情報を収集・分析し、存在する脆弱性等のリスクを継続的に検出・評価するとともに、それらに基づき、脅威対策やシステムの脆弱性等を是正することができた。 (6) 組織的対応についての取組 ① 情報セキュリティ連絡会の実施及び議事等の情報共有 令和 5 年度に引き続き、CISO のもとに情報セキュリティ連絡会を原則として毎月 1 回開催し、情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）の発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等の当機構の情報セキュリティ関連事項について、本部の部課長等で情報共有を行うとともに、全役職員に資料を共有し注意喚起に努めた。 ② 全所的な会議及び研修等における情報共有等		
--	--	--	--

	令和5年度に引き続き、全ての地方教育施設の所長が出席する機構会議において、機構で発生したインシデントや再発防止策の情報共有を行ったほか、各地方教育施設の総務・管理系職員対象の実務研修の中で、情報セキュリティについての研修を行い、インシデント対応能力の向上を図った。 ③ 全職員を対象とした標的型メール訓練の実施 令和5年度に引き続き、全職員を対象とした標的型メール訓練を実施し、標的型メールを受信した際の対応能力の向上を図った。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―4	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001471

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評価	C
＜主な定量的指標＞ 【内部統制の充実・強化】 ・内部監査の実施 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。	＜主要な業務実績＞ 1. 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用 機構は、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備し、様々な体制の整備・機能強化による内部統制の取組を進めている。具体的には、以下のような体制を活用している。 (1) 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用 ① 役員会議 理事長の意思決定を補佐するため、理事長、理事、監事が出席し、機構の中期計画及び年度計画、予算及び決算、内部統制の推進やリスク管理に関する事項やその他役員会議が定める重要な事項について協議する場としている。		＜評価と根拠＞ 評価：B 内部統制の充実・強化では、年度計画に掲げた取組に加え、機構の経営改善に向けて、各担当部署と連携して利用状況及び収支状況の整理及び進捗管理を行うとともに、各地方教育施設との意見交換を複数回行った。また、職員意識調査を実施し、機構全体で取り組むべき課題の把握と対応の検討を行った。さらに、機構の効果的かつ効率	＜評価に至った理由＞ 自己評価では「B」評価であるが、令和6年度に発覚した施設使用料の免除事案を踏まえ、C評価とする。下記＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞で示す点について、改善を要する。 ・国立施設の施設使用料金は、① 独立行政法人国立青少年機構	

	② 経営会議 従前から業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、定期的に理事長及び理事が情報交換・報告等を行う場を設けていたが、機構の経営に係る重要事項について協議し、戦略的、効果的かつ効率的な業務執行を図るため、理事長、理事及び副理事で構成する経営会議を令和5年10月に設置した（毎週1回開催）。経営会議には、事務局である経営企画室のほか、総務部、財務部、教育事業部等の部課長が出席しており、経営に係る重要かつ迅速な意思決定の場としている。 ③ 機構連絡会 理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各部課長等より業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。 ④ 機構会議 理事長、理事、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営に関し、必要な連絡及び協議を行っている。その場においては、運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。 ⑤ 機構全体に情報を伝達する体制 職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。 ⑥ 非常時における体制 災害発生時に職員の安否を迅速に確認するため、令和6年6月に安否確認システムを導入し、非常参集可能な職員の把握や各地方教育施設からの報告を待つことなく即時に災害発生地域に居住する職員の安否を本部で把握できる体制を整えた。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震の対応として、令和6年度においても能登への応援職員派遣の調整や、リフレッシュキャンプ実施に向けての準備など、災害復旧及び被災地の子供たちの心身のリフレッシュのために能登と本部が連携・協力している。	的な経営の実現に向けて、次期中期目標を見据えた「成長・効率化戦略」「事業戦略」「人的資本戦略」の3つの戦略を各課と連携して策定し、これからの機構が取り組む方向性を示した。 以上のことからB評定とした。 ＜課題と対応＞ 各役職員が機構のミッション・ビジョン・バリューの重要性と自らの役割を認識したうえで、目標・計画をより効果的・効率的に達成できるよう、定期的な経営状況の把握や本部と教育施設との定期的な意見交換、職員意識調査の実施などにより、組織全体としてPDCAを徹底し、内部統制の充実・強化を図る。	施設利用規則、②独立行政法人国立青少年教育振興機構施設利用料金等規程、③施設使用料等の免除に関する取り扱いについて、において定められているものの、以下の事例に関して、これらの規定に抵触し、一部施設の判断により、施設利用料の免除が行われていた。 ・講師等宿泊室に係る施設使用料の免除（夜須高原・江田島の2施設） ・令和2年度補正予算にて個室化した宿泊室の施設使用料の免除（中央・淡路・夜須高原） ・一部の地方施設において、HPに掲載している「利用約款」と、青少年機構法、及び利用規則等の規則との不整合が発覚した。 ・施設利用料の減免や、利用約款と規定の齟齬については、第三者からの指摘で発覚した事案である。 ・施設利用料の減免については、令和6年10月に発覚した後、当省に正式な報告があった令和7年5月まで、同期間に渡
--	---	--	---

	(2) 理事長のリーダーシップを発揮するための取組 ① 経営企画室の設置 理事長のリーダーシップがより発揮しやすい体制を構築するため、令和5年4月に「経営企画調整室」を「経営企画室」へ発展的に改組した。経営企画室では、機構の経営を強化するために必要な事業・取組等に係る企画・立案、中期計画及び年度計画の策定及び評価、民間企業等との連携に関する事務等を所掌している。 令和6年度は、各地方教育施設の実態を適切に把握するため、利用状況、財務状況、施設設備の状況や近隣自治体との関係性等、各地方教育施設の基礎情報について取りまとめを行った。また、機構の経営改善に向けて、各担当部署と連携して利用者数及び収支状況について定期的に経営会議へ報告することにより、主に財務状況の進捗管理を徹底した。 また、健全な施設経営を実現するため、損益分岐基準の考え方を明確化し、各地方教育施設と個別に意見交換を行ったり、一時休館期間に本部と地方教育施設が複数回にわたりオンラインで意見交換を行う機会を設けるなど、機構一丸となって経営状況の改善に取り組んだ。 さらに、機構の効果的かつ効率的な経営の実現に向けて、次期中期目標を見据えた「成長・効率化戦略」「事業戦略」「人的資本戦略」の3戦略を各課と連携して策定し、これからの機構が取り組む方向性を示した。 ② 所長ミーティングの実施 経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるとともに、業務に役立つ様々な情報を周知するため、令和6年度は理事長と各地方教育所長が意見交換する場としてオンラインでの所長ミーティングを3回実施し、風通しの良い組織風土づくりの推進を図った。 ③ ウェルビーイングに関する取組 「青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する」というビジョンのもと、誰もが働きやすい環境づくりに取り組んできており、令和5年度における男性の育児休業取得率は77.8%と、全国平均の30.1%（出典：令和5年度雇用均等基本調査（厚生労働省令和6年7月公表））を大きく上回っている。 ④ 教育施設の運営の将来構想に関する取組（第11章1.（1）参照）		り対応がなされず、また、長期間（平成24年度～）に渡って不適切な状態が続いていたことは、内部統制やガバナンス機能が有効に機能していたとは言いがたい。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - 令和6年度に発覚した施設使用料の免除事案については、内部規定に反した運用であり、内部統制上の問題が生じているため、今後の抜本的な改善が必要である。この他規定と運用の実態が整合していない事案がないかについては、早急に点検を行い、調査結果を報告することを求めたい。 - 内部監査で発覚しなかったことも踏まえ、今後の内部統制環境やガバナンス体制については、抜本的に改善すること。 ＜その他事項＞ —
--	---	--	--

	(3) 内部統制の充実・強化のための把握・分析・対応 ① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況 中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定時期などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。 文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。 ② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等 重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立てている。特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設にも点検及び改善を指示している。 令和6年度から、機構の経営改善に向けて、各担当部署と連携して利用者数及び収支状況について定期的に経営会議へ報告することにより、主に財務状況の進捗管理を徹底した。 また、内部統制の充実・強化を図る前提として、組織の課題を把握するため、全常勤職員を対象に初めて職員意識調査を実施した。機構の社会的意義、経営、財務、人的資本、組織風土等の観点からアンケートを実施し、明らかになった課題解決に向けて、例えば組織間コミュニケーションの活性化を目的とした施設と本部との意見交換会の実施など、具体的取組につなげるとともに、人的資本戦略の抜本的見直しなど、今後の組織マネジメントの改革に着手する契機となった。 ③ 内部統制の現状把握・課題等への対応 ア. 内部統制の現状把握 理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。 また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、令和6年度は、5地方教育施設及び本部・センターで内部監査を実施した。		
--	---	--	--

	イ．課題等への対応 機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全ての教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。 令和６年度は、一部の地方施設において、講師等宿泊室使用料等の取り扱いに関する内部規定と、本部の関係規程とに齟齬があることが確認されたため、今後は機構本部の関係規程に沿って適正な運用を行うよう整理するとともに、該当施設の免除に関する内部規定を廃止した。 また、地方施設の Web から申込する際に表示される「利用約款」において、大人１人での利用や宿泊のみの利用を認めていない記載となっており、施設の利用に関し必要な事項を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下、「利用規則」という。）」と齟齬が生じていることが発覚した。このため、令和７年６月に「利用規則」に沿った「利用約款」の見直しを行った。 内部監査の結果については、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。 なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、令和６年度は問題となる事象や通報はなかった。 （４）内部監査 内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の諸業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。 令和６年度は、「令和６年度内部監査チェックリスト」（表 21-1 参照）をもとに、独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程に基づく個人情報の取り扱い状況や管理の方法、情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた第三者不正利用防止対策や、会計検査院の実地検査等を参考にした契約手続き等、５地方教育施設及び本部・センターにおいて、内部監査を行った。 内部監査において把握した改善点や施設職員から寄せられた意見等については、内部監査調書を作成し、被監査部門に改善を求めるとともに、担当課へ監査結果に対してフィードバックを行い業務改善に向けた指導を行った。その後、令和６年度実施した全ての内部監査を取りまとめた内部監査報告		
--	--	--	--

	書を作成し、理事長に提出するとともに、機構内に情報提供を行い、日々の業務の見直しとともに改善を促した。 また、「間接業務等の共同実施について（平成 26 年 7 月）」（第 10 章 4．参照）を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人による間接業務の共同実施の一環として、令和 6 年度は独立行政法人国立女性教育会館と相互に職員を派遣し、両法人の契約事務の状況についての監査を実施し、適正に執り行われていることを確認した。 表 21-1 令和 6 年度内部監査チェックリスト <table><tr><th>令和 6 年度内部監査チェックリスト</th></tr><tr><td>① 法人文書管理の状況</td></tr><tr><td>② 個人情報の適切な管理の状況</td></tr><tr><td>③ 危機管理に関する取組状況</td></tr><tr><td>④ 活動プログラムにおける安全対策について（※）</td></tr><tr><td>⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況</td></tr><tr><td>⑥ 育児休業に関する取扱の状況</td></tr><tr><td>⑦ 職場の安全衛生管理に関する状況</td></tr><tr><td>⑧ 情報システムの適切な管理の状況</td></tr><tr><td>⑨ 契約事務の状況（※）</td></tr><tr><td>⑩ 会計帳簿等の状況（※）</td></tr><tr><td>⑪ 旅費取扱の状況</td></tr><tr><td>※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。</td></tr></table>	令和 6 年度内部監査チェックリスト	① 法人文書管理の状況	② 個人情報の適切な管理の状況	③ 危機管理に関する取組状況	④ 活動プログラムにおける安全対策について（※）	⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況	⑥ 育児休業に関する取扱の状況	⑦ 職場の安全衛生管理に関する状況	⑧ 情報システムの適切な管理の状況	⑨ 契約事務の状況（※）	⑩ 会計帳簿等の状況（※）	⑪ 旅費取扱の状況	※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。		
令和 6 年度内部監査チェックリスト																
① 法人文書管理の状況																
② 個人情報の適切な管理の状況																
③ 危機管理に関する取組状況																
④ 活動プログラムにおける安全対策について（※）																
⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況																
⑥ 育児休業に関する取扱の状況																
⑦ 職場の安全衛生管理に関する状況																
⑧ 情報システムの適切な管理の状況																
⑨ 契約事務の状況（※）																
⑩ 会計帳簿等の状況（※）																
⑪ 旅費取扱の状況																
※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。																

4. その他参考情報
—

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I—1 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国 28 施設で実施する。 (前中期目標期間実績：11 施設) なお、教育事業については、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるようにする。 (前中期目標期間実績：普及・啓発 87.3%、モデル的事业 87.0% (年平均)) 【重要度：高】 青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。 【困難度：高】 多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各	1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。 なお、教育事業については、平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。	1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進 青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。 なお、教育事業については、平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。

	施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。 （１）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。 （a）「体験の風をおこそう」運動の推進 青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。 また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。 （前中期目標期間中実績：34都道府県で実施）	（１）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。 （a）「体験の風をおこそう」運動の推進 青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を、青少年教育団体と連携して進める。 施設においては、地域の青少年教育団体等と連携して運動を推進し、体験活動の機会と場を充実させるとともに、基本的な生活習慣の確立を図る。 また、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の充実を図るとともに、地域で運動を推進する体制の充実を図る。	（１）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。 （a）「体験の風をおこそう」運動の推進 社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。 ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。 ② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に限らず、年間を通して実施される事業の充実を図る。 ③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において企業等と連携しながら「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。 また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き
--	--	---	--

	(b)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。 (c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施 社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ 1,100 事業以上実施する。 (前中期目標期間実績：220 事業（年平均）) (2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進 関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ 27 事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGs の目標や ESD の基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業	(b)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国でこの運動を展開する。施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。 (c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施 社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ 1,100 事業以上実施する。 (2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進 関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携した上で、実践研究事業を全ての地方施設で 27 事業以上実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、併せて国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割を踏まえて施設内外で防災・減災教育を推進したり、SDGs の目標や ESD の基本的な考え方をういた体験活動を推進したり、地域探究プログラムを推進したりするなど、地域	朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動を全国的に展開する。 (b)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。 (c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施 社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを 75 事業以上実施する。 (2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進 次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動を推進するため、4 年度目には各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、実践研究としてまとめる。 さらに、防災・減災教育、SDGs の目標や ESD の基本的な考え方をういた体験活動、高校生を対象に地域探究プログラムを通じた地域学習と実践活動（全国高
--	--	--	--

	を実施し、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。 （前中期目標期間実績：研究者等を交えた報告書の作成は6施設11事業） （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで中期目標期間中に160事業以上実施する。 （前中期目標期間実績：157事業） また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。 （4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進 青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。	の実情を踏まえた体験活動事業を実施することにより、その専門性の高いモデル的体験活動を研修支援のプログラムで活用する。さらに、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が青少年教育の推進に寄与するよう、中期目標期間中に冊子の作成やフォーラムなどで発表する。 （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。 なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。 また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。 （4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進 青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に加え、グローバル人材の育成に関わる要	校生体験活動顕彰制度）など、研修支援における活動プログラムで実際に使用した教材や指導案をまとめ、冊子の作成やフォーラムなどで発表する。 （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマの体験活動事業を28事業以上とする。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。 また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。 （4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進 国内外の関係機関・団体等と連携して、①海外の青少年及び青少年教育指導者等との交流事業、②国内での国際交流事業を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を
--	---	--	--

	なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が 77.5%となっていることから、平均 80%以上との目標を定めた。	素として語学力・コミュニケーション能力及び異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー等を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均 80%以上を得られるようにする。	志向する率として、平均 80%以上を得られるようにする。
<u>1－2</u> 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。 (前中期目標期間実績：88.2% (年平均)) 【重要度：高】 我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。 (1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循	2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。 (1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側	2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。 (1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設け、引き続きカリキ

	環につながるカリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。 併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。 （2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進 絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に 250 人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度 5,265 回を超えるようにする。 （前中期目標期間実績：64 人（年平均）） さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。 （前中期目標期間実績：5,265 回（年平均）） （3）ボランティアの養成・研修の推進 青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全国 28 施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。 ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ 5,685 人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が 20,332 回以上となるよう支援を行う。	面や学びと活動の循環など、個人の成長と地域づくりを考慮した基礎的・専門的カリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。 併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。 （2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進 絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に 250 人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が毎年度 5,265 回を超えるようにする。 さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。 （3）ボランティアの養成・研修の推進 青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を全国 28 施設で実施し、延べ 5,685 人以上養成する。 また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活	ユラムの作成及び試行事業を実施する。その際、青少年教育を専門としている外部委員等を招聘し、その評価を得る。 また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が 70%以上となるようにする。 （2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進 絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を 50 人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が 5,265 回を超えるようにする。 さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。 （3）ボランティアの養成・研修の推進 青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137 人以上養成する。 また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活
--	---	--	---

	(前中期目標期間実績：養成 5,685 人、活動回数 20,332 回)	動回数が中期目標期間中に延べ 20,332 回以上となるよう支援を行う。 なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。	より、ボランティア登録者の活動回数が 4,473 回以上となるよう支援を行う。 なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。
<u>1-3</u> 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。 なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均 73%以上の利用団体から 4 段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。 (令和 2 年度試行実施時の実績：73.1%) 【困難度：高】 授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の 1 割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。 (1) 研修利用の充実 青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国 28 施設で青少年人口（0 歳～29 歳）の 1 割程度の利用実績を確保する。 (前中期目標期間実績：青少年人口の 10.35%（年平均）)	3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行うよう努める。 なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均 73%以上の利用団体から 4 段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。 (1) 研修利用の充実 青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国 28 施設で青少年人口（0 歳～29 歳）の 1 割程度の利用実績を確保するため、全国 28 施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設で青少年人口（0 歳～29	3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。 なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均 73%以上の利用団体から 4 段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。 (1) 研修利用の充実 青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国 28 施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設で青少年人口（0 歳～29

	（２）研修に対する支援の推進 地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。 また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。 なお、活動プログラムを利用した毎年度平均 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。 （令和２年度試行実施時の実績：81.5%）	画」を策定し、着実な実施に努める。 また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。 （２）研修に対する支援の推進 地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。 また、研修に対する支援を推進するために、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善、ねらいにあった指導方法の充実など、利用団体に対する研修支援を推進する。 なお、活動プログラムを利用した 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるようにする。 さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。	歳）の１割程度の利用実績を確保する。 また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。 （２）研修に対する支援の推進 地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。 また、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業の実績を踏まえ、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点から開発及び改善されたプログラムを冊子にしたり、フォーラムなどで発表したりするとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援を推進する。 なお、活動プログラムを利用した 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握する。 さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。
<u>I－4</u> 青少年教育に関する関係	４．青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題につい	４．青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進 昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題につい	４．青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

機関・団体等との連携促進	て、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。 (前中期目標期間実績：29事業)	て、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施するとともに、全都道府県からの参加者を確保する。 また、地域の各関係機関・団体相互の連携を促進するため、地方施設において広域的な事業の充実を図る。 さらに、効果的な取り組み事例等の情報提供や各関係機関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。	青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。
<u>1-5</u> 青少年教育に関する調査研究	5. 青少年教育に関する調査研究 青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。 【重要度：高】 青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教	5. 青少年教育に関する調査研究 基盤的調査研究及び課題別の調査研究を戦略的に実施するとともに、調査研究成果の公表には、青少年教育研究センターを中心とした外部有識者委員会を設置し、成果等に基づき行政や教育機関等に戦略的に公表を行う。	5. 青少年教育に関する調査研究 体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供を行う。

	育の効果を示すための重要な取組である。 （１）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施 多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に 14 調査実施する。 （前中期目標期間実績：14 調査） （２）調査研究成果の普及及び活用 機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して 広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。 特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。 また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政	（１）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施 多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に目標数実施する。 さらに、国内外における青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析する。 （２）調査研究成果の普及及び活用 調査研究の成果等を活用し、機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に適切に反映させるなど、事業の検証改善を図る。 また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や、機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究の成果等を広く提供するとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。 さらに、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行うとともに、調査研究の成果等を普及するため、調	（１）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施 ① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和 4 年度（2022 年度）調査）」の結果を基に普及に努める。 ② 日本と他国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。 ③ 全国の青少年教育関係施設等に関する調査を実施する。 ④ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査を実施し、報告書にまとめる。 ⑤ 令和 5 年度までに実施した青少年教育の国際比較研究の成果をまとめ公表する。 ⑥ 青少年の課題に即した実践研究を青少年教育施設や関係団体等と連携して実施し分析を行う。 （２）調査研究成果の普及及び活用 ① 調査研究成果の普及に向け、引き続き YouTube チャンネル等を活用し、普及のための取組に努める。 ② 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔にとりまとめ資料等を作成し、Web 掲載等を活用した調査研究の成果の普及に努める。 ③ 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。 ④ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を
--	--	--	---

	策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。 さらに、調査研究の成果を普及するために、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に 19 回発表する。 (前中期目標期間実績：19 回)	査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等で中期目標期間中に目標数発表する。	設け、調査結果の普及に努める。 ⑤ 国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携を図る。
<u>I－6</u> 青少年教育団体が行う活動に対する助成	6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。 助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。 これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供（0 歳～18 歳）の人口の 1 割程度に活動機会を提供する。 なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。 (前中期目標期間実績：616,673 人（年平均）2,466,692 人／19,788,000 人（0 歳～18 歳）人口＝12.5%）	6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。 これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年 40 万人程度の子供（0 歳～18 歳）に活動機会を提供する。 また、毎年の応募状況等を踏まえ、応募件数の増加を図る観点から戦略的な広報活動や助成手続きの見直し等を図るとともに、事業内容の質の向上の観点から事業運営をサポートする取組を行う。 なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。	6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成 青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40 万人程度の子供に活動機会を提供する。 また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援組織等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。 なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。
<u>I－7</u> 共通の事項	7. 共通の事項 上記の 1～6 に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。	7. 共通の事項 上記 1～6 に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。	7. 共通の事項

	（１）広報の充実 国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して 広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携による PR 活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。 また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国 28 施設のホームページ総アクセス件数について年間平均 550 万件を達成する。 （前中期目標期間実績：553 万件（年平均）） （２）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。	（１）広報の充実 機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディア、SNS等を活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業等との連携による PR 活動、⑤職員の広報の資質向上を図る広報研修等を策定した計画に基づき実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。 また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。これらの取組を通して、本部及び機構が設置する 28 施設のホームページ総アクセス件数年間平均 550 万件を達成する。 （２）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。 また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、調査結果を業務の改善に反映する。	（１）広報の充実 ① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。 ② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料や寄附金等の増加に繋がる関連資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業との連携を促進するよう基盤整備に努め、連携事業や PR 活動の充実を図る。 ③ 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施する。 ④ 広報の質的向上を図るため、職員の広報研修を実施する。 ⑤ 本部及び 28 施設のホームページや SNS の掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に務め、本部及び 28 施設のホームページ総アクセス件数 550 万件を達成する。 ⑥ 本部及び 28 施設が一丸となって各種取組を行い、広報の充実を図る。 （２）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報
--	--	--	--

	（３）各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。 （４）ICT の利活用 学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。 また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。	（３）各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、安全安心な教育環境を確保するための体制を構築し、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努める。 （４）ICT の利活用 学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。 また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。	告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。 （３）各業務における安全性の確保 利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、構築した体制を活用するとともに、更なる安全に関する情報の速やかな共有に努め、以下の方策を講じるとともに対応状況等を共有する。 ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守する。 ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施する。 ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。 ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。 （４）ICT の利活用 学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。 また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。
--	---	---	--

Ⅱ－１ 業務の効率化	１．業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、調達の合理化等を推進すること等により、中期目標期間中に、一般管理費については５％以上、業務経費についても５％以上の効率化を図る。 なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。 （２）給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 （３）契約の適正化 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。 （４）間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合	１．業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については５％以上、業務経費についても５％以上の効率化を図る。 なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。 （２）給与水準の適正化 役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。 （３）契約の適正化 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。 （４）間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育	１．業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 調達の合理化等を推進するとともに、５類相当へ移行した新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。 （２）給与水準の適正化 政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。 （３）契約の適正化 契約監視委員会によるチェックのもと、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和 6 年度調達等合理化計画」を策定する。 （４）間接業務等の共同実施 国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の４法人において、効果的・効
--------------------------	--	---	--

	研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。 （５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。 （６）業務のデジタル化・オンライン化 業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。	総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。 （５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。 （６）業務のデジタル化・オンライン化 業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。	率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を費用対効果を検証しつつ推進する。 （５）保有資産の見直し 保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。 （６）業務のデジタル化・オンライン化 業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、必要な情報インフラの見直しについても検討を行う。 また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。
<u>Ⅱ－２</u> 効果的・効率的な組織の運営	２．効果的・効率的な組織の運営 （１）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。	２．効果的・効率的な組織の運営 （１）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。 また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己点検評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。	２．効果的・効率的な組織の運営 （１）各施設の役割の明確化及び運営の改善 各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努めるとともに、政府の方針を踏まえた国立オリンピック記念青少年総合センター等の機能強化を推進する。 また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。

	（２）地域と連携した施設の管理運営 効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。 また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。 （３）施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の４法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため、当該４法人における連携について検討する。 なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設平均 55%以上を確保す	（２）地域と連携した施設の管理運営 地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、前中期目標期間中に導入した「運営協議会」方式を引き続き実施する。 また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を図る。 さらに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して取り組む。 （３）施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の４法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該４法人における連携について検討する。 なお、宿泊室稼働率については、各施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設平均 55%以	（２）地域と連携した施設の管理運営 施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式を引き続き実施する。 また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を進める。 （３）施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 宿泊室稼働率について、各施設において、地域の実情に即し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国 28 施設平均 55%以上を確保する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の４法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該４法人にお
--	---	--	--

	る。 (前中期目標期間実績：59.1% (平均)) 【目標水準の考え方】 第3期中期目標期間(令和2年度を除く)の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。	上を確保する。	ける連携について検討する。
<u>Ⅱ－3</u> 予算執行の効率化	3. 予算執行の効率化 運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算執行の効率化 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を適切に管理する。	3. 予算執行の効率化 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。
<u>Ⅲ</u> 自己収入の確保、固定経費の節減	1. 自己収入の確保 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。 また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。 2. 固定経費の節減 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮し、定期的に料金体系を検証する等の取組を行う。このことにより、事業収入については、中期目標期間中、毎事業年度につき、対前年度比1%以上の増収を図る。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。)さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンター	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。)。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ、クラウドファンディング、ネーミングライツ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を

		としての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。 １．予算（中期計画の予算） 別紙１のとおり。 ２．収支計画 別紙２のとおり。 ３．資金計画 別紙３のとおり。 Ⅳ 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は 20 億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に経費が必要となる場合に必要な経費として借入することも想定される。 Ⅴ 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし。 Ⅵ 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画 なし。 Ⅶ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充て	行うこと等により、固定経費の節減を行う。 １．予算 別紙１のとおり ２．収支計画 別紙２のとおり ３．資金計画 別紙３のとおり Ⅳ．短期借入金の限度額 なし Ⅴ．不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし Ⅵ．上記以外の重要な財産の処分等に関する計画 なし Ⅶ．剰余金の使途 なし
--	--	--	--

		る。 ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実 ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実 ③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実 ④ 青少年教育に関する調査研究の充実 ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実	
<u>IV－1</u> 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施 【重要度：高】 近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。 （１）施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。 （２）利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。 （３）青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、	1. 施設・設備に関する事項 別紙４のとおり。 （１）施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安全安心に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。 （２）利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。 （３）青少年教育のナショナルセンターとしてこれまでに得	1. 施設・設備に関する事項 別紙４のとおり （１）施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設整備５ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。 さらに、施設・設備に関するインフラ長寿命化計画の更新を進める。 （２）利用者のニーズや SDGs を踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した適切な施設整備を進める。 （３）自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点

	広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。	た知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、自治体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進する。	として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化計画に基づき推進する。
<u>IV－2</u> 人事に関する計画	2. 人事に関する計画 業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。 また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施する。	2. 人事に関する計画 (1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。 (2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 (3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。 (4) 人事評価制度を適切に運用し、職員の資質・能力の向上を図る。	2. 人事に関する計画 (1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。 (2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。 (3) 職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。 (4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。
<u>IV－3</u> 情報セキュリティについて	3. 情報セキュリティについて 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻	3. 情報セキュリティについて 情報セキュリティレベルを高めるため、情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、そ	3. 情報セキュリティについて 情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群や情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の見直しを行うとともに、職員を対象と

	撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。	の周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。	したセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。
<u>IV－4</u> 内部統制の充実・強化	4. 内部統制の充実・強化 機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、役職員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。 また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。 さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。	4. 内部統制の充実・強化 機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。 また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証する。 さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。 なお、中期目標期間中に全国 28 施設及び本部において内部監査を実施し、業務運営に反映させる。 5. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 6. 積立金の使途 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。	4. 内部統制の充実・強化 機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証する。 なお、令和 6 年度は、5 施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。 5. 中期目標期間を超える債務負担 なし 6. 積立金の使途 なし